

予算特別委員会

令和7年12月16日

葛城市議会

予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和7年12月16日（火） 午後2時00分 開会
午後10時30分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	藤井本	浩
副委員長	杉本	訓規
委員	木村	公
〃	西川	善浩
〃	梨本	洪珪
〃	吉村	始
〃	谷原	一安
〃	川村	優子

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	増田	順弘
議員	福本	善之
〃	靄本	義明
〃	速水	一生
〃	奥本	佳史

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古	和彦
副市長	東	錦也
教育長	椿本	剛也
企画部長	高垣	倫浩
企画政策課長	西川	直孝
人事課長	森本	啓二
総務部長	林本	裕明
庁舎機能再編推進室長	木下	友博
生活安全課長	野地	幸一郎
財務部長	内蔵	清
税務課長	高松	和弘

税務課主幹兼		
収納促進室長	吉川	勝
市民生活部長	西川	勝也
保険課長	増井	朋子
保健福祉部長	中井	智恵
社会福祉課長	能海	正男
介護保険課長	田中	美菜
地域包括支援課長	西川	進
健康増進課長	松本	育子
こども未来創造部長	葛本	章子
こども未来課長	西川	修
子育て支援課長	新澤	明子
こども・若者サポートセンター所長	川崎	圭三
商工観光プロモーション課長	増田	智宏
都市整備部長	安川	博敏
都市計画課長	村田	真也
建設課長	奥田	雅彦
教育部長	勝眞	由美
学校教育課長	森本	欣樹
学校教育課主幹兼		
学校給食センター所長	油谷	知之
生涯学習課長兼		
中央公民館長	石橋	和佳
上下水道部長	吉田	和裕
下水道課長	稲田	恭一
水道課長	西川	基之
監査委員事務局長兼		
総務課主幹	堀川	雅樹

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米田	匡勝
書記	神橋	秀幸
〃	西邨	さくら

7. 付議事件（付託議案の審査）

議第 97号 令和 7 年度葛城市一般会計補正予算（第 4 号）の議決について

議第 98号 令和 7 年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の議決について

- 議第101号 令和7年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 議第99号 令和7年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 議第100号 令和7年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 議第102号 令和7年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 議第103号 令和7年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）の議決について

開 会 午後2時00分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

令和7年度の12月、師走と言われる月も半分過ぎて、まちなか、スーパーとか行くと正月用品とか売ってて、何か、何となく慌ただしくなりましたが、この12月定例会も、もう半分過ぎて終盤戦に入ろうとしております。本日開催いたしました予算特別委員会、補正予算を審議するわけでございますけども、全員ご出席いただきましてありがとうございます。慎重審議賜りますことをお願いして、私からのご挨拶とさせていただきます。

委員外議員さんのご紹介をいたします。手前から、奥本議員さん、福本議員さん、鶴本議員さん、速水議員さん。

発言される場合、必ず挙手いただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押して赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言いただきますようお願いをいたします。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきください。

発言につきましては、簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いをいたします。

それでは、予算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法等についてご確認をしたいと思います。

まず、審査の順につきましては、ペーパーレス会議システム等に配付の予算特別委員会次第に記載の順番に1議案ごと上程し、採決まで行います。

一般会計補正予算の審査方法についてであります。提案説明については、一般会計補正予算の歳出、歳入を一括で説明を受けます。そして質疑については、まず、歳出の1款、2款と全ての款の人事配当の人件費、その歳出に関連する歳入及び議会だより印刷製本業務、議会会議録作成等業務委託及び会議録検索システム利用業務、財務会計システム改修業務委託、（仮称）当麻複合施設周辺エリア整備事業及び芝桜まつり2026運営事業の5件の債務負担行為について質疑を行います。

今申しあげました1、2款と全ての款の人事配当の人件費の質疑終了後に理事者側の職員の入替えを行い、歳出の3、4款と、その歳出に関連する歳入、歳入のうち過年度収入、保険課、社会福祉課、こども未来課分及び障がい福祉計画等策定業務委託、市立保育所及び認定こども園保育士派遣業務委託、市立保育所及び認定こども園交通誘導業務委託、市立保育所、認定こども園及び幼稚園外国語体験教室業務委託及び忍海小学校区学童保育所施設整備事業の5件の債務負担行為について質疑を行います。

3、4款の質疑終了後に理事者側の職員の入替えを行い、歳出の5款から最後までと、その歳出に関連する歳入、歳入のうち学校教育課分の過年度収入及び債務負担行為の当麻図書館及び（仮称）当麻複合施設指定管理業務について質疑を行います。そして歳出の最後まで質疑終了後に一般会計補正予算の質疑を終結し、議員間討議、討論、採決を行います。

特別会計補正予算については、これまでと同様に1議案ごとに歳出、歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。なお、水道と下水道の事業会計補正予算については、収入、支出の順番で説明を受けますので、ご了承お願いをいたします。

今申しあげましたこれまでのことについて、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、そのように委員会運営を行うことといたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

議第97号、令和7年度葛城市一般会計補正予算(第4号)の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

内蔵財務部長。

内蔵財務部長 皆さん、こんにちは。財務部の内蔵です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいま議題となっております議第97号、令和7年度葛城市一般会計補正予算(第4号)につきましてご説明を申し上げます。

まず初めに、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,707万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202億5,258万2,000円とするものでございます。また、第2条では債務負担行為の補正、第3条では地方債の補正を行うものでございます。

続きまして、補正予算書の5ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正でございます。表記の11業務を追加するものでございまして、期間のほうは、令和8年度あるいは令和8年度からの複数年度となっております。いずれの業務も令和7年度中に契約等準備行為を進めていこうとするものでございます。

続きまして、補正予算書の6ページをお願いいたします。第3表、地方債補正でございます。変更といたしまして、災害対策事業で左側、補正前の限度額1,910万円に2億6,100万円を追加し、右側の補正後の限度額を2億8,010万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、10ページをお願いいたします。10ページ、事項別明細書の歳出からご説明いたします。

まず初めに、このたびの歳出の補正で全体的な補正といたしまして、人事院勧告等に伴う人件費関連の補正と、それから事業費の確定等に伴う国や県への返還金、また、直近の執行状況から不足が見込まれる扶助費などの補正がございました。

まず、歳出の補正で、右端の説明欄のほうに人件費(人事課)と表記されております補正ですが、人事院勧告等に伴う職員人件費の補正で、補正総額につきましては6,825万6,000円の増額補正となっております。それから、各課でそれぞれ計上しております会計年度任用職員に係る補正といたしましては、これも総額で2,831万8,000円の増額補正でございます。したがって、人件費関連の補正総額は計9,657万4,000円の増額補正となっております。

続きまして、国や県への返還金でございます。主には3款民生費や4款衛生費にございま

すが、事業費の確定等に伴い超過交付分を国、県に返還するものでございまして、総額で6,903万4,000円となっております。

続きまして、19節の扶助費でございます。こちらは全て3款の民生費でございますが、直近の執行状況から不足が見込まれるものでございます。主なものといたしましては、22ページの下段、3款民生費、2項1目児童福祉総務費の子ども医療費扶助で3,400万円。それから23ページの下段、同じく3款2項の2目児童措置費の児童手当費で3,407万円。それから25ページの中段、同じく3款2項の6目ひとり親家庭等福祉費のひとり親家庭等医療費扶助で300万円。こういったものが主な補正となっております。一般会計全体で19節扶助費の補正総額は7,528万1,000円となっております。

これからの説明に当たりましては、時間短縮の観点から、今申しました人件費関連、それから国、県への返還金、それから扶助費、そして各特別会計の補正に伴う繰出金、補助金、これらの補正を除いた補正予算を中心に説明させていただきます。

それでは、説明のほうは13ページからになります。13ページの一番下になります。2款総務費、2項1目税務総務費、ふるさと応援寄附事業で補正額は2,000万円でございます。ふるさと応援寄附金の受入額の増加見込みに伴い、事務費を増額するものでございます。

続いて14ページの一番上になります。2項2目賦課徴収費、賦課管理事業で補正額は159万5,000円でございます。こちらは国のシステム標準化に係る経費でございます。

続きまして、15ページの一番上になります。3項1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事業で補正額は328万9,000円でございます。同じく、こちらも国のシステム標準化に係る経費でございます。

続きまして、17ページの中程になります。7項1目監査委員費、監査委員会事業で補正額は27万円でございます。監査委員報酬に係る条例改正に伴うものでございます。

続きまして、同じ17ページの一番下から18ページにかけてでございます。3款民生費1項1目社会福祉総務費の福祉医療管理事業の一番下、福祉医療集計手数料で80万円の補正で、こちらは受診件数の増に伴うものでございます。

続いて少し飛びまして、23ページの下から2つ目をお願いいたします。2項2目児童措置費、民間保育所育成助成事業の1つ目、民間保育所育成助成金で394万円。こちらは対象となる保育士の増加見込みに伴うものでございます。

続きまして、24ページの一番下から25ページにかけてでございます。2項5目児童館費、児童館学童保育所運営事業の一番最後、庁用備品購入費で130万円と、その下の児童館学童保育所管理事業で18万7,000円の補正でございます。いずれも忍海学童保育所に関連した補正となっております。

続きまして、26ページの中ほどをお願いいたします。2項8目子ども・若者サポートセンター事業費、子ども・若者サポートセンター管理事業で55万円と、その下の子ども家庭支援事業で106万8,000円の補正でございます。いずれも、子ども・若者家庭センターに関連した補正でございます。

続きまして、28ページの中ほどをお願いいたします。4款衛生費、1項1目保健衛生総務費の

保健衛生総務事業で161万9,000円の補正でございます。こちらは小児深夜診療負担金の金額の確定に伴うものでございます。

続いて30ページの中ほどをお願いします。1項7目保健施設費、新庄健康福祉センター管理事業で16万3,000円の補正でございます。こちら、こども・若者家庭センターに関連した補正でございます。

ページ飛びまして、36ページの中ほどをお願いします。5款農林商工費の3項3目相撲館費、相撲館管理事業で69万4,000円の補正で、こちらは相撲館の老朽箇所の補修工事でございます。

続いて、同じく36ページの一番下から37ページにかけてでございます。6款土木費の1項1目土木総務費、土木管理事業の中の一つ下の工事請負費で150万円、そして38ページの中ほどの4項1目都市計画総務費の都市計画施設管理事業で200万円の補正でございます。いずれも、市内に屋根つきベンチを設置するものでございます。

続いて39ページの中段になります。7款消防費、1項4目災害対策費、受援施設管理事業で2億6,100万円の補正でございます。物資集積拠点施設として利用予定の土地、建物を購入するものでございます。

続いて少し飛びまして、45ページの中程になります。45ページの中ほどです。8款教育費、5項7目図書館費、當麻図書館管理事業で24万6,000円の補正でございます。こちらは電気代の補正でございます。

続いて46ページの一つ下、6項2目体育施設費、當麻スポーツセンター管理事業で165万8,000円の補正でございます。こちらは樹木の伐採費用でございます。

続いて47ページになります。同じく6項2目体育施設費、新庄スポーツセンター等管理事業の中の一つ下、光熱水費で107万3,000円の補正で、こちらは水道代の補正でございます。

続いて同じく47ページの下段になります。10款公債費、1項2目利子、利子償還で229万7,000円の補正でございます。こちらは決算見込みに伴う補正でございます。

続きまして、歳入のほうに移らせていただきます。7ページのほうをお願いいたします。7ページの一つ上からになります。10款地方交付税の普通交付税でございます。こちらは決算見込みに合わせた補正となっております。

続きまして、その下の14款の国庫支出金から15款の県支出金でございますけれども、こちらは歳出の事業費の補正に伴う国、県支出金の補正となっております。

続きまして、8ページの中ほどをお願いいたします。17款寄附金で、こちらはふるさと応援寄附金と農林商工費寄附金の追加となっております。

続いて、19款の繰越金、前年度繰越金で収支の調整をしております。

続いて、20款の諸収入、4項3目雑入で補正額は3,720万6,000円、主なものといたしましては、障害者自立支援給付費返還金で2,761万4,000円でございます。

続いて4項4目過年度収入で、補正額は3,486万円、事業費の確定に伴う国、県からの追加交付でございます。

最後に9ページ、21款市債で、受援施設管理事業に係る緊急防災・減災事業債2億6,100

万円の追加でございます。

以上で、一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。ご審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入りますが、先ほど冒頭で説明をさせていただきましたとおり、まず、歳出の1款、2款と全ての款の人事配当の人員費、その歳出に関連する歳入及び5件の債務負担行為についての質疑を行います。

質疑ございませんでしょうか。

吉村委員。

吉村委員 よろしく願いをいたします。3点お伺いをいたします。

まず5ページの、債務負担行為補正の芝桜まつり業務委託についてお伺いをいたします。1,465万5,000円ですね。これ、令和7年度、今年度の芝桜まつり、4月12日から20日にかけて行われまして、19日にスペシャルライトアップがあって私も参加いたしました。これにつきまして、おおよそどの程度のお金がかかったのか。金額について、また、来場者数どれくらいあったのかなど、実績についてまずお伺いをいたします。

それから14ページ、2款総務費、1項徴税費、2目賦課徴収費、12節委託料なんですけど、賦課管理事業の中の市税システム標準化対応業務委託料ということについて、これが49万5,000円です。当初予算としては1,346万4,000円が上がった分なんですけど、システムの対象とされている業務、これは当初予算で伺いましたが、20種類あるというふう聞いておりました、うち市税に該当するというなら、固定資産税とか、それから個人の住民税とか、法人住民税とか、軽自動車税などが当たるとは思いますけれども、そのいずれかだと思えるんですけども、この内容についてお伺いすると、補正する理由、これについてお伺いをしたいと思います。

それから、その下なんですけれども、同じく12委託料の賦課管理事業の基幹システム標準化対応業務委託料というのです。これ、110万円なんですけど、当初予算になかったんですけども、この内容と補正の理由についてお伺いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

まず、金額についてなんですけども、令和7年4月12日から20日まで9日間開催いたしました芝桜まつりにつきましては、962万5,000円で奈良テレビ放送株式会社と契約しております。また、実績についてということなんですけども、開催期間中は約3万人の方が来場され、また、キッチンカー、マルシェについては、9日間で延べ271店舗、また、ステージイベントについても21団体出演いただき、盛大に開催できたと考えております。

以上です。

藤井本委員長 高松課長。

高松税務課長 税務課の高松です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの吉村委員さんの2点目と3点目の質疑でございます。まず2点目の、市税システム標準化対応業務委託料の49万5,000円の分についてでございます。こちらにつきましては、

個人住民税の課税業務で使用しております申告受付支援システムに関する対応業務となっております。現在、当初予算で要求してました、令和7年度中に実施される基幹システム標準化に関連して移行作業の対応をしておるところでございますが、当初予算の編成時点では、この申告受付支援システムと基幹システムとのデータ連携に関して不確定な部分もあり、予算措置できていなかった部分について、そのデータ連携に対応するため今回補正予算に計上したものでございます。

3点目の、基幹システムの110万円のほうについてでございますが、こちらにつきましては、基幹システムにおける軽自動車税に関する対応業務となっております。具体的には、現在既に実装されております2輪の軽自動車に係る申告手続のオンライン化の内容に、新たに記載事項変更や一時抹消に関する手続がオンラインの標準化機能として追加されたことによりまして、その仕様の内容が確定したので、今回補正予算に計上して対応するものとなっております。

以上です。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 分かりました。まず、税務の今のシステム標準化のことにつきましては、まず市税のほうについては、これ、仕様に不確定な部分があったということで、これを承知いたしました。

それからあと、もう一つの基幹システムのほう、これについては、追加のほうもあったということで、これについての補正であるということ、承知しました。

それからあと、芝桜まつりですが、3万人もお見えになって、それから21団体がステージで参加されて、それからあとキッチンカーが延べで、9日間で271店舗ですか、来られたということで、盛況であったというふうなことをお伺いをいたしました。

この限度額についてなんですけれども、令和7年度は1,000万円で、奈良テレビ放送でこれが下回る数でこれで収まってるわけなんです。令和8年度につきましては、先ほど申しましたように1,465万5,000円と5割増しになってると、限度額にしてはえらい金額が細かいなというふうに思ったんですけれども、この積算根拠についてお伺いをしたいと思います。

それから、おおよそ1,500万円近くなっていますので、結構な金額だというふうに思うんですけれども、これに見合う効果についてどのように考えておられるのか。そのことについてお尋ねいたします。

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしく申し上げます。

令和8年度の債務負担行為補正に計上させていただいております金額の積算根拠についてでございますが、まず、芝桜まつり運営等業務委託料で1,382万7,000円、それとシャトルバス運行委託料で66万円、芝桜まつりスタッフ用の上着作成業務として16万8,000円の、合計1,465万5,000円で計上しております。

芝桜まつりの令和7年度から令和8年度の変更点といたしましては、まず、芝桜のライトアップをこれまで開催期間中のみのライトアップとしておりましたが、令和8年度は、芝桜の開花状況に合わせて9日間から大体2週間程度に延長したいなと考えております。それと

あと、子ども向けのA I 遊具、これも1日間やったんですけども、2日間延長しようかということで考えております。あと、看板についても、事前告知看板でありますとか、臨時駐車場への誘導看板、また、バス停の看板や場内誘導の看板などもやはり看板の効果としては弱かったなと考えておりますので、それを一旦、次年度以降も継続して使用できるものを作成したいなと考えておるところでございます。主にこれらの理由が芝桜まつりの業務委託で増加となっている理由でございます。

また、シャトルバスの運行に関しましては、令和7年度は当初予算のみで計上しておったんですけども、見積り合わせから契約までの時間が非常に短くて、見積り依頼を出してもなかなか対応できる業者が少なかったという点もございましたので、令和8年度は債務負担行為を設定して、契約行為を前もって行っていきなとと考えております。

また、芝桜まつりのスタッフ用の上着についてなんですけども、令和8年度から、今は検討してる段階なんですけども、職員の負担軽減も考えまして、まつりにお手伝いいただけるボランティアみたいなのを募って実施できないかなと今考えておるところでございます。そのための費用を前もって作成する必要がありますので、これも同じく債務負担行為補正で計上しているところです。

あと、これに見合う効果というところなんですけども、先ほど申しましたように、9日間で市内外から3万人の方が来場され、葛城市の新たな春の風物詩になるとともに、また新たな観光スポットとして定着しつつあるのかなと考えております。また、道の駅かつらぎだけの数字に限って言えば、令和7年度の4月の売上高については1億3,112万8,000円で、前年度月比で108%、4月の来客数も5万9,109人で、前年度月比で106%となっており、それに見合うだけの効果はあると考えております。

以上です。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 金額のアップについてはよく分かりました。バスの費用が今回は債務負担のほうに乗ってるといことです。当初予算、前は上げたけども、乗ってるといことと、それからあと、看板を増やされるということと、それからスタッフ用の上着というのは、これ、今回だけですよね。次年度以降は乗らないというふうに考えて、あとランニングコストとしては、ライトアップの期間が延びるので、これはランニングコストとして次もかかってくるということと、今回一旦上がって、次回は若干は下がるのかなというふうには理解はさせてもらいました。

イベントについては、効果があるというふうなことでご答弁いただきましたけれども、イベントが効果あるのは、これはもちろんのことなんですけれども、前も申し上げたんですけど、イベントだけでは、まちづくりというか、まちおこしということになりますけれども、まちづくりは進まないという部分もありますので、イベント、今回これは大事なんですけど、併せてそれもお願いをしておきたいということと、それからあと、これに係る費用についても、効果はもちろんあると思いますけれども、またシビアにこの辺りも、まずは継続しないと定着もしないというところはもちろんあるかと思っておりますけれども、今後それについても

引き続き見極めるという作業もまた今後やっていただけたらというふうに思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

杉本副委員長。

杉本副委員長 芝桜の件をお聞きしたいんですけども、予算も上がって、やることもいろいろ考えていただいたということは、来る方も増えるという想定ですよね。だから僕も行かせてもらうんですけど、駐車場の問題どう考えられてるのかというのと、あと、マルシェを200何店舗出されてって、それは分かるんですけども、マルシェの方々の売上げってちゃんと立ってるのかなというのと、もう一つは、あそこ、前から言ってますけど、斜め向いてるじゃないですか。あれ、マルシェの人らとか、ガスとか使って危ないって僕は思うんですけども、その辺の対策、これ、去年も言ってると思うんですけども、どうされてるのか、お願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしく願いいたします。

駐車場につきましては、今年を見る限り、平日は特に臨時駐車場を設けなくても大丈夫かなという認識でいたんですけども、やはり土日はどうしても周辺が渋滞するという問題もございましたので、令和8年度につきましては、土日、土日の4日間をほんみちの駐車場もお借りすると同時に、社会教育センターもお借りしまして、あとそこにシャトルバスを巡行させて、できるだけ渋滞回避に努めたいなど。そのための事前告知でありますとか、臨時駐車場に誘導する看板も作成したいということで考えております。

あと、売上げなんですけども、少し聞いてるところによりますと、やはり今年は少し売上げが悪かったという声も実際聞いております。原因として幾つかは考えられるんですけども、今年度は、抽せん券の引換えを、スタンプラリーのスタンプを押したら引き換えるというところで今年はさせていただいたんですけども、令和6年度は、キッチンカーやマルシェで幾らか買っていただければ抽せん券を渡すという方法をとらせていただいていたんですけども、反省会の中でも、やっぱりマルシェとかキッチンカーの売上げを考えたら、買った抽せん券ももらえるほうがいいよねという話も出てますので、令和8年度は、またそういうふう売上げにも少し貢献できるように考えたいなと思っております。

そしてあと、駐車場の斜めの、会場の傾斜の件なんですけども、こちらについては、かねてからいろいろなご意見をいただいております。このため、現在、形状できる限り、平たんにできるようにしていきたいと検討しておるところでございます。これが克服できれば、芝桜まつりだけじゃなく、ほかの団体のイベントとかもいろいろ使えるかなと思いますので、少しこれは今、検討してる状況です。

以上でございます。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 駐車場の件に関しては、告知とか第一でやってもらいたいんですけど、僕が聞くのは、葛城市内の方があそこにとめられるような仕組みじゃないんですけど、県外ナンバーばかりやんって言われるのが心苦しいんで、その辺、できるだけ考えてください。

ほんで、マルシェのほうは、抽せん券というのはやっていただいてええと思うんですけども、単純にあそこ斜め向いてるから、物を食べる気にならないんです、僕、行ったら。食べるスペースありますよ、もちろん。先ほどおっしゃったみたいに、あそこ平たんにしたらほかにも使えるわけじゃないですか。どうせやるじゃないですか。芝桜も好評やから毎年やって話じゃないですか。どうせやるんやったら、1年でも早くやっていただきたい。ほんで危ないと思うんです、単純に、ガスとか使われる方。その辺、去年も言ってるんで真剣に考えてほしいです、ほんまに。マルシェやられてる方からも、苦情というか、聞いてるんで、売上げに関しても、それで何とか、せっかく来ていただくんで、やっていただきたい。

先ほど道の駅との兼ね合いの話出たんですけど、これ、終わる時間一緒じゃないですよ。芝桜、終わる時間といたらあれなんかな。もうちょっと遅くまでいたはる人が、もう道の駅閉まってんで、みたいなん聞いたんですけど、その辺の時間帯はどうなってるんですか。もっと開けてくれたらええのにと人結構おったんやけど、できないんですかね、そんなんは。

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。

道の駅の時間なんですけども、まつりの期間は7時ないし8時に延長していただいと。ただ、多分7時までやると認識はしてるんですけども、まつりは8時までやってるんで、そこに合わせるような工夫もまたお願いしていきたいなどは考えております。

以上です。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 いろいろ言いましたけど、できるだけ、せっかくやるんやったらと思うし、これ、債務負担でここでしか言えないんで、言いたいこと全部言うときますけど、せっかくええもんつくろう思うたら、多分これぐらいのことやらんと逆にあかんと思うんで、ほんまお願いしときますね。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 私も、芝桜まつり2026運営事業について質問いたします。

1つは、令和6年度、7年度の当初予算、計上額は幾らであったんでしょうか。先ほど決算額では出てたんですけど、予算額ベースで令和6年、令和7年の当初の予算額、計上額をお願いいたします。

それから2つ目ですけれども、内訳として、先ほど業務委託で1,321万というふうにありました。その中に、ライトアップの部分が増えましたよと。それ以外は主立って変わるようなことはないんでしょうか。例えば、歌手の方をバンドとか呼んでやられたりしましたが、そういうことをまたやられる。あるいは、市内団体も、かなりフラダンスの方とか、いろいろ出ていただいたりとかしてたと思いますけれども、イベントの中身、ステージをつくっておられて、そういうところに経費がかかっているのかなと思うんですが、それについては何らかの変更があるのかということについて伺います。

それから、これは3つ目ですけど、担当課の方、この中におられるかどうか分からないんですが、私は、芝桜だからメインは、芝桜がぱっとしなかったらこれは大変なことなので、今、維持、管理とか、誰がやって、どういう形になってるのか。これを知りたいんです。分かれば教えていただきたいです。というのは、昨年度、私見るに、おとしよりは咲き方が、時期がまばらになったりして、見栄えがもう一つかなというようなどころがあって、芝桜というのは本当に人を集めますので、どこの芝桜まつりであっても、非常に愛好家も多いんですが、本当にどこも苦労されてて、これについて少しお聞かせ願えたらと思います。3点お願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いたします。

まず、令和6年度、令和7年度の当初予算についてです。令和6年度につきましては、当初予算計上額といたしまして515万2,000円、令和7年度は、当初予算は964万6,000円となっております。

あと、歌手を呼ぶかとか、そういうことなんですけども、この辺に関しては、今後また契約のときにまたプロポーザルとか、その辺の提案にもよるんですけども、何らかの、誰とは今まだ決まってないんで言えないんですけども、そういう方は呼んで盛り上げたいなという計画はしております。

以上です。

藤井本委員長 村田課長。

村田都市計画課長 都市計画課の村田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

委員ご質問の、芝桜の件でございます。こちらにつきましては、残念ながら、芝桜が見栄えが悪くなってるところあったかなと思うんですけども、今年度、令和7年度で予算計上させていただきました補植のほうを行っております。令和7年12月から準備にかかってまして、4月には補植作業が完了して、ちゃんと芝桜まつりに向けてご覧いただけるような状態になってるかなというふうには考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。2回目の質問にはなるんですけども、補植をされるということで予算も組んで12月から向けてということです。これ、予算は大体どの程度の見込みになってるのでしょうか。手元にないので教えていただけませんか。

藤井本委員長 村田課長。

村田都市計画課長 予算のほうなんですけども、7年度予算で700万で計上させていただいてまして、その予算の範囲内で執行のほうをさせていただきたいと思っております。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 これは言いつ放しになりますけれども、私も、債務負担行為、来年度1,490万余り見て、かなり上がったなど、これまでね。この事業は20周年のまずプレ事業として始まって、20周年事業で始まりました。成功したからということで、今後3年間継続したいということは、

議会でも報告はありました。しかし、20周年で964万で、決算が962万5,000円ですか。この金額でそれを更に上回ると。しかも、先ほど700万、養生に使うと。これはどうなのかなと私は思ってます。というのは、屋敷山公園、公園まつりをやりました、春に。これは大体200万もかかってないんですよ。皆さんの団体が盛り上げていただくということで大勢来られると。だから、要はイベントを打てば人は来ますよ。お金かけて、もっとアーティストをレベルアップすれば、どっと来ますわ。でも、それが葛城市の祭りとしていいのかということなんです。

今はステージでいろんな団体の方もおられますけど、運営そのものを全部委託いう形になってますし、私は、葛城市の都市公園の祭りの在り方として、ここへ異常に金がつぎ込まれるようになってきてると私は感じてます。道の駅もうかっていいということですけど、あれはもうける施設じゃないですからね。もうかったって葛城市に一銭も来ないんだから。売上げが何ぼ伸びたというふうにおっしゃっても、市民に還元されるお金ではないから、経済効果はどうかというのは、また別の指標で、例えば市内の産物、農産物がよく売れたとか、そんなふうにしないと、私、これについては、かなり財政上の観点からしても、バランスの悪い支出になってるというふうなことは申し上げておきます。

それから、芝桜そのものも、こうやって700万かけて養生すると。今後ずっと養生していくということになれば、更にお金をかけることになりますので、葛城市は都市公園が、大規模公園がたくさんあって、財政上の負担の問題も出てまいります。これについてはもっと私は厳しく見ていく必要があると個人的には思っております。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

西川委員。

西川委員 私は、まず5ページの、債務負担行為の中の當麻複合施設エリア周辺整備事業の1億4,938万円なんですけども、1つ目、債務負担行為について、まず、葛城市の債務負担行為の定義というところをまず教えていただきたい。というのが、債務負担行為、かなり今回も多いので、債務負担行為をどのように基準として考えられてるかというところを再度お聞きしたいです。

それと、當麻複合施設周辺エリアについては、先ほど特別委員会のほうで内容は示されましたけども、駐車場施設、それと防球ネットとかですかね。これについてなんですけど、まず、施工を令和8年度からされるのか、って書いてるんですけど、債務負担が令和8年度ですけど、令和8年度からする理由というか、どういう工程になってるのか。先ほど誰か委員さんも言うたはったと思うんですけど、まず、債務負担として、工程も分からん、あと、この金額の根拠というのが、枠取りということはあるかもしれませんが、どういうふうに出されたのかというところをお聞かせ願いたいと。これが債務負担のことですね。

そしたら、取りあえず債務負担のことについて。

藤井本委員長 内蔵財務部長。

内蔵財務部長 財務部の内蔵です。よろしくお願いたします。ただいまの西川委員さんのご質問で

ございます。

債務負担行為、葛城市といたしますか、財政上のルールといたしまして、将来の経費の支出義務、債務を負う契約を結ぶ際に債務負担行為として、あらかじめ予算で期間、それから上限額を定めて契約行為まで行うものというふうに定義づけはされておるんですけども、今回の場合でしたら、当該年度中に翌年度、8年度以降にわたる事業を行うということであらかじめ債務負担行為を設定して、契約行為、あるいはその準備を進めていこうというものでございますけれども、そういったことでよろしいでしょうか。

藤井本委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の木下です。よろしく願いいたします。ただいまのお問いにお答えをさせていただきます。

まず、本事業の前提といたしまして、背景といたしまして、今年度の7月に、(仮称) 當麻複合施設周辺エリア活用事業に係る公募型プロポーザルを実施いたしております。2者の事業者のほうから提案がございまして、選定委員会による審査の結果、10月22日に市民生活協同組合ならコープを優先交渉権者に選定いたしました。その後、ならコープとの協議の結果、11月26日付で基本協定を締結いたしました。基本協定の締結に合意したことから、本協定に基づきまして、事業用定期借地権設定契約を締結すると同時に、周辺エリアの市負担の整備工事についても、今年度内をめどに請負契約を締結し、事業に着手、移行するための予算を必要とするものでございます。

委員ご指摘のように、本来であれば、今回の議会ということではなく、11月中にも特別委員会等を通して事業の全体像を議会の皆様に対して報告をし、続いて補正予算のお願いをする手順で準備を進めるべきところでしたが、11月中のスケジュール調整が難しく、本12月議会でご報告と同時に補正予算の提案となってしまいましたことに対しては、おわびを申し上げるところでございます。

現在、當麻複合施設の工事を進めておるところですが、周辺エリアの工事が重なることで施設の利用に対してご不便をおかけする期間がどうしても長くなることが想定されます。少しでも早期の着手を目指し、全ての工事をスムーズに完了することで、周辺住民の皆様にご不便を解消できるようご理解をお願いしたいと考えております。

簡易なスケジュールですが、令和8年の4月以降、農村広場駐車場の整備工事がまず最初の着手になるという予定でございます。整備工事に着手をいたしまして、続いて開発協議等を経まして、論地池等の埋立て工事を順次着手していくという予定になっております。

算定の積算の根拠ということになります。これは自前で積算といたしますか、こちらのほうでやっていただく工事に関して積算を積み立てていってるということになります。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 まず、債務負担の定義、それは一般的に、今、内蔵さんがおっしゃっていただいたとおりなんですけど、葛城市としてどういう基準を設けてやられてるかというのが、この債務負担でいったら結構ばらばらなんです。僕の中でよしとするのは、基本的に、会計年度独立の

原則ってあるわけですよ。ここでしか議論できへん。先ほどもおっしゃってた。ここでしか、言うたら、議案として出てこないんですね、予算として、基本的に。ここでしか出てこないじゃないですか、今。ここで議論するんでしょう、債務負担行為の話。そのときに、結局、葛城市として継続的にやられている、もちろん4月1日から継続的にやらないあかん事業というのはもちろん分かりますし、ただ、でも、當麻複合施設のエリアに関しまして、今、話聞きますと、令和8年度ですよ、やられるのも、工事は。工事は先ほどおっしゃられたように、令和8年度から。何で当初予算じゃあかんのというところもあるんです。

この内容についても、この特別委員会で今話していただいて、内容は分かったけど、言うてるように、かなり早急な、早急に、次もうこの債務負担で上がってくる。なかなか議論するところもない中、債務負担で上げられてくるというところが葛城市の考えとしてどうなんですかというところを、もう一回、答弁していただきたいです。一般的なことじゃなくてね。継続的にやっていかなあかんというところはいろいろあると思いますよ、債務負担の中でも。ただ、この周辺エリアに関しまして、8年度の施工やのに、別に8年度でいいんじゃないのって単純に思ってしまうんですね。

工事請負契約をするっておっしゃったんですけど、これは今年度するとおっしゃったんですけど、一体誰とするんですか、みたいなのところとか、全然分からへんのです。これ、でも、議決せなあかんのでしょうか。1億超えるから。その中で、こういうふうな形で、情報もない中、債務負担で上げられてくるというところに対しての葛城市の考え方をきっちりとおきたいということなんですよ。これ、言うたら、どこの業者さんかも分からんわけですよ。結局コープさんとどういうふうな契約の仕方をするのかも分からないです。コープさんに決まったからコープさんに、言うたら、葛城市がその分出しますよとするのか、その辺が分からないんですよ。この中では。その辺をきっちり説明していただいた上で、これを債務負担で必ず上げなあかんという説明をいただきたい。

藤井本委員長 今言うたはるように、今回、債務負担で上がってるけども、令和8年度の当初でもええんちゃうかと。この場合はこうなってこうなるというのと、あと委員が言うたはる、葛城市は葛城市の考え方、私はあってええと思う。一般的なものと、葛城市はこういうケースの場合はこうやってますというのがあっていいと思うんですけど、それは何ですかということを探ねてはるんで、それはないのやたらないでかまへんけども、そういうところを求めたはるんで、今申し上げてる2つ、これが債務負担上がってる。でも令和8年度の当初予算に上がったらかうなるねんという、例えばデメリット、メリットがあるとか、そういうお答えをいただきたいと思うんですけども。

林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。

ただいまの西川委員の質問に答えさせていただきますが、まず今回の、先ほども室長のほうから申し上げましたように、コープさんとの協定が正式に整いましたので、コープさんと基本、業者さん、そちらと市が、形的には工事請負契約ということになるんですけども、中身的にはコープさんに委託するような形で、コープさんの中で業者さんのほうも選定してい

ただいて、できるだけスムーズに、これは今、複合施設のほうで令和9年春に開業します。そこからまた8年度に予算を要求して、実際に締結すると、やっぱり数か月遅れますので、ここは市民の皆さん、楽しみにしておられますので、少しでも早く事業を着手していきたいということで、今回に限っては、コープさんとの正式協定を経て、これを、今回の債務負担行為を上程させていただいたという流れでございます。

一応、事業スキームとしてはそういう形で、今回一番、少しでも早く、民間のそういう商業施設のほうが開業することを目指しての対応ということでございます。

以上です。

藤井本委員長 それと、もう一つ言うてる、葛城市の考え方でこういう考え方をしてるということ、1回目も2回目も聞いてもらってるねんけども、それ、誰か答えてくれます。ないのやったらないでお答えください。葛城市はこういうやり方をやってんねんという部分で。債務負担の考え方ね。

内蔵部長。

内蔵財務部長 財務部の内蔵です。

西川委員のお問いでございます。市独自の要綱というか、マニュアルというか、そういったものはございません。法律で定められてるとおりに運用のほうはさせていただいております。それでよろしいでしょうか。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 それはそう言うてますよ。そやから、債務負担の一般的な考え方はそうやって言うてますけど、あまりにも最近、債務負担で出てくることが多くなってます。例えば、施工やったら工事業者がなかなか決まりにくいから、契約を前もって早くしたいとか、そやから、その準備にかかる期間を設けたい。これ、僕は、そんなどこまで許容されるのかなど。そういうところの考え方をきっちり、そんな多分書いてませんから、一般的な債務負担、その葛城市の考え方を聞いているだけで、なかなか、12月とか多いんですよ、債務負担がばっと上がってくるのが、最近になって。だから、葛城市としてはどういうふう考えられているのかということ聞きかかったということなんですけど、特になんか言われるのやったら、ないのか知らんけど。

藤井本委員長 西川委員、先、言うて、あっちこっち行かんで、言いたいこと言ってください。

西川委員 契約するんですけど、これ、結局、工事業者が請負契約になるという話なんですけど、これについては、そやから、いつの段階でされるのかという、コープさんにも、言うたら、正直、今、丸投げ状態になるんじゃないかなということなんです。この工事自体が。葛城市としてどう関わるのかなど。どういうふうな契約をされるのかなど。葛城市もその請負契約に入るのかということなんです。どういう立ち位置でという、それを聞きかかったんですけどね。これ、3回目になりますね。

藤井本委員長 市長が手挙げてくれたはるので。

阿古市長。

阿古市長 私申し上げて、若干また違うようでしたら事務方のほうが説明すると思います。

債務負担の考え方というのは、基本的にはどこの市町村も同じやと考えております。複数年にわたって事業がある場合、その場合は債務負担をとらせていただくということになります。

それと、債務負担、おっしゃっていただくのは、3月議会で間に合わないのかという話やと思うんです。ただ、昨今も特にそうなんですけども、3月議会で議決しますと、それから準備始まりますので、その段取りしますと6月とか7月に契約議決が入って、それからになりますので、スタートの段階で遅れてしまいます。今回の複合化の施設の件もありましたけども、非常に昨今、資材高騰ですとか、人件費ですとか、企業の段階での準備が遅れてきているというのが事実でございますので、できるだけ早い段階でというのと、それと今おっしゃっていただいている、(仮称) 當麻複合化施設の周辺エリアの事業につきましては、複合化施設のほうは9年の春から改修が始まるというのは、その予定で行っておるんですけども、あとの商業施設については、あくまで見込みで10年の春からということになっております。ですので、複合化施設が終わってからそちらのほうに入るというのではなくて、並行してやる部分については、できるだけ早くやっていただきたいというところなんです。

例えばの話、複合化施設ができたとして、実際の場面として、商業施設のほうに工事に入りますと、それだけでスタートが遅れるというのと、もう一つは、駐車場等の問題が起こります。今申し上げてる、農村広場のグラウンドの3分の1程度を駐車場に切り替えるという事業になるんですけども、そちらのほうは、複合化施設ができたときには使えるような状態である必要があると考えておるわけでございます。そういたしますと、9年の春にはもう完成してないといけない。

それと、商業施設等を建設するに当たっても、論地池を埋め立てたりですとか、いろんな基礎工事が入ります。ですので、そのような工事も含めて、速やかに着手し、できるだけ早く市民の皆さん方に、周辺エリアとしての完成した形でのご使用、また、完成しない段階では複合化施設を運営しないといけませんので、1年間は、その間にも、できるだけ迷惑のわからないような作業工程をというところで、今回は債務負担行為をとらせていただくということでございます。

契約の内容につきましては、葛城市とコープとの間の契約になります。基本的に。よくJRでやるような感じの工事、ああいうイメージですね。そやから、コープさんが現場の会社と契約をしていただくという形になりますので、私どもはコープさんと、こういう内容で工事を完成してくださいよというところをお示しして、コープさんと建設会社さんとの契約になるというところでございます。大体今の話でいけましたですか。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 契約については、今分かりました。工事請負じゃない、工事委託ですね。というような、尺土駅の例を出すと、そういうことですかね。ただ、これ、意見ですけど、言うときですけど、工事委託となると、なかなか、向こうに委ねてしまうわけですから、委託なんでね。合ってますか、今の工事委託ということで。

(「後で補足させていただきます」の声あり)

西川委員 分かりました。なかなか、委託するという事は、もうそこに委ねてしまうということですから、きっちりと葛城市の意見もちゃんと言えるような形をとっておいていただかないと、協定でどこまで書かれてるのか、僕、見てないですけど、それは懸念するところでございますので、それ言うときます。

債務負担の考え方を、市長、今、言うてくれはったんですけども、この件に関しましては、なかなか、令和9年度、複合化の施設がオープンするということで、駐車場を間に合わせたい。考え方によっては、これ、同じ工事が今重なってくるというところもなってきた、その間どないすんねや問題とかも出てくるんですよ。そやから、なかなか、一概にそれがええのかというたら、どうなんかなというところもあるので、その内容を議論なかなかできてないなというところが1つ思ってるところでございます。

理事者の考え方は今分かりましたので、そういう形でしときます。

藤井本委員長 補足の説明があるんですね。

木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 工事の契約のことにに関して少し補足させてください。

委託契約という形をとりますと、建設業法、一括委託が禁止されておりますので、今回の契約に関しては3者で請負契約を交わすというようなこととなります。内容的には、ご理解いただいている部分でそんなに相違はないかなと思っております。工事の内容をデザインビルド的にお任せをして、お願いをしてやっていただくと。プロポーザルの時点で、駐車場の確保ですとか、そういった工事の手順に関しても提案をいただいた上で、その方法でお願いしますということをお願いするというものでございます。

以上です。

藤井本委員長 ほかにないですか。関連ですか。

谷原委員。

谷原委員 當麻複合施設周辺エリア活用事業の債務負担行為なんですが、今の議論を聞いてて、私、先ほどの特別委員会、(仮称) 當麻複合施設に関する特別委員会の中で、2つ、回収対応の資料を見せていただいたんですよ。つまり、市負担に係る整備イメージという図と、民間事業者による整備イメージ。つまり、民間事業者のほうは、コープの建屋及びその前の駐車場、それから市の負担するところは、農村広場駐車場、それから多目的広場駐車場と分けておられたんですね。今回の債務負担行為というのはどっちなんですか。今のを聞いたら、全部かというふうに聞こえるんですよ。この予算で。これは市負担のところだけではないんですかね。今の議論だと、何かコープさんと3者契約結んでというふうになると、全部この予算の中でコープさんのも入ってるのかなというふうに思ってしまうので、もう一回、そこはちゃんと説明していただきたいというのが1つです。

それから2番目ですけども、債務負担行為で、具体的に市単独でやる部分の工事をなぜ早くしなければいけないのかというのがよく分からなかったんです。僕は、債務負担行為、別に今は、例えば公共工事というのは、どうしても年度始まって予算ができて、それから入札と

か契約やっていくので、どうしても事業が後半のほうに移るから、公共工事を平準化するために、早くから工事ができるように債務負担行為を組んでおいて、年度が変わったらすぐ作業に入れるようにしましょうという考え方があるのは、合理性があるとは思ってんですけど、でも、その場合に、なぜ今回の場合、令和8年の予算は3月議会で議決するわけですから、それ以降ではできないという喫緊の理由があるのかというのをお聞きしたいんです。

例えば、具体的に言うと、議会だよりが債務負担行為になってますよ。これは、議会だよりを3月議会の後の編集をやるときに、予算が組まれてから入札して業者選定になると議会だよりが期限に間に合わないので、債務負担行為やって、4月入ったらすぐ入札にかけれると。そうすれば間に合いますということで債務負担行為を組んでるわけです。だから今回の當麻複合施設周辺エリアの活用事業におけるこの工事、令和8年から10年まで組んでる工事を、どの工事をそんなに早くしなければいけないのか、はっきりおっしゃっていただいたら納得いくなど。そうでなければ、西川委員のおっしゃるように、やはり本来の予算審議の中で丁寧に説明していただくのが筋ではないかというのがあるので、その点をお聞きします。

藤井本委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのお問いにお答えをさせていただきます。

まず、契約の範囲に関しましては、市負担の工事に係る分に関してこの債務負担行為の計上をさせていただいているということになります。土地を定期貸借で貸付けする契約、それから今の工事を委託する契約、それからコープさん自身の工事を工事事業者さんに請負をするという契約、この3つの契約が同時に起こることになります。コープさんの提案のほうで、令和10年の春頃に事業の開始を目指しておられるということで提案をいただいております。その提案の中には、令和10年春頃のオープンから逆算をいたしまして、うちが求めている駐車場の確保ですとか、そういった手順を逆算的にはめていきますと、令和8年春頃、4月頃には工事に着手したいというところで提案が出てきておりますので、それまでに今の申し上げました3つの契約を年度内に開始させたいというところが主な理由になります。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 もう一つ分かりにくかったんですけども、コープさんが早くやりたいとおっしゃってて、ここに上がってる債務負担行為は、葛城市の駐車場整備の予算ですよ。だから、それを同時契約せなあかんというふうにおっしゃってたけれども、契約案件やったら、例えば、僕も、これ、さっきの特別委員会出なかったんだけど、何らかの費用が発生するわけですよ。相手方からお金をもらうのかは分かりません。相手方に払うかどうか分かりません。そのことは債務負担行為の中には入ってないですよ、当然。同時契約でコープさんは早くやりたいのは分かるんだけど、それが何でこの債務負担行為の市の負担の駐車場と関係してるんかいというのがよく分からなかったんですよ。だから、それ、コープさんは関係あるんですか、この債務負担行為の予算の金額に。それを答えていただけますか。

藤井本委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 説明不足になるかもしれないんですけど、市の駐車場整備に係る、今の

債務負担行為に係る予算に関しましては、市とならコープさんと、ならコープさんが工事を委託される事業者さんの3者契約になるんですね。この契約を年度内に結ぶということを目指しておりまして、実際の費用の発生は4月以降でも構わないというふうにお伺いしております。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 分かりました。要は、コープさん負担でやる部分はコープさんがやるんだけど、市負担に係る整備の駐車場についても、一応コープさんも関係があるということですよ。関係があつて、それもコープさんの業者さんのほうとの関係で3者契約を結んで、この費用は結局、コープさんの委託されるか契約結んだ人のところのほうに入って、それがやると。だから、そこが早くやりたいというふうに言ってるということですよ。分かりました。だけど、こういう説明、今初めて聞いたわけですよ。だから、本来は予算審議のときに、もうちょっと丁寧に、債務負担行為については、新年度予算だったらそうはならなかったと思うので、そこを西川委員もおっしゃってると思うんですよ。債務負担行為というのがぼんと上がって、説明もなしに行つて、質疑の中でこういうことが分かってくるのは具合が悪いんだなということだけ、これはもう言いつ放しですけど。

以上です。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 聞いててよく分からなかったです。10年の春にやりたいのは誰なんですか。債務負担行為上げてきてもらって、話ずっと聞いて納得できたらええなと思ってたんですけど、先ほど谷原委員さんおっしゃったみたいに、急がなあかん理由があつて、逆算でいったら今じゃないとあかんというんだったら僕分かるんですよ。急がなあかん理由は、今、10年の春を目指してます。市民の方々が楽しみに待ってます。それ全部に当てはまるくないですかってなっちゃうんですよ、聞いてて。じゃなくて、もうちょっと明確に、10年の春じゃないとあかん理由があつたら分かるんですよ、僕。10年の夏じゃ駄目なんですと。それで逆算していったら今なんですやったら、僕は、債務負担行為もしくは補正ってなるわけじゃないですか。ほんで、補正のタイミングがなかったから債務負担行為で僕は納得できるんですけど、10年の春に誰がやりたいんですかって話なんですよ。そこをもうちょっと、ちゃんと力強く言ってもらわんと債務負担行為に上がってくる根拠になりがたいんで、その辺、もう少し詳しく教えてほしいのと、もう一つは、どこでもこういう考え方の債務負担行為であるならば、葛城市のこんなもんなんですかね、債務負担行為、他市と比べて。他市でこういうふうな、多いか少ないか分からないですけども、こんなもんなんかなというのが気になるんです。というのも、こんだけ債務負担行為上げるんだったら、補正でやりましょうという議会はないんですかっていうお話なんですよ。だって11月議会、10月か分からないですけども、そっちのほうで丁寧っちゃあ丁寧やし、今回は時間がなかったって、誰の時間がなかったんか、よく分からないですけども、前の、僕、専決とか言ってるんですけど、普通のやり方で来ていただいたらいいのになって思っちゃうんで、その辺、お聞かせ願えますか。

藤井本委員長 表現が、今、副委員長言わはったように、コープさんがやりたいねんというふうに関

こえんねん。だから、そうじゃないやろう。だから、そこらをきちっと、市の計画があって、市の計画はこうやということをきちっと言わないと、誰が主体となって動いてるかが明確じゃないです、説明が。そこを明確にしてお答えください。

林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。

まず、誰がと言われると、当然、今回プロポーザルをさせていただいた中で、複合施設はまず9年春頃にオープンします。そこからやはりできるだけ早くということと、先ほど市長のご答弁にもありましたけれども、複合施設がスタートしましたら、やはり駐車場の問題が出てきます。今回、先ほどの契約は、市側の契約に関して今回債務負担行為をさせていただく。令和8年度から令和9年度が設定期間です。債務負担行為を今回設定させていただいて、現計予算となるのは、令和8年度、多分令和9年度、最後令和10年度になるかもしれませんが、一応それぞれの部分で分割した形で予算のほうは、契約は1本なんですけれども、予算のほうをそれぞれさせていただきます。

コープさんはコープさんで、先ほど申し上げてます、委託工事業者と直接コープさんの工事部分についてももちろん契約をされます。それをやはり全体のスケジュールの中できちっと合わせていくに当たっては、やはりこういうタイミングであるということになりました。

結論、最初の答弁があれやったかもしれませんが、誰が令和10年春とかいうことではなくて、最終的にはコープさんと市との合意形成、提案があって、市もそれに対して同意をしたという考え方でなっております。少しでも早くということは当然ありますので。

以上です。

杉本副委員長 そのお考えは分かりました。やったら、普通に今、ほかの委員さんは、タイトなスケジュールでばんばんって聞くんじゃないかっていう話になってきたら、補正でやるという考え方はないんですかっていう、先ほど言わはった、時間がどうかという問題と、他市はこういうことがあったら補正でやられてるところはないんですかっていうお話です。

藤井本委員長 林本部長。

林本総務部長 今、補正ということなんですけれども、補正ではなくて、あくまでもこれは3か年で、令和8年から令和10年の複数年度において、まずは債務負担行為を設定させていただきまして、それぞれの工事、これ、かなり、もちろん一番最初は農村広場から始まりますし、令和9年からは取壊しとか解体、最後、工事を行ったら駐車場の舗装も、かなり幅の広い、3年間にまたがる事業ということになりますので、まずは債務負担行為を設定させていただいて、予算自体は補正ではなくて、当初予算でそれぞれ上げさせていただくという流れになるかと思えます。だから1億5,000弱あるんですけども、それをそれぞれの、今年度はこれだけという流れで当初予算で上げさせていただくということで、そういった手順になるかと考えております。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 関連で、別のことなんですけれども、疑問があるんです。それは、なぜコープさんの関係

の業者さんに、農村広場の駐車場もフェンスも、公共施設の駐車場も多目的広場の駐車場、つまり、市が負担するという整備のところを、なぜコープさんの、なぜ葛城市がやらないんですか。葛城市が入札契約をするという形でいかないのか。なぜコープさんが絡むのかというのは、これ、よく分かりませんので、お願いします。

藤井本委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 公共事業として行うことと、お任せすることでどういった差が生まれるかということなんですが、民間施設と同時に施工が並行しながら進められるというメリットがございます。その中で民間の事業者のノウハウを生かした効率的な事業実施が見込まれるということで、公共事業として実施、施工をするよりも、価格的にも安価で、短期間でスムーズな実施が可能になるというようなことがございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 それは具体的に比較を出していただかないと、新たなやり方なので、これまでこんなやり方は、ありましたよ、近鉄とか、エレベーター設置については。やはり近鉄側さんの業者じゃないとあかんと。でもこれは非常に高くつくんだという話をしてたので、我々はそういうイメージがあって、それ以外のことについては、こんなやり方とってないので、実際にどういふ比較かということをもうちょっと丁寧にどこかで説明していただきたいと思うんです。安くなるということであるんだしたら、それは合理性があるんだろうと思うんですが、全くこういう手法をこれまでとられたこともないので、あまり、これまで、今回がこういう形で初めてのケースやからということあるんかと思うんですけども、比較をできたらお願いしたいと思います。これ以上ありませんので、ご答弁があれば。

藤井本委員長 林本部長。

林本総務部長 総務部の林本ですが、比較というか、まず、仮にコープさんの部分をコープさんは直接工事業者と契約されます。仮に市が公共工事として別に業者選定したときに、並行して同じ工事現場で、業者が複数で2者が入ったということになると、当然、価格もそうでしょうけども、効率性とか、いろんな工事の運用上、進めていく中では、かなりデメリットがあるのではないかとということで、比較という表現ではないんですけども、仮にそういうことになるかと考えております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 私から言わせたら、職員さん、楽しんでんねんなど、単純に思いますよ。それは3か所あるんだから、農村広場のところは農村広場で入札して、地元の中小業者さんに仕事を出すという考え方もあるし、全部をコープさんをお願いすると、それは効率いいのかもわからないけれども、これは施策の考え方ですけど、私は、例えば、地元業者のことも考え、分割するということもあつたらうし、そんなに1つで、1者がやって、順番にいうことがどうなのかなと。むしろ、同時並行でやるんだしたら、何者か入っていただいてやることもあり得たかなというふうに思います。資料も何もないので、私も印象でしかしゃべれないので申し訳ないんですけども、そこは今後どこかで説明していただく機会があればと思います。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 駐車場として農村広場のところを整備をされるということなんですけど、これの整備、僕、あれ見せていただいたんです、質疑応答、プロポーザルの。先ほど市長も、複合施設を令和9年の春からオープンすんのに、ここの施設を、駐車場が少なくなるから先に農村広場のところを整備をしていかなあかんということをおっしゃったんですけど、この質疑回答を見ますと、舗装はどうするんですかって書いてあったんですけど、ロープとか、クラッシャーとか、それぐらいでいいですみたいな回答をされてたと思うんです。ちゃんと駐車場として舗装して整備をせなあかんのちゃうのかなと思うんです、そういう話やったらね。その辺の回答、そやから、こういう話もなかなか分からへんわけですよ。そやから、その辺、もう一回、ご回答をよろしくお願いします。

藤井本委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまの確認ですが、ご指摘のとおり、農村広場の駐車場に関しましては、簡易な駐車場整備ということにさせていただいております。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 いいんですかね、それで。先ほど市長が答弁していただいたように、ここの複合施設が使われる人のための駐車場にもなるんじゃないんですか、というところなんですよね。簡易なやつでいいです。債務負担でこれで積算してます。そやから、つじつまがなかなか合わへんですよ、何かね。その辺しっかり整合を取っていただいて、していただきたいなということです。これは駐車場、しっかりと整備されたほうがいいんじゃないですか。せっかくやるんやったら、と思いますけど。

藤井本委員長 今言うてる駐車場、工事用の駐車場じゃないの。

(「違います」の声あり)

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 今の話を伺ってまして、なぜ、その農村広場のところは、今クラッシャーってありましたけど、碎石を引くということですよ。ロープというのは、ロープを張ったようなので駐車スペースをつくるという話なんですけど、それ、何でアスファルト舗装をしないのか。それで費用面とか、その理由についてお伺いしたいんですけれども。

藤井本委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのお問い合わせですが、農村広場に関しましては、現在グラウンドとしてご利用いただいているという背景もあって、駐車場にさせていただくことでどういった影響が出るのかということも確かめたいというところもありまして、ある程度、まず第1段階ということで駐車場整備をさせていただいて、もし、必要性が、使っていただくことが多ければ舗装というようなこともこの先には考えていきたいなと思っていますところ。どれぐらい利用があるのかなというのが、見込みが曖昧なところがございまして、そういった事情です。

藤井本委員長 そういう答弁になったら、また質疑が出てきますよ、でもね。

東副市長。

東 副市長 今の駐車場の問題なんです。あそこ、旧當麻町のほうで農村広場として利用しておりましたけれども、あそこ、たしか、暗渠入ってて、浸水の要素も含んでるはずなんですよね。その関係があって、舗装するとそれに影響してくるといふ部分もあって、ほんでアスファルトにはしてなく、今言ってるような形の駐車場を整備するという理解をしていただけたら分かりやすいのかな。

藤井本委員長 分かりやすいけど、さっき言うてるのと今言うてるのは違うんや。そういうことなんです。

東 副市長 ということです。ご理解いただきたいと思います。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 分からなかったんで、すいません。結局水路が入ってて、それは結局、重量の関係でアスファルトは引けないということですか。技術的なところが分からないんですけども。言うたら、重たい車が上通るわけですよ。アスファルト舗装ができなくて、クラッシャーというか、そういう舗装であれば、簡易な舗装であればできるというのは技術的に分からないので、もう一回、そこら辺、分かりやすく説明してもらっていいですか。技術的な問題やということですね。技術的にそれしか手段がとれないという理解でいいのかどうか。

藤井本委員長 木下室長。

木下庁舎機能再編推進室長 ただいまのお問いに対してですが、通ってる通水管のほうを、荷重を耐え得るものに替えるですとか、その上を舗装させていただくとかいうことを踏まえすと、そういう設計を組んで改良すべきところをしていくというようなところで、かなり費用負担がかかってくるということが見込まれますので、そこまでの見込みを立てて今動くべきなのかどうかを、一旦簡易に整備することで確かめさせていただきたいというような意向でございます。

藤井本委員長 この件については、債務負担行為のところから始まって、慎重に深掘りして議論を進めますけども、特別委員会ございますので、そちらで話できるところは議論していただきたいと思います。

ほかにないですか。

川村委員。

川村委員 お願いいたします。もう新しい質問ということやね。

藤井本委員長 はい。

川村委員 一部関連、さっき関連ラッシュだったんで、芝桜まつりのことも2問目に入れたいと思います。

1問目なんですけど、17ページの監査委員報酬の分なんですけど、27万円、この件につきましては、総務建設常任委員会のほうで一定議論いただいて、私も監査という経験をさせていただきましたので、あえてご意見というか、質疑させていただきたいんですけども、今回は専門職という形で公認会計士をお雇いになるという形で、これまでの監査という考え方の中で、今までは市内の中でそういった、ボランティアというか、そういう厚意的な考えも含めてお受けいただいた。3万円という報酬から今回は12万円という報酬になりましたというこ

とで、これ、市長にお答えいただきたいんですけども、監査というものは、行政上、非常に重きを置く機関であるというふうに思います。これまでも前任者は8年以上任期やられて、いろいろな監査を経て、いろいろと市政に対してご助言をいただいたと思います。振り返っていただいて、非常に監査からの意見について市長自身がどのように受け止められたかと。また、この監査機能を大いに生かして、そういった意見を多く市政に反映するようなアクションをとっていただいたのかということにつきましては、議会も、監査からの報告を受けまして、その内容をこちらも見させていただいた中で、なかなか進んでいかない意見に対して、市政に反映されていないような部分もありました。

一番大事なことは、今回も、こういった報酬をアップすることによって更に監査機能を強化するという考え方の下に今回は増額をされたとは私は思っていますが、どんな形にせよ、監査の機能というものについて、一度、市長のお考えと、そしてこれからこの費用をこだけかけていただく中で、市政にどれだけ反映させようという思いがあるのかということも改めて確認をさせていただきたいと思います。

非常に重要な監査機能を、他市町村も非常に重きを置いて考えていただいているという中で、奈良県の市長会の会長という立場もおありの中で、そういった監査機能というものを改めて行政の中でどのように重く受けておられるかという考え方についてお尋ねをいたしたいと思います。

それから2問目です。2問目、さっき芝桜まつりの中で、シャトルバスについての考え方なんですけど、シャトルバスが2か所の、ほんみちさんと、それから社会教育センター、ここを拠点として、そこからのシャトルバスと、非常に近いところから集まってくるという状況になってるんですけど、私は、昨年からずっと芝桜まつりの市民さんの声をいただいている中で、もっと広範囲で、シャトルバスがそこからスタートじゃなくて、迎えに行ってくださいような、もっと北も南も、そういった市民の方を拾っていただくようなシャトルバスに考え方を換えられないのかなというところを、どんな考えで、毎回同じなんですけども、そこに行くまででも大変、そこに行くんだったらもう現地行けるんですよ。ここについてのシャトルバスの考え方を改めて、私、この意見言ったと思うんです、前回の反省の中でね。でも、もっとも反映されていないということは、南北、端にお住まいの方が、どんなルートを経て芝桜まつりにご参加いただくのかというところのシャトルバスの考え方について答弁いただきたいと思います。

藤井本委員長 以上2点、お願いします。

阿古市長。

阿古市長 予算委員会のお答えするのは、監査の話は初めてかなと思います。特別委員会でありましたので、そちらのほうも若干同じような話になるかもわかりませんが、監査というのは非常に大切なもんやという認識というのは持っております。といいますのが、私が前任者から引き継いだときにはいろんな問題抱えておりました。ですので、前任者の時点から監査役をやっていただいている方に対しては敬意を表しながら、おっしゃっていただくように、ボランティアという感覚の、ボランティア的な要素が非常に多いものでございましたので、非

常にその能力を発揮していただいていたと思っておりましたけども、それが一定の期間で、やはり年齢的な問題がありまして、新たに監査役を求めることになりました。そのときに求めたのが今の現の監査役の宅氏でございます。それは当然のことながら、私のほうでその経歴も含めまして、その能力をある種、認識した上でお願いしたわけでございます。ですので、現の監査役につきましては、監査役が一番やりやすいようにという形で、いろんな監査機能の強化を葛城市としてできる範囲の中で積み上げてきたという、これは8年間じゃなくて、6年間になります。

残念ながら、現の監査役につきましては、体調の問題がありまして、春には実はもうその話が出ておりました。ですので、これから葛城市にとって、次のステップの中でどのような部門での監査を強化していくべきなのかというところを考えた上での他市との状況も鑑みた中での結論でございます。ですので、今回の場合は、市内というものを限定しなかったというのはそこにありました。ですので、公認会計士としての資格をお持ちで業としてされてる方を、ある種、その選択の方向として選んできたというのは事実でございます。

監査していただくたびにいろんな意見頂戴しております。全てにおいてその内容が葛城市で消化できたのかといいますと、必ずしもそうじゃないと感じておるところでございますが、監査役のご意見は尊重しながら、葛城市として取り組むべきことから、優先順位をつけながら取り組んできた6年間であったと認識をしております。

以上でございます。

藤井本委員長 機能アップ言うてるのちゃうの。これからどういうふうに機能がアップするんですかという問い。これでいいの。いいですか、これで。

(「だから、今、市長が監査の中でどういうことに反映したかってお聞きした」の声あり)

藤井本委員長 質問がそういう質問やからさ、今後、これだけをずっとほかの委員会でも議論されてるけども、それは条例とかであって、上がるわけやね。その中で機能アップが必要やと、監査に対する機能アップが必要やという川村委員さんの質問の中で、どういうふうな市長の考え方をお持ちかということなので、今までどおりですというのであればまた違うし、これからはこういうふうな取組をしていきたいというような話をさせていただければというふうに私は捉えてるんですけど。

阿古市長。

阿古市長 今までは、どちらかというと、ボランティア的に、僕は表現の仕方、多分誤解を受けたところがあったんやろうと思いますけども、気持ちとしては、月額3万円というのは非常にその対価としては低かったと認識を持っておりました。ですので、受けていただくに当たりましては、そういう気持ちをお持ちの中で受けていただいたという認識を持っております。ほかのボランティアの方は無償でやってるわけなんですけども、監査というのは、ある種、行政監査というのは非常に大切な部門でございますので、知識であり、経験であり、いろんなものを必要としますので、その対価としてどうであるのかというところを、たまたま今回期中だったんですよ、本当のことを言いますと。ですので、宅氏が任期満了のところがあれば、その時点でこの議論になったのかなと思うんですけども、期中であったがゆえに、今回突然

にそのような形になってしまったのかなという認識はっております。

これからの監査の在り方としては、基本的な考え方は変わりません。ただ、それをある種、職業としてその資格を持っておられる方の知識を更に加えることによって監査強化ができるのではないかという認識をしております。

以上でございます。

藤井本委員長 ありがとうございます。

もう1点、シャトルバス。

西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。

まず、シャトルバスの考え方についてなんですけども、まず、基本的には、道の駅の付近が混雑しますので、それを、渋滞を避けるために、やはりほんみち駐車場と社会教育センターで600台程度ですかね。そこを確保するという観点から取り組んでおります。

市民の方というところなんですけども、基本的にそういった場合に、どこまで、どの範囲まで行けばというのが、非常に場所の選定が難しいというのがまず1つございます。公共施設にするのか。実際、駅については検討したことはあります。駅についてなんですけども、例えば駅から新庄駅、尺土駅、当麻寺駅、道の駅、社会教育センターというルートをとったときに、バス1台でやっぱり結構な時間がかかってしまいますので、そうするとまたバスの台数を増やしたりですとか、費用がかなりまたかさんでくるというところもございましたので、今は、一旦はほんみちと社会教育センターの2か所というところで運用はさせていただいてるんですけども、その辺については……。

(発言する者あり)

西川企画政策課長 土日ですね。その辺り、今後については、また研究させてください。すいません。申し訳ないんですけども。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 それと1点付け加えることがあるといたしましたら、芝桜まつりというのは、従前の公園まつりとか、その目的が実は違います。公園まつりですとか、にぎやかにいろんなイベントを葛城市、過去からずっとあるんですけども、それはあくまで市民を対象としたイベントとして作り上げてきたものでございまして、今回の芝桜まつりというのは、発端はと言いますと、コロナ禍からこれから前向きに動いていくという気持ちの高揚と、20周年であるという、そのプレイベントを兼ねたわけなんですけども、ある種、発信としては、市外の皆様方に対してのイベントであると、発信したイベントであるという認識をしております。ですので、従前の私の考え方の税金の使い方とはまた違う考え方です。これから葛城市が次の発展に向かっていくための1つのイベントであるという認識でございますので、現実問題といたしまして、数字の上では約7割が市外の方がご来場いただいているという実績でございますので、従前のイベントの考え方とは違う考え方でのイベントであるということは、当初の段階で多分説明させていただいたとは思いますが、葛城市の次の発展のために更なる活性化のためのイベントであるという認識を持っての組み上げでございます。

駐車場につきましては、原課のほうで最大限いろんなことを考えたんやと思うんですけども、市外の方への発信の仕方も含めまして、更にはいい方法があれば、またご意見を聞きまして、考察を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 そしたら、まず監査委員のことでございますけども、市長が今、これまでの監査に対する考え方についてお述べいただきましたので、前任者もボランティア的なのとか、厚意でやっていた部分もあったと思います。ただ、それに対して自分の働きがどのように市政に反映していただけるのかという、それは仕事をするものの効果、これをやっぱり一番重きに置いておられたと思います。別に監査報酬について文句を言われたようなことも、私も一緒にさせてもらってる中でも聞きませんでした。しかしながら、やっぱり役目としての成果というものに対しては非常に気にされてたところがありましたので、あえて私のほうからは、そういった感想も含めて、本人さんは対価を求めてこられるというのは、金銭的なものではなかったということは私の口からも言わせていただいたらいいのかなと思います。

今度は、特に公認会計士ですので、財務的なところというのは非常に厳しい目でまた見ていかれると思います。今後、これからのことなんですが、やはり監査に関しての報告は議会もいただきます。議会もやっぱり共に監査報告について、我々は議会議員としての視点とともに、やっぱり行政監視をしていくという立場から、これからの監査については、プロフェッショナルが見た視点ということを非常に重く受け止めていかなければいけないというふうに私も思っておりますので、ただ、重きを置いていただけるということによって、監査室というのはこれからやっぱり必要になってくる。もし、これ、住民監査とかあったときに、監査する部屋ないんですね、はっきり言うて。どこでするんでしょうかね、というのを改めて課題として考えていただきたいなというふうに私は思います。

非常に手狭な中で、どこか小さな部屋でも、工夫していただいて、監査の拠点というものをしっかり確保していただくことによって、監査の機能を更に我々も重要視するということをおっしゃるので、一度、市長のほうも考えていただきたいなというふうに思いますので、これは要望として言わせていただきます。

それから、シャトルバスの考え方と、先ほど言われる、市長が、これは市民のためのものばかりではないと。市外の人を招き入れてPRというふうにおっしゃっておられましたけども、でも、これ、3割は市民であっても、この3割をもっと延ばさんとあかんと思うんですよ。市民さんがどこで何をやっているか分からないような、こんなことを税金で賄っていくことは、私は違うと思います。市民さんも十分に楽しんでいただかないといけない。ここに対しての親切な心を持っていただきたい。車ばかりの方じゃない。皆さんおっしゃるんです。行きたいんだけど行けないと。この意見については、耳を傾けていただいて、更なる工夫をしていただいて、みんなが楽しめる、やっぱり葛城市をPRするんなら、市民が楽しいと思ってる空気を市外に伝えるべきだと私は思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

監査室のことについては、市長、また考え方あれば、お答えいただければと思います。

藤井本委員長 部屋ね。

(「要望としてとりあえず聞きました」の声あり)

藤井本委員長 要望としては聞き入れると。それでいいですか、川村委員。

川村委員 はい。

藤井本委員長 質疑、ほかに。

谷原委員。

谷原委員 関連で、監査委員事業のところ、報酬で今年度、年度途中ですけども、2万7,000円ほど計上されてます。この件について伺うんですけども、27万円、ごめんなさい。27万円計上されてますけども、これ、私、報酬というのは、年度の当初に決めて、年度途中で人が代わっても、変わるものではないという認識なんです。つまり、これ、特別職の報酬ですけども、一般職の報酬もあります。非常勤の一般職の報酬もあって、これは年度当初に予算組んで、これで決めていってるわけで、これ、年度途中で代わったと。これ、人が代わったから変わってるわけですね。だから考え方として、ここをどう考えるかなんです。やっぱり報酬なので、定められたものを市民の皆さんにも公表してることだから、年度途中で病気とかいんなことと交代があったとしても、私は、一貫して同じで、代わるとしたら、年度が変わって新年度で代わるのが本来の在り方かなと思うんですけど、今回、年度途中で人が代わって、代わって、それも増額になったもんだから、これは前任者に対しても大変失礼なことになるんじゃないかなということが、総務建設委員会でも意見がたくさん出ました。この考え方をどう考えておられるのか。また人が代わったら、年度途中でも、こういう補正で変わっていくようなことになるのか。私は、制度の安定性からいうと、年度当初に決めたことは、その範囲で、途中で交代があってもおしまいまで当然行くもんだというふうに考えるんですけど、ここら辺の考えをお聞かせ願います。

藤井本委員長 堀川局長。

堀川監査委員事務局局長兼総務課主幹 監査委員事務局、堀川です。よろしく願いいたします。

まず、年度途中での報酬の変更につきまして、もちろん当初予算に基づいて執行させていただくのが当然のことではございますが、条例に基づきまして、今回であれば条例改正になるわけですが、条例に基づきまして、年度途中での報酬の変更というのも、絶対駄目だということではないと考えております。また、今回報酬の改正をさせていただいたタイミングにつきましては、さきの令和7年3月の予算委員会でのご意見に基づきまして、報酬額の検討をさせていただいて、タイミング的に12月の今回の議会という形にはなりましたが、必ずしも、次の監査委員さんが代わるタイミングとイコールになったからといって、委員さんが代わるタイミングで出したというものではございませんので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 そういうことであれば、そういうことで受け止めますけれども、3月時点でそういう意見

があったのであれば、もっと早く、これについては改定すべきであったかなと思います。

以上です。

藤井本委員長 質疑ほかにないですか。1款、2款。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、歳出の1款、2款と、全ての款の人事配当の人件費に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えと、暫時休憩を取ります。15分間、16時10分まで休憩を取ります。

休 憩 午後3時54分

再 開 午後4時10分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、歳出の3款、4款と、その歳出に関連する歳入、歳入のうち過年度収入、保険課、社会福祉課、こども未来課分及び5件の債務負担行為について質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉村委員。

吉村委員 2点お伺いをいたします。

債務負担行為補正の5ページなんですけど、市立保育所、認定こども園保育士派遣業務委託と、その下の、こども園の交通誘導業務委託につきましては、前回も前々回も上がってまして、質問もさせてもらってたんですが、その下なんです。市立保育所、認定こども園及び幼稚園外国語体験教室業務委託というのが、限度額が、これが、こども未来課と学校教育課それぞれ3,080万円で上がってる分なんです。

藤井本委員長 308万。

吉村委員 ごめんなさい。308万、疲れが出ててすいません。308万円ということでございます。令和7年度の債務負担行為補正にはなかったんですが、今回新たに追加する理由についてお聞かせを願いたいと思います。

それからあと23ページ、3款の2項2目19節扶助費の児童手当費です。これ、3,407万円で、令和6年の10月に児童手当制度が改正されまして、大きな変更点がありました。支給年齢対象拡大で、今まで中学生やったのが、高校生年代、18歳到達年度の末まで広がったりとか、あと所得制限の緩和とかでより多くの家庭が手当を受け取れるようになったりとか、支給額の見直しとか、あと支給手続の簡素化などが行われたというふうに承知してはるんですけども、今の段階で、今のタイミングで増額補正になった理由、これについてお伺いをいたします。

藤井本委員長 2点。

西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、1つ目のお問ひにお答えさせていただきます。5ページの債務負担行為でございます。市立保育所、認定こども園及び幼稚園外国語体験教室業務委託、こども未来課と学校教育課は分かれておりますが、内容は同じですので私のほうでご回答させていただきたいと思

います。

この事業につきましては、市立の幼稚園、保育所、こども園におきまして、かねてより、小学校での外国語学習の前段階として、四、五歳児を対象に英語で遊ぼうの時間を実施しております。本業務では、英語で遊ぼうの業務を委託するものでございます。今年度、令和7年度におきましては、5月にプロポーザルを実施し、契約後、4歳、5歳児のクラスに対し、6月から年度末まで、各クラス20回のカリキュラムを現在実施中でございます。しかしながら、業者選定を新年度に入ってから行っている関係で、実際に授業を開始できるのが6月となってまいります。実質10か月で20回のカリキュラムを実施していることから、他の行事との関係もあり、少しタイトなスケジュールとなっております。

このことから、事前にプロポーザルを実施し、令和8年度の4月から12か月間にわたって20回のカリキュラムを実施することでスケジュールの平準化を図りたいと考えております。よろしくお願いたします。

藤井本委員長 新澤課長。

新澤子育て支援課長 子育て支援課、新澤です。

令和6年10月に、対象年齢の延長や所得制限の撤廃、第3子以降の加算額の増額、第3子以降の算定期間に含める対象年齢の延長、支給回数の変更など法改正がありました。改正後初めての予算ということもあり、考えられる範囲を想定して令和7年度当初予算を要求いたしました。児童手当制度改正後の申請手続時期というのが、新年度予算作成時期というのと重なっておりまして、特に第3子以降の算定期間に含める対象年齢が、18歳到達後の最初の年度末から22歳到達後の最初の年度末までに延長されたことに伴う影響額というのを把握することが非常に困難な状況であったこともあり、正直見込みきれず、今回、令和7年10月支給分までの支給実績に基づき決算見込額を算出した結果、合計3,407万円の不足が生じることが判明したため、増額補正するものでございます。

令和8年度当初予算につきましては、制度改正後1年間の実績がございましたので、しっかりと見込んで予算要求させていただきたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 よく分かりました。ここで外国語体験教室につきましては、5月にプロポーザルやって、6月からしかスタートできなかつたので日程的にタイトになってた。それ4月から始めたということ、よく分かりました。これ、期間が令和8年度から令和9年度までの2年間になってるんですね。これ、1年間あるいは3年間というのが自然なようにも思うんですが、この2年間になってる理由についてお聞かせ願いたいと思います。

それからあと、児童手当費につきましては、制度改正で大きく変わったので見込みがなかなか立たなかつたということ、それはそうやろうなということ、次回は、1年以上たつたから、きちっと当初予算ではという話、承知いたしました。

今、市内で対象となる児童数、これが、要は思ったより増えたということかなというふうに思うんですけど、旧制度のときの人数、一月当たりでもいいんですけども、旧制度の人数

と新制度の人数がどれぐらい増えたのかということ、それぞれの人数が分かるようであれば、お答え願いたいと思います。

藤井本委員長 西川課長。

西川子ども未来課長 子ども未来課、西川でございます。

債務負担行為の期間についてでございます。こちらのほうなんですけども、小学校におきましては、既に5年間の債務負担を設定し、授業を実施しておるところでございます。保育所につきましては、當麻第1保育所の閉園が令和9年度末となっております、あと2か年となることから、今回は2か年の債務負担をお願いし、それ以降につきましては、数か年、3年あるいは5年というようなことも考えてまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

藤井本委員長 新澤課長。

新澤子育て支援課長 令和6年度の決算ベースで申し上げます。支給対象となる子どもの人数といたしましては、旧制度であります令和6年2月から9月までの8か月間の一月当たりの平均なんですけれども、およそ4,700人でしたが、新制度の令和6年10月から令和7年1月までの4か月間の一月当たりの平均ではおよそ5,875人で、差引きしますと一月当たりの平均は1,175人増加いたしました。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 分かりました。外国語体験教室については、當麻第1保育所が令和9年度で閉鎖されるのに合わせてということで、承知いたしました。これ、大切な業務だと思いますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

それから児童手当費も、かなり、これ、思ったよりも多かったんですが、増えて、4,700人が5,875人に増えたと。1,175ということで、2割ぐらい増えてるのかなということで承知いたしました。

藤井本委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 そしたら、私のほうから、5ページ、債務負担行為なんですけども、忍海小学校学童保育所の施設整備事業2億4,927万1,000円、これについて、なぜ債務負担にされるのか、債務負担行為で出されているのかということをお聞かせ願いたいのと、続いて22ページの3款民生費、2項児童福祉費の1目児童福祉総務費、19節の子ども医療扶助事業、これ、増額補正をされておるんですけども、これの原因、何か分析されているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

藤井本委員長 新澤課長。

新澤子育て支援課長 子育て支援課、新澤です。

現在、忍海学童では、年々利用人数が増加してきたことで、現在は、専用施設と小学校の空き教室を利用させていただきながら保育をしております。令和8年度の建築工事期間中の保育場所は、現在の専用施設を取り壊しまして同じ場所に建築いたしますので、小学校の会議室をもう1室お借りして保育できるよう調整させていただきました。しかし、工事期間中

は現在より手狭な状況での保育になることが予想され、児童にとって十分な保育環境を確保できないことから、少しでも早く現状を改善する必要があると考えております。また、今回の建設事業費は、子ども・子育て支援設備整備交付金の対象となる事業でございますので、令和8年度内には確実に完成させる必要があります。令和8年度内に完成させるためには、現在予定しておりますスケジュールでありますと、遅くとも令和8年6月には着工し、令和9年1月に完了予定とさせていただきます。

令和8年3月議会で予算議決いただいた場合、予算議決いただいた後に入札の公告、入札期間1か月ほどかかりますので、そこから契約議決のための臨時議会を開催いただき、開催いただくまでにも10日前後所要します。その後、契約締結といった法令上必要な手続を行う必要があります。これらにはやはり一定の期間を要することから、スケジュール的に年度内の完成が非常に難しくなる可能性があります。また、少しでも早く契約することができれば、当初の予定よりも前倒しで5月中にでも工事着工に取りかかれることで、少しでも早く完成させることも考えられます。

そうできることで、特に6年生におきましては、新しく完成した学童保育所で少しでも長い時間過ごさせてあげたいと思っていることから、令和8年4月上旬に予定されております子ども・子育て支援設備交付金の内示決定後、できるだけ早く議会に臨時会の開催をお願いし、工事の契約議決をいただき、その後、契約を締結し、可能な限り早期に着手できるようにするために、入札に係る準備行為を年度内に取りかかることができるよう12月補正での債務負担行為をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 もう1点。

増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。よろしくお願いいたします。

子ども医療費扶助費の増額についてでございます。今回の補正は、上半期の給付状況から不足分が見込まれるので増額するものでございまして、この子ども医療費の中には、乳幼児、未就学児の分と、それから小・中、高校生分、これまで子ども医療と言った分の2つが含まれております。

当初予算については、予算作成の直近6か月の実績や過去の実績を見て、増減を加え、積算をしておりますが、乳幼児につきましては、乳幼児の令和7年度の上半期の給付数が、件数としてはそんなに増減はないんですけども、1件当たりの給付額、これが増加しており、給付額の増につながったと考えております。

それと、小・中、高校生なんですけど、小・中、高校生については、また乳幼児とは逆で、給付件数が昨年に比べますと1.4倍という大きな増加がございまして、それに伴って給付額も増額していると考えております。

子どもの給付件数の増についてですけども、6年8月診療分からの無償化の影響があったものと考えておりますが、当初の見込み以上の伸びであったということでございます。それとあと令和7年度の予算を組む時点で無償化の影響というのがまだ出ておりませんで、結果として影響分を十分見れていなかったということに加えて、特に小・中、高校生での9月

までの件数が想定を超え、1.4倍という大きな伸びであった。このことが今回の補正額が高額になった原因というふうに考えております。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 まず、債務負担行為の件からなんですけども、完璧な答弁ありがとうございました。僕、債務負担の話、さっきずっとしてたんですけど、今回、忍海小学校に関しては、今ある学童、そこを潰して、今、借り教室とかを使って不便かけてると。そやから、できる限り早く入っていただくと。要は、次の年度じゃなくて、もう年度内にスムーズに入っていただくようにしたいということ、それはそういうことかなと思います。そのことについては理解いたします。しかし、今、もう1個聞きたいんですけど、設計のほうなんです。設計のほう、これ、この年度のときに1,200万で設計を予算をつけてるんですね。これが業務が完了を今するめどですよ。やっぱりこれ、確認申請もどうなってるのかということ、積算も完了してるのかということをお聞かせ願いたいなと思います。

それと、それがまず債務負担のほうですね。あと、子どもの医療の話なんですけども、小・中・高に関しましては1.4倍の増加になったと。これは無償化の影響もあるということ、窓口負担、葛城市は今、もともと18歳まで医療費無償化されてて、窓口負担も、言うたら、完全無償化というイメージです。そのサービスについては、すごい思い切ったことをされたのかなというところ、これはもう評価はしてるんですけど、今後これがずっと続くのか。なぜこの1.4倍という、無償化によっては分かるんですけど、利用者さんは、これ、やはりある一定の抑止力があつたんじゃないかなと思うんです。1.4倍にぱんと跳ね上がる。例えばちょっとしたけがでも、例えば、ちょっと打ち身した。薬局に行って湿布買うより、例えば、病院行って薬いただいて湿布もらったら、ただなんです。この辺のバランスというのを本市としてどう考えていくのかということをお聞かせ願いたい。これ、1.4倍ってなかなかの数やと思うんですよ。でも、どういうふうな理由というのは聞くことができないので、アンケートもないですし、ただ、でも、僕が推測するに、そういうことかなと思ってるんです。その辺をどういうふうに、今、葛城市としては考えておられるかということをお聞かせ願いたい。

藤井本委員長 2点。

新澤課長。

新澤子育て支援課長 子育て支援課、新澤です。

現在、なら建築住宅センターに建築確認申請を提出しておりまして、現在審査中でありまして。あと、事前にももちろん相談には行っていただいております。今回、債務負担行為を設定するに当たり、概算で建築費のほうを積算していただいております。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 増井でございます。

受診件数の増につきましては、おっしゃいますように、無料になったということで行きやすくなったというのがあるかと思っております。それとあと、小・中、高校生、特に中学生、高校

生になっていきますと、病院に受診するのも子ども1人で行けますし、そういったところでも行きやすくなってるのかなということで考えてます。診療区分の中で、入院であるとか、入院外とか、お薬とか、そういうようなふうで、どの部分が増えているのかって考えたとき、療養費、整骨とか、そういう感じのところはやっぱり若干増えているのかなというふうに思っています。その辺があるのと、あと、見てみたら、例えば、リハビリということで毎週行かれるので、お薬、調剤には全然関わってきませんけれども、再診料とリハビリ料という形で、それを毎週行かれてる方がいらっしやったりとか、そういった意味で、部活されてる子どもさんとかには行きやすくなったんじゃないかなというふうに考えています。

それと、無料になるからということで行かれる方、やっぱり一定数いらっしやると思うんですけど、全ての方がそういうお考えではないと思いますので、ある程度すれば落ち着いてくるのかなというふうに考えています。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 債務負担のことについては、今、確認申請については審査中やということで、あくまでも、今回、枠取り予算で予算要求のときにされて、大体の概算を出していただいと。それはそうです。これ、別に当初予算のときでも結局概算で要求は出してやるんですけど、僕、引っかかるのが、やっぱり設計業務がまだ完了してないというところでこういう形で出てくる。でも先ほどの、一番最初、課長があった答弁についてはしっくりきてるんですよ。ただ、これが、全部が全部このまま当てはめていくということは控えていただきたいと。今、忍海小学校学童保育、これはやっぱりその場所に今建てて、それを潰して、一月でも早く、そこに移っていただきたいから、こういう形で今回出していただいとすることを強調していただいたので、それで今回は納得しますが、これが、全部が全部、いつもこういう形で例えば出てくるということは、大規模な工事は違いますよ。今回なんか、これ、年度で収まる工事です、はっきり言うたら。そやから、今回については、先ほど課長の答弁で納得しましたが、全部が全部こういう形で当てはまるということは控えていただきたいというところは申し上げたいと思います。

それと無償化の影響で、やっぱり療養というんですか、リハビリとか、自宅で療養できることやったとしても、気軽に行きやすくなってるというところに、やっぱりこれ、葛城市でこれからずっとこの3,400万、今、増されてますけど、この辺をどう考えていくかというところは考えていかんなんのかなと思いますね。次の予算を増やすということだけじゃなくて、今、答えは出ませんが、一定の抑止力になってたんじゃないかなと思います。答弁を聞いていますとね。だからその辺が、何でも完全無償化というところについて、サービスは親御さんにとつたらいいのかもしれないですけど、ただ、葛城市の今のスタンスでこの予算が増えていっている、子どもに対しての、ここを次年度の予算あるときもしっかりと見て見ていかんなんのかなと思います。これは問題提起だけで、答えが今すぐ出ることはないんですけど、やっぱり数字に表れてきてますんで、これについては、次年度の予算にしっかりとまた見て、議論していかんなんことかなと思いますので、以上、意見としてさせてい

たきます。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 1点関連で、忍海小学校区の学童保育所設備整備事業についてお伺いします。1つは、規模、定員、どの程度の大きさのものを造ろうとされているのかということと、最大、今、今年度で何人の方が実際に学童保育所、実数で、来られているのかということと、3つ目に、建替えになりますので、その間の利用、小学校の空き教室ということになるんだろうと思うんですけども、先ほど会議室とかいうふうな話もありましたけれども、実際具体的にどういうふうになるのか、お聞かせ願えないでしょうか。

藤井本委員長 3点。

新澤課長。

新澤子育て支援課長 子育て支援課、新澤です。

建築の規模といたしましては、3支援、120人を定員としております。現在、申込みの登録人数は140人で、平日はおよそ80人ぐらい、多いとき、夏季休暇中とかであれば100人程度になるときもあります。

あと、8年度の建設工事期間中の保育場所は、小学校の会議室ともう1室、現在お借りしております学習室、この2つの教室で行うことを予定しております。期間中は現在の保育環境より手狭な状況での保育となることが予想され、大変ご不便をおかけすることになるかと思えます。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。規模は分かりました。これで大体収まる規模になるかと思いますが、建替え中、会議室と学習室ということで非常に手狭になる可能性があるということなんです。忍海小学校は空き教室がなくてかつかつという状態なので、そこで非常に大変だと思うんですが、ぜひ考えていただきたいのは、保護者の方にとっては、学童保育行きたくないと子どもがぐずると、これが大変なんですよ、一番、親御さんにとってね。だから本当に楽しく学童保育所に行けるということが本当に大事なところだと思うんです。これ、会議室なんかは机も入ってますよね。椅子もね、学習室は。学童は今、大体フラットなところで子どもが、座るいうても椅子ではなくて、何かあれかな、そういう座り方になってて、うろろ歩き回ることもできたりいうことで、安全性も含めて、もうちょっと何とかならないのかなという思いがあります。

1つは、体育館とか、外遊びをぜひやってほしいという声も強いので、やっぱり子どもさんがストレスを狭いところで感じることはないように、保育士の方の人数の関係もあろうかと思うんですけども、外遊びの形で体育館を利用させていただいたり、交互に入れ替えたり、何かそういう形で工夫していただいて、狭いところに子どもが閉じ込められるとストレスを子どもも感じて、行きたくないということにならないように配慮をお願いします。結構ですので、要望だけで。

藤井本委員長 要望ということでいいですか。

谷原委員 はい、要望だけ。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 債務負担行為のこの、派遣保育士さんと交通誘導業務委託のところでお聞きしたいんですけど、これ、毎年出てることなんですけど、単年度でいかはるのは、保育士さんは毎年、人数どれぐらいいるかわかるから、一回一回やらなあかんということでいいんかということと、あと交通誘導員さんは、単年度でやらんでも、ずっと同じことなんじゃないのかなと思うんですけども、これを単年で出してる理由を聞かせていただきたいです。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

今のご質問でございますけども、複数年度でも検討したいなというふうには思っておりますが、現在、磐城の認定こども園では2名の交通誘導員を配置して、現在、磐城第2保育所では1名の交通誘導員を配置しております。合計、合わせて3人なんですけども、こども園ができたといいますか、磐城第1保育所、統合した当時、新たに駐車場を設けて、子どもさんたちの通学の時間帯と重なるということから、しばらく、当面、慣れるまでは交通誘導員を配置した状態でしばらく様子を見たいというふうには思っておりますが、もう既に2年経過して慣れてきていただいているということもありますので、交通誘導員の人数等も今後考えていくというふうには思っております。

それとはまた反対に、磐城の第2保育所のほうなんですけども、現在、1人の交通誘導員配置しておりますが、昨今、交通量がかなり増えてきておりまして、交通渋滞を巻き起こしたりとか、そこを、付近を利用される方からの苦情とかをいただいております、1人の交通誘導員なんですけども、中、奥のほうで車が空いてる、空いてないというのが分からないというような状況があったりとか、そのときに保育士が外に出てきて交通誘導を手伝ったりということがたまにございますので、交通誘導員の人数の配置というものを少し検討したいなというふうに考えております。ある程度それが落ち着く頃になった時点で、おっしゃっていただいているように、私どもも、交通誘導員、慣れていただくのが一番大事かなというふうに思っています。単年度で代わってしまっただけでは、また一からのやり直しになりますので、複数年度であってほしいという思いもありますので、しばらく様子を見た後に、複数年度は検討してまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 派遣保育士さんに関しては、聞いたのは手前の話で、僕、言いたいことあるから手挙げたんですけど、これもこの前の協議会で言ったんですけど、僕が一般質問で、待機児童対策として入れてくれないかっていって、やってくれたんは、それはめちゃくちゃありがたいことなんですけども、当たり前のように使う業務でもないと思うんです。今やっただいて、待機児童がすごい減ってきてるというのは、僕が議員になったときより随分変わってきたんで、それはすごいありがたいことなんですけども、やっぱり普通の自力の保育士さんをちゃ

んと確保するというふうなことで、今まで募集してる要綱、やり方だけじゃなくて、この前の協議会でもお聞きしたみたいに、辞める保育士さんも少なくなってるというのは、環境改善やっていたらのはすごい分かるんですけど、やっぱり、実の保育士さんの声を聞いたら、単純に保育士さんが、例えば産休で休まれた方の代わりに量増えて頑張ってるだけやという声を聞いた。それはほんまかうそか分からないですよ。ただ、頑張ってはる保育士さんが多い。その中で辞めないで頑張ってはる。でも、派遣保育士さんが来たら、お金のためにやってはらないと思うんですけど、時給って聞いたら、「うん？」ってなるわけじゃないですか。出口のほうは固めてもらったって思ってるんですけど、入り口のほうの募集の面をもっと今どきに合わせた募集に変えていただいて、できるだけ、僕が言い出して、おまえが言うなよって言われるかもわからないですけども、これってずっと永遠に使う制度でもないかなと思ってるんです。僕はそのときの傷口を防ぐために提案した。やっていただいたのはありがたいし、そういう改善していただいたのは分かるんですけども、次のステップにやっていただけるように、ここでしか言えないんで言うておきます。

あと、交通誘導員さんに関しては、同じ、そうやと思うんです。ただ、複数年になる前にって、おかしな言い方、そうしていただく前に、いろんな声聞いていると思うんですよ。交通誘導員さんのいろんな。今は言いませんけど、僕も聞いているんで、そういうところを、この前提案させてもうたこともあると思うんで、その辺もしっかりしてからやっていただきたいなという思いで質問させてもらいました。これはもう意見だけでいいです。ありがとうございました。

藤井本委員長 ほかに。

川村委員。

川村委員 そしたら、26ページなんですけれども、こども・若者サポートセンター管理事業の中で、工事請負費、それから、こども家庭支援事業として備品購入費、もう一つ、若者支援事業の中の旅費、この3つがどういった状況で家庭センターのほうにつなげていかれるような備品になるのかというのをお答えいただきたいと思います。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの川村委員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。工事請負費につきましては、これは現在、看板にあります、葛城市當麻保健センターの文字を取り外しまして、下地をきれいにした上で、葛城市こども・若者家庭センターの文字を新たに取り付けるための工事費でございます。

続きまして、備品購入費につきましては、これは児童相談記録システムのパソコンを2台購入しまして、その2台に児童相談システムをインストールするためのものがございます。

最後の、費用弁償につきましては、交通費につきまして基準の見直しのために増えたものでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 今、ご答弁で、看板をリニューアルされると。これはもう分かりました。

それから備品購入、パソコンを2台買われる。児童相談システム、これをインストールされる。この児童相談システムというのは、結局、妊娠期からの母子またはその乳幼児に係る相談内容の、保健師からのそういった相談支援というのをキャッチするものなのかどうかという、その確認ですよ。そこができればならない今回の家庭センターであると思いますので、その辺りの内容についてどういった運用をするのかというところをお答えください。

それから、交通費というのはどういったものなのか。内容についてお聞かせいただきたいと思います。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの川村委員のご質問にお答えいたします。

おっしゃりますように、令和8年度から、母子保健業務、こども・若者サポートセンターに所管を移しまして、こども・若者家庭センターとして本格的に市区町村こども家庭センターの業務を行っていくことから、新庄健康福祉センターでも、現在、こども・若者サポートセンターで活用しております共通のシステムを導入しまして、情報の共有化をより強力に進めていくために、新たにパソコンを設置するための費用でございます。

続きまして、費用弁償につきましては、こちらにつきましては、増額対象となりましたのが交通費についてです。増額対象者が全部で、教育指導主事1名、臨床心理士3名、統括心理士1名と適応指導教室2名の交通費の見直しがかかったために増額となったものでございます。

以上です。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 もう言いつ放しですので、意見として、パソコン購入の中で、要するに、健康福祉センターの乳児健診等から保健師がいろいろキャッチしてる情報を共有するということですね。これが今まではどんな形だったのか分からないんですけども、この情報キャッチというのが非常に重要な部分であるというふうに思います。これを導入されるということですけども、それについて、その細部に至るところ、いろんな乳児健診等で、情報共有が乳幼児健診だけではない部分というのは、例えば民生委員さんに相談なさったりとか、そういった相談の場所が違うところにあったり、そういった場合にどうするのかなというふうに思うわけですけども、3回目なので、委員長、もし、そこだけ確認を、健福だけでキャッチした情報だけではない場合はどうするのかと確認させていただいてもよろしいでしょうか。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。

おっしゃるとおりでございます。様々なところから、地域から情報というのは入ってきます。こども・若者サポートセンターの職員がキャッチしましたものに関しては、この児童相談システムに入れていきますし、来年度から、新庄健康福祉センターにあります母子保健担当者も、これもこども・若者家庭センターの職員となりますので、同じ共通のシステムに

全て入力をして、1人の子どもを見守っていく形をつくっていきたいと考えております。ですので、民生委員さんでありますとか、あるいは地域の方からお聞きした情報等につきましても、この児童相談システムのほうに入力をして、より子どもをしっかりと見守れるようなシステムとして活用していきたいと考えております。

すいません。先ほど私、言葉が足りなかったんですけども、もう1点の、費用弁償の交通費のほうなんですけども、こちらにつきまして、基準の見直しと申し上げたんですけども、人事院勧告に従いまして見直しをした結果、増額になったというものでございますので、また言葉足らずで大変失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 そしたら1つだけ、お聞きしておきます。28ページの4款1項1目ですけれども、水道事業会計補助金です。1,600万余りということですが、この内訳をお聞かせください。

藤井本委員長 内蔵部長。

内蔵財務部長 財務部の内蔵です。どうぞよろしくお願いいたします。谷原委員さんのご質問にお答えさせていただきます。

こちらは、この後ご審議いただきます水道事業会計の補正に伴う補正でございます。国の地方創生臨時交付金を活用いたしまして、水道基本料金を2か月分減免する事業でございます。水道事業会計におきまして、減免により水道使用料収入が減額となります。金額で申しますと1,664万円が減額となります。それと関連事務経費といたしまして、チラシの印刷代等で19万8,000円がございます。この19万8,000円と水道使用料の減額分1,664万円を合わせまして、1,683万8,000円を一般会計から水道事業会計のほうに補助するものとなっております。

通常の国庫補助金でしたら、歳入というのは水道事業会計のほうで計上ということで水道会計のみで完結する予算となるんですけども、地方創生臨時交付金につきましては、国からのルールで一般会計を通すこととされておりますので、このような予算組みとなっております。

以上でございます。

藤井本委員長 いいですか。

谷原委員 はい。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 国からのメニューというんですか、地方創生臨時交付金にこれを充ててください。葛城市は、今、水道の減免を選択されたのかなど。水道しかあかんのかということとか、その辺、何か国からのメニューみたいなものがあつたのか。どういうふうな内容が、教えていただけますか。

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

今回の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、国から交付限度額とし

て1,739万8,000円の限度額が来ました。これについては早急に取りかかるようにということになりましたので、庁内で検討した結果、今回はこの水道事業と、あとは学校給食のほうに一旦振り分けているといった次第でございます。

以上です。

(「国から示されたメニュー」の声あり)

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 国から示されたメニューにつきましては、まず、水道料の減免ですとか、もちろん給食費の減免ですとか、物価高騰に対応するメニューだったら幅広くいいということではあったんですが、基本的な考えとして、市民全体に行き渡るようなメニューがいいのではないかとということで、このメニューに決定した次第でございます。

以上です。

藤井本委員長 いいですか。

西川委員 はい。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 課長来ていただいたから、あえて聞くんですけど、これ、みんな知ったはります。何か、今月水道安いな、みたいなの。何かアピールが足らんような気すんねんけど、せっかくこういうのをやってもうてるのにつて、チラシとかってというのはどんな感じなんですかね。

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 後ほど多分出てくるとは思うんですけども、水道のほうではチラシを作るというような予算も計上するということは伺っております。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

(「委員長、訂正1点お願いします」の声あり)

藤井本委員長 川崎所長。

川崎子ども・若者サポートセンター所長 失礼いたします。先ほどの川村委員のご質問にありました、費用弁償の内訳でございますが、私、人数の数え間違いをしておりました、訂正をお願いいたします。教育指導主事1名、臨床心理士4名、適応指導教室指導員2名の合計の金額でございます。大変失礼いたしました。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、歳出の3款、4款の質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行います。

(理事者入替え)

藤井本委員長 次に、歳出の5款から最後までと、その歳出に関連する歳入、歳入のうち、学校教育課分の過年度収入及び1件の債務負担行為について質疑を行います。

質疑はございませんか。

梨本委員。

梨本委員 よろしくお願ひします。では、39ページの7款消防費、受援施設管理事業の2億6,100万円、これについて教えていただきたいんです。これ、今回、本当に特殊な買ひ方をされるということで、土地開発公社で先行取得されてるんですよね。12月8日に。通常、土地開発公社を使われるときというのは、大きな事業があつて、それに基づいて一筆ずつ購入、先行取得していつて、市のほうでどんどん買ひ戻すと。そういうやり方が普通やと思うんですけれども、今回、これに関して言うと、一発でばんと買ひつて、それをこの12月議会でもう買ひ戻しますというような予算になつてるわけですよ。まず、こういうケースつて、僕も調べたんですけれど、他の市町村でこういうケースつて見当たらなかつたんですよ。だから教えてほしいんです。

買ひ方の問題で、流れを言うと、6月の総建の協議会で、一応議会のほうには話はしたと。そこからスタートして、不動産鑑定して、土地開発公社と先方の土地所有者さんの契約に至つたのが12月8日ということですよ。ということは、もう土地開発公社が購入されてるということやと思うんですよ。

聞きたいのが、今日、債務負担行為の話ずっと出てるんですけど、地方自治法の第214条に債務負担行為つてあるんですね。ここ、どない書いてるかということ、歳出予算の金額、継続費の総額または繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為を定めておかなければならない。こういう条文になつてるわけですよ。

今回、もう土地開発公社が買われてるじゃないですか。その前に、基本的には、6月の協議会の後に交渉に入つた。基本的に土地開発公社というのは勝手に買わないですよ。市からの依頼があつて、不動産鑑定に入つて購入されるということになつたと思うんですけれども、その段階で債務負担行為要らないんですか。というのは、これ、予算の後ろ盾なくて購入してるわけですよ。市が予算の後ろ盾もないものを、土地開発公社の購入というのができるのかなというのが、まず、これ、法的に大丈夫なのかということのを教えてほしいんです。これが違法になるんじゃないかと僕は思ったものですから、言うてみたら、予算措置のない契約行為したわけですよ、今回。予算措置ないですよ。その契約行為をしてるわけやから、6月の段階でも債務負担で受援施設の管理事業費としてこの金額でも上がつてれば議論することもできたと思うんですけれども、そんなのもなく、いきなり11月末の、言つてみたら、協議会、全協のときに、土地開発公社で買おうと思つてますねんと。今回の議案が上がつてきて、いや、もうこれ買ひましてんという話なので、議論する場もなく、今回購入に向けて走り出したということなので、この辺り、まず1点目、教えていただきたいです。

ついで、法的な話なのでさせてもらつていいですか。整理したほうがいいですか。1個1個。

藤井本委員長 次の話が分からないので私も。判断できないです。

梨本委員 そうですか。2つ目なんですけれど、これは、今回、普通、土地開発公社つて土地を買ひるのが基本やと思うんですよ。建物を買つたとしても、建物を除却して、更地にして、市が買ひ戻すとかつていうことが普通やと思うんです。でも今回は、土地とセットで建物買ひてるん

ですよ。この建物の予算が2,650万なんです。これ、このまま土地開発公社から今回市は買戻すわけですよ。

これは条例なんですけど、葛城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例というのがあるんですよ。これの第3条に、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得または処分は、予定価格2,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは売払い、括弧書きで、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限ると。または不動産の信託の受益権の買入れもしくは売払いとすると、こうなってるんですよ。これって言うてみたら、法令に基づいて多分いろんな市町村全部一緒やと思うんですけども、大体一緒のところが多い。たまに金額上げてはるところもあると思うんですけども、今回、土地に関しては3,000平方メートルぐらいやったかな。だから5,000平方メートル以上でないんで、これはいけると思うんですよ。でも、建物に関しては、予定価格が2,000万円以上の不動産ってなってるんで、これ、買う前に議会の議決要るんちゃうかなって思うんですよ。議会の議決があって初めて先行取得に動けると僕は解釈してるんですけども、これも僕の解釈が違うのか、法的にどうなのかというところを教えてください。

続いて3つ目行きます。

藤井本委員長 はい。

梨本委員 僕、これの登記簿を見させていただいたんですよ。そしたら、根抵当権がついてるんですよ。通常、市が取得する土地、これは土地開発公社も一緒やと思うんですけども、これって、抵当権外したものでなかったら私は買えないというふうに理解してるんですけども、私が入手した段階での登記簿にはまだそれが設定されてたんですよ。その後、売買の直前に登記きちっと根抵当を外してから買いましたんというんやったらあれなんですけども、その辺りも教えていただけますか。

以上3つ、よろしくをお願いします。

藤井本委員長 3点。

西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。私、公社の事務局長を務めておりますので、その立場として答弁させていただきます。

今回のこの債務負担行為という点につきましてなんですけども、市のほうから、鑑定と、あと土地建物取得の依頼ということで依頼を受けております。その後に鑑定に入っておりますので、結局、その後の議会で債務負担行為を設定しようと思えば、ある程度の鑑定が出てないと債務負担行為というのはできないので、結局その鑑定が出た結果が10月中旬ぐらいになっておりますので、今回、補正予算として計上しておるものでございます。

藤井本委員長 林本部長。

林本総務部長 2点目の、議決案件についての話になりますが、財産の取得ということで、本市の場合は、市町村の規模によるんですけども、2,000万円以上の財産の買入れということで、今回もその部分に該当する、建物についてはなりません。公社が購入いたしまして、今度、市

が取得する際に、財産の取得の議決についてはまた上程させていただくということになります。

以上です。

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。

3点目の、根抵当権についてなんですけども、12月4日に契約締結を行いまして、その後、相手方のほうに根抵当権の抹消手続を現在依頼しております。その前払いとして一旦7割を払ってるんですけども、その根抵当権が抹消したのを確認した後に3割を払うという契約になっておりますので、今現在、根抵当権の抹消中であると認識しております。

以上です。

藤井本委員長 登記上の抹消手続中やということやね。

梨本委員。

梨本委員 順番に。僕、聞いているのは、債務負担の件、鑑定してからでなかったら金額分からへんから債務負担組みようないと、こういう話やと思うんですけども、じゃあ、違法じゃないということですね。違法じゃないとはっきり言ってほしいんですよ。261条に違反してませんと、葛城市の今回の契約は違法ではありませんと言っていたら、僕は、これ、問題ちゃうかなと思ってるんで、214条ですね、ごめんなさい。214条。これ、言ってみたら、市の後ろ盾ないわけですよ。債務の保障ないわけですよ。にもかかわらず、土地開発公社、先行取得したわけでしょう。これ、言ってみたら、予算措置要らんのですか。もし、これが要らんってなったら、土地開発公社は何でもできませんか。これ、予算措置があって初めてやれると思うんですけど。

僕のこの解釈が違うんやったら、これは適法ですと。例えばこの判例でこういうの出てますと。僕は、調べてる限りは分からなかったんですよ。これ、もし、違法やったら、違法に基づく契約行為は無効ですよ。だから、そこの確認を、委員長、これ、物すごい大事なことやと思うんですよ。これが本当に合法なのか違法なのかによって、こんな中身の審議する以前の話やと思うんですよ。そこをしっかりと答弁いただきたい。問題ありませんと言っていたら次の話に入っていきます。

もう1個、その次、2,000万円の取得後、言うてみたら、今回やって、今度3月に議決というか、契約の議決するという話になるのかな。僕が調べてる限りは、その順序ちゃうんちゃうかなと思ってるんです。というのが、これもレアなケースなんですよ。こんなケースはほとんどなくて、僕、調べててもなかなか出てこないんですよ。1個見つけたんが、高知市の外部監査契約に基づく監査についてということで、特定の事件の中で、監査テーマで、高知市土地開発公社及び財団法人高知市学校建設公社への出資、財政、援助等に係る市の財務に関する事務の執行及び事業の管理についてというのがインターネットで出てます。高知市のホームページに出てます。そこの3ページの4項目めにこう書いてあるんですよ。市の土地開発公社を通じた土地先行取得の仕組みというのがあって、ここの(1)で、市から土地開発公社への依頼、市の事業計画の策定に伴い、当該事業計画の遂行上必要な土地について、

市の担当課が市長の承認を得て土地開発公社に先行取得を依頼する。ただし、予定価格2,000万円以上の土地、面積が1件5,000平方メートル以上のものに限るについては、議会の議決が必要であるというふうに書いてるんですよ。ということは、議会の議決がなかったら買われへんのちゃうのかなというふうに思うんで、ここも僕の解釈が間違ってる、これ、後でええんやと。それで合法的に違法状態ではないと。議会の議決がなくても、そういう2,000万円以上の土地に関しては、買った後に仮契約して議決したらええねんと。今回はもう土地開発公社で買ったはるから、これがまだ購入前やったら分かるけれども、もう購入してるからね。だから、土地開発公社といえども、市からの依頼があつて動いてるはずですから、これは正式に契約行為、書面で残してはるかどうかわかりませんが、市が土地開発公社に依頼すること自体が契約行為やと僕は思ってるんですよ。だからそこも、もう一回、これは違法ではないと、問題ありませんと言い切っていただかんと、僕は次に進まれへんなと思ってます。

3つ目の、根抵当の話なんですけど、これも、今、抹消中ということですよ。抹消中、7割、後で払うと。

(「7割払ってて、3割が後」の声あり)

梨本委員 7割払って、3割が後、これから、全部抹消してからという話ですよ。これ、それでええんですか。例えばこれで途中で問題が起こって、今、契約、まだ3割あれですけども、何かトラブル起こったときに、葛城市、巻き込まれませんか。基本的な抵当権というのは外した後に買うんちゃうんですか。そうか同時に買はるのかもしれへんけども、僕は今までの経験上、買っちゃったらこっちの問題じゃないですか。向こうが、いや、あの人の債務ですよと言っても、持ってる土地に対する抵当権ですから、葛城市が責任取らんとあかんわけやから、僕はこれ、前もって、それが同時、その日と同じ日になるんかもしれへんけれども、同時でなかったら、僕、同時というか、前もって抜いてなかったら買うたらあかんと思うんですけど、これもどうなんかなというのをもう一回教えてください。

藤井本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 1つ目の質問なんですけど、今、我々としても、法的な根拠という部分では、これまでの進め方と同じような、公社は別法人になるので、その中で市との契約に基づいてやっておりますので、これが、債務負担行為がないのが違法な行為なのか、確認させていただかないと、今、答弁は難しいと思っております。

3つ目の、根抵当権の部分なんですけど、これは今、確認しましたら、市で土地を購入するときも、7割まず払って、抵当権抹消されてから買い戻すという作業してまして、これは契約行為に基づく作業ですので、仮に違法な、相手方が信用失墜行為とかありましたら、契約上に基づく作業になるので、これはまた新たな法的な争いになるかもしれませんが、これについては適切に事務できてると考えておりますので、1つ目は答弁を差し控えます、今は。

藤井本委員長 林本部長。

林本総務部長 2点目の、財産の取得の議決ということで、それがどのタイミングかというご質問な

んですけども、今、私も、高知市のお話というのは分からないんですけども、恐らく、これは逆に、形としては、物件を買う、売主とそれと土地開発公社と、それと例えば地方公共団体、市町村とが、例えば三者契約という手続であれば議決は要るかと思います。そのパターンとはまた違うのかということだけ、分からないので、今、私が、ただ、ここはもう公社からあくまでも市が今度買うに当たっては、一対一ということになりますので、公社と今度市が仮契約をまず結んで、仮契約を結んだ後、議決に付して正式な購入ということになるかと考えております。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 委員長、もし、あれやったら、調べていただいて、ちゃんと答えもらわなかったら、この先の議論、僕、進まんと思います。というのが、今回、本当にこんなケース、僕、見たことも聞いたこともないですよ。土地開発公社で買って、市にすぐ買い戻してっていうやり方、本当に土地開発公社の使い方として適切なのかどうかということも分からへんけれども、でも、これが本当に債務負担も要らんねんと。建物についても2,000万円、後の議会の議決も要らんねんというふうに、ちゃんとそれで適法やって言ってくださったら、これ、議決してしもうたら議会の責任になってしまうから。これは議決するために物すごい大事ですよ。だから、これが適法か違法か、はっきり教えてもらうまで、答弁待ってもらっていいですか。

藤井本委員長 確認しなければという答弁もございましたので、ここで暫時休憩をして、それをご確認ください。答え出るまで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後5時17分

再 開 午後6時35分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

皆さん方をお願いさせていただきたいと思います。休憩前、梨本委員からの質疑の中で、災害対策費、受援施設管理事業の部分で、公有財産購入費のところ、理事者のほうで確認をさせていただきたいということで、今、確認中でございます。時間のほうが、きちっと調べていただいているようで、時間を要していますので、この部分を除いて、後で答えが出てきた時点でそこに戻りますので、この部分を除く部分につき審議を進めたいと思います。どうぞご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

今は歳出の5款から最後までというところの部分でございます。

質疑ございませんでしょうか。

吉村委員。

吉村委員 それでは、よろしくお願いいたします。

36ページになります。5款3項3目相撲館費、14の工事請負費ということで、相撲館管理事業の工事請負費69万4,000円についてお伺いいたします。まず、工事の具体的な内容についてお伺いしたいのと、併せて、お金の出どころについては、寄附によるものと聞いておりますけれども、なぜこの寄附を今回の工事に充てようとしたのか。その理由について併せてお伺いをいたします。

それから37ページ、6款1項1目14節工事請負費で、土木管理事業の工事請負費、さっき、これ、金額は150万円と、それからもう一つは、37ページ、同じく土木費なんですが、違うわ。また別のところに都市計画施設管理事業の200万円というのがあるんですけど、取りあえず、今のほう、土木管理事業の工事請負費のほう、150万のほうで伺います。これ、先ほど屋根つきベンチの購入ということについて、資料につきましてはタブレットのほうにも上がってきてるのは、私、承知しておりますけれども、これの設置場所と、なぜこれを購入するのかという目的についてお聞かせ願いたいと思います。

以上2点でお願いします。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。どうぞよろしくお願いたします。

吉村委員からの1つ目の質問でございます。工事請負費69万4,000円につきましては、相撲館など観光行政に関することに使用との理由で寄附をいただきました。相撲館の魅力と利便性の向上を図るため、経年劣化をしております相撲館外観の塗装工事や、相撲館の駐車場における身障者マーク等のライン補修工事に活用させていただきたいということで考えております。具体的な工事でございますが、水引幕取替え及び土俵塗り替え塗装工事、相撲館の正面塗装工事、相撲館のベンチ塗装工事、駐車場身障者用ライン等補修工事でございます。

2つ目でございます。先ほども申し上げましたが、寄附のほう100万円、こちらのほう、奈良県川上村出身の力士である大真鶴健司さんのお父様から、相撲館など観光行政に関することに使用していただきたいということの理由で現金100万円の寄附の申出があったものでございます。

以上です。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田建設課長 建設課の奥田でございます。よろしくお願いたします。

吉村委員のご質問です。まず、なぜこれを設置する形になったのかと、あと、その設置場所、私のほうから、設置場所につきましては、建設課分について説明させていただきます。

まず、設置に至った理由でございますけれども、令和7年8月に開催されました葛城市中学生「志」議会におきまして、市民が安心して外出できるように、熱中症対策となる戸外環境整備の要望、これがございました。ここ数年につきましては、過去に例のないような危険な暑さとなっております、様々な猛暑対策が必要となっている中で、道路管理者の目線から、高齢者や子育て世帯、また、子どもたちの通学路を含め、動線上に小規模な休憩所や、暑さ対策としての施設が点在することは、市民の安全と快適さを高める上で重要と考えております。これらのことからベンチの設置に至りました。

また、道路管理者として設置を考えている場所でございますけれども、まず、設置箇所につきましては、生活動線を考慮し、駅前のバス停周辺で歩道部が広く、設置に当たり歩行者の安全が確保できる場所というところで検討をさせていただきました。乗降客数が多い駅として検討しました結果、近鉄新庄駅前のバス停付近に1か所、尺土駅南側に2か所という形で

設置を考えさせていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 村田課長。

村田都市計画課長 都市計画課の村田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私のほうからは、都市計画課で管理してます公園の場所で設置を考えているものを説明させていただきます。こちらにつきましては、中学校からご要望があったということで、新庄中学校及び白鳳中学校付近に各2基ずつの設置を考えております。具体的な設置場所につきましては、屋敷山公園に1基、屋敷山公園駐車場に1基、あと白鳳中学校の南側の国道166号線沿いにある長尾のポケットパークに1基、木戸池公園に1基ということで考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 相撲館の改修につきまして、私、2回目に「どなたから」と聞こうかなと思ってたんですけども、お答えいただきましてありがとうございます。大真鶴健司さんという方がそういう寄附をしてくださったということで、ありがたくこうやって使わせてもらおうと。経年劣化の部分、傷んでるところがあったので、それに対して使うということで承知いたしました。

それからあと、屋根つきベンチにつきましては熱中症対策ということで、今、非常に暑いことで、道によっては、街路樹が欲しいというような声も市民の方から聞いたりするようなこともあるぐらいですんで、そういう意味で役に立つかなというふうなことを思います。場所につきましては、地図も委員会のほうにいただいておりますので、承知いたしました。

9月議会の一般質問で、今、尺土駅前の公共バス停のところにもベンチを設置する、バス停付近にも設置するというふうに今ご答弁で伺ったんですけども、9月議会の一般質問で、私、尺土駅前の公共バス付近が市有地なので、言うたら、車が回転ができなかったら駐車禁止ということで、今、尺土駅前、皆さん困ってらっしゃるという一般質問をしたときに、市有地のところに、例えば、仮の駐車ますの仮設をしたらどうかというふうなことで、これについては前向きなご答弁をいただけたというふうに思ってるんですけども、それから進んでないというふうなことでありまして、それとこのベンチとの兼ね合いについて確認をさせていただきたいと思ひます。

また、どうなってるのか。あのとき結構ますについては前向きやったんですけども、その時期についてもどのように考えてらっしゃるのか、併せてお答え願ひます。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田建設課長 建設課の奥田でございます。

駐車枠の件でございますけども、次年度の工事の中で、今、駅前広場という形になってるところ、ここに暫定形のロータリーをつくりに行くんですけども、その際、今バス停になってるあの辺りにつきましては、仮設で、臨時になるんですけども、臨時的駐車枠を、その際には、工事が終わり次第設置はさせていただくんですけども、どうしても駅前広場を工事する際に、あの部分が全体工事で車が入れない場合がありますので、その分については、工事

の進捗を確認した中で、駐車できる場所を駐車枠として確保して、案内につきましても、何らか看板なりを設置させていただいて、誘導ができるように考えていきたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 やっぱり尺土駅前のところ、安全のことを考えられて建設課のほうで、南出口の付近に、駐車遠慮してくださいと、法的にはあれなんですけど、何とか遠慮してください。あるいは回転は控えてくださいというふうな看板を今つけられてるので、それでとめられなくて困ってるという声は届いてて、それはもう結構早くはいてます。やっぱり、奥に市有地があって、バス停付近にあるわけですから、やはりそのとこに誘導するような、駐車ますをつくるのは、もしかしたら、工事の関係があってなかなかすぐにはできない。今、ご答弁もありましたように、難しいのかもしれませんが、看板の設置は早くできることですので、それはもう、やっぱり近隣の方が困ってらっしゃいますので、対応を急いでもらうように検討をお願いしたいと思います。これは言いっ放しで、よろしくお願いします。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 ベンチなんですけど、出どころは別としても、何でこの補正でやりたいんですかね。だって暑さ対策って、今めっちゃくちゃ寒いじゃないですか。これ、いつできるんですかね。3月で普通に上がってきたらええのになと思いつつ見とったんですけども、何で今ここで補正を上げて、いつできるんですかね。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田建設課長 建設課の奥田でございます。

12月補正とする理由でございますけども、近年の気温上昇に伴いまして、今年の夏もそうなんですけども、早いうちから暑くなるというところ辺りありまして、梅雨時分ぐらいから猛暑傾向になりますので、早期な対策として今から補正を組ませていただきたいということでございます。

あと今回の要望ですけども、「志」議会という形で中学生が提案していただいたんですけども、中学生が卒業するまでには何とか形として完成したいという思いもありましたので、今回12月議会とはさせてもらったんです。

あと設置が可能な時期ですけども、今回補正をいただきましたら、大体年度内には必ず完成できるという形でうちは見込んでおります。

以上です。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 いろんな行政内部で実は検討してたというのがありますが、中学生議会ありまして、そのときに、やはり同じようなことを考えられてるのかなという思いはありました。ただ、暑さ対策だけで実は行政内部では検討はしてなかったんです。といいますのが、最近、散歩を、年中なんですけども、年配者の方がされます。そして以前ですと、軒先やとか、いろんなところで休憩しながら散歩できたんですけども、最近はなかなかそういうことができないとい

うようなお声もいただいてた中で、やはり体を動かす、歩くということは非常に大切やなど。健康管理、フレイル予防も含めまして、大切だなというところで考えていた案の1つであったところではあります。ただ、中学生議会で熱中症対策という言葉の中で出てきましたので、熱中症対策も含めた中での設置をやりたいという思いがあります。

それともう一つ、なぜ補正なんだということになりますと、数自身は知れてるんですけども、3年生を中心とした生徒会の皆さん方が一般質問されましたので、できれば、その学期中といいますか、3学年中に、その成果といいますか、葛城市というのはそういうことがあるんだよというようなことも含めまして、見ていただきたいなという思いがあります。

部長の一般質問の答弁のときにもありましたでしょうか。最近の中学生、非常に行政に関して、もしくは学校の自治運営に関して非常に興味を持っていただけるような形になってきたというところが、これからの、大きくなられても選挙権を行使する、地域に対しての思いですとか、政治に対する、ある種、関心度が高くなっていくのかなという思いがありますので、できましたら年度内中に設置をしてあげたいなという思いから補正になったわけでございます。数自身は本当に僅かではございますけども、その意味というのは非常に大きいのかなという認識を持っております。よろしくお願いたします。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 出どころは別としてというのは、中学生議会の名前出されたら僕も強く言えないから、言わんとすることは分かるんですけど、前の机の広げるやつ、あれは意味分かるんですよ。言うてくれた子がせめて最後に使っていただきたいというのは分かるから、僕、何とも思わなかったんやけど、6月ぐらいについても、多分みんな、「あ、つけてくれたんや」となると思うんですよ。何でかっていったら、僕、補正で出てきたら、西川委員が先ほどおっしゃったように、単年会計ってあるわけで、普通に出してくれたらええんやけど、中学生議会が言ったからといったら、僕、中学生議会に要望出そうかなみたいな。分かりますか。僕ら議会で言って、そんな、ぱんぱんってなったことってあんまりないと思うんで、だから出どころは置いといて話したじゃないですか、最初。だから、そこは普通に当初予算で出してほしいなというのがめちゃくちゃ思うんで、やってることはいいと思いますし、前からほかの議員さんも暑さ対策でって話は出たと思うんで、やっていただくのはいいんですけど、補正で出てくるのはどうかなと思うんですけど、これは引き続き、ほかにもいっぱいつけていかはるんですかね。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 今回の予算書見ていただいたら、単費やと思います。数的には増やしていきたいなと思いますけども、単費で増やしていくつもりではございませんので、今、国のほうに要望を一応出しております。どういうふうな財政処置がしていただけるのか。それが例えば熱中症という形なのか、それとも福祉的な目的の中での補助なのか、それも含めまして、今、要望を出しておりますので、その結果を待って、本格的な導入ができるのかどうか。設置の個数を増やしていけるのかどうかというのは検討していきたいと思います。一応国のほうには要望は出しました。

以上でございます。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 増やしていただくことに関しては全然いいと思うし、つけていただくことも全然いいと思うんですけども、やっぱり補正で出てくるというのが、普通に一般会計で出てきても、多分、中学生議会の子らは、さっきも言いましたけど、机広げるやつは意味めちゃくちゃ分かるんですけど、これに関してはどうかと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 僕も、これについて、ベンチの件なんですけど、主権者教育、僕ずっと言わせていただけてるんですけど、こども議会のほうで「志」議会をやっていただいて、社会参画という形でそういう意識が芽生えていくのはいいと思います。もちろん。ただ、これ、さっきから、おっしゃるとおりで、熱中症対策ということで出されると、何かちょっと違和感感じてしまうんです、やっぱり。例えば、それと切り分けて考えてほしいなというところがあるんですわ。例えば主権者教育の中で「志」議会もしていただいたときに、例えば、最初から言ってくれてたらいいんですよ。いい提案があったら市としても考えますよと。それが例えば報償費とか、例えばですよ。そういう形でやられるんやったらいいんですけど、これが、例えば市長が前から考えてたと。ほんなら、今まで考えてた熱中症対策はどないすんねんと。例えばクーリングシェルターとか、これもどないなっていくんですかというところなんです。

ほんで、設置する場所についても、尺土駅のバス停、まだ工事中ですやんか。年度内につける。こんなところに置いて、しっかり整備されたところに置くのと、ばんって置くのと、全然違うと思うんです。子どもたちがせっかくやってくれたというのと。ただ置いただけちゃうのって思ってまうわけですよ、これで言うたら。しっかり駅前広場、さっき吉村委員も、駅前広場という名前が適切なんかどうか知りませんが、ちゃんと置ける、例えばプレイロットちゅうか、そういう形できれいに整備したとこに熱中症対策で置くのと、何か、今、工事中のところにはぱっと置いて、移動できるかもしれへんけど、そうやって置くのと全然違ってくるんちゃうかなと思うんですよね。その辺の考え方をしっかりと整理していただきたい。「志」議会が出てきたから、例えばこれ、新庄中学校のところについては、公共バスの、言うたら、移動美術館みたいな、多分これもやられるという話やったんです。バランスとして白鳳中学校もやってんのかとか、何か2つ、両方やるのかとかいうことも、予算では上がってきてるかどうか分からないですよ、移動のやつは。だからその辺を、ちゃんと主権者教育とそれをきっちり分けてほしいなというところが僕は強く思うんですよね。

例えば、ほんまにさっき、一番最初に言うたように、最初に言うておくとか、こうやって「志」議会で、広島石丸さんかな。何かそういう元市長、安芸高田市の、そういうときは子どもらにこんだけの予算をあげるから、これやってくださいというふうな、ちゃんと言うてるんですよ。何か、正直言うたら、ポピュリズムに走ってるんちゃうかなというふうに思ってしまうわけです。これを見たら。その辺、何か、考え方、市長の、これ、ずっとそうい

うふうな形で「志」議会あったら続けていくんか。

また、報償費としての、僕が最初に提案したような考え方はないのかというところ、そこを切り分けて考えてほしいんです。こんなん、まちづくりの一環ですよ、そんなん、はっきり言うて、ベンチを置くにしたって、歩道にぽんと置いたらええってもんちゃうと思いますからね。その辺の考え方を整理していただきたいなと思うんです。それ、答弁できますか。ずっと上がってくるのかと、「志」議会をやられたときにね。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 これはあくまで熱中症対策ではないということは先ほど説明させていただきました。ですので、総合的な判断で、案としては、「志」議会を出していただいたアイデアというのがありますけども、行政としては、その中でのいろんな整理をしながら、それを実現するのか、しないかという判断をいたします。子どもたちが言ったから必ずそうなるというものではないというところだにご理解をいただきたいと思います。

それとやはり、前回のテーブルの拡張の部分もありましたけども、子どもたちがこども議会やるに当たって、私たち大人の行政の立場としては、できるだけ拾えるように、本当に意味があるのであれば拾うようにという指示は、その質問がある前から実は内部的にはしております。その中でハードルを越えた案の1つであるのかなという思いがあります。ただ、それを本格的な導入ということになりましたら、まだ大きなハードルがございますので、そのハードルを超えて初めて完成形に近づけていけるのかなという思いがあります。ですので、そこへ行くまでに、今のところ、本当に僅かなんですけども、それを設置をするということが、ある種、私は、子どもたちにとっては必要な意識になるのかなと感じております。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 完成形ではないということやから、結局、今の市長の答弁聞いたら、取りあえずやってみようというような形にしか聞こえへんのですよね。しっかり考えていただいて、ほんまに尺土の駅前にベンチを置くって、これ、皆さん想像してくださいよ、今、年度内に。あこ、工事もしてますやんか。あんなところに、見たらこういうきれいなベンチがあるんですけど、購入されて、こんなん、ほんまによう考えたんかなというところがほんまに疑問なんですよ。そやから、切り分けて考えてくださいねというところは、そうじゃないですか。子どもたちの思い、分かります。社会参画して、こうやってできたねということは分かるんです。せやから、報償費やら何やらというところで、分からないですよ、僕、そこは分からないですけど、ただ、こういう形で出てくるというのが、違和感を感じられるというところが、言いにくいことを僕言うてるんですよ、今。せやけど、これがずっと続くということは、何か考えてほしいなと思います。「志」議会、いいことをされてるんだから、もうちょっと真剣に考えてほしいなというところがありますね。言いにくいですけど、子どもたちのことやから言いにくいんですけど、これは意見として言わせていただきます。

藤井本委員長 ほかに、関連。

川村委員。

川村委員 このベンチ、非常にすてきなベンチやなと思ってるんですけども、今、西川委員が主権者教育というところに触れられたので、あえて、このプロセスを踏んでこられて、ここまで来たというところに、私も1つ抜けてる部分があるんじゃないか。主権者教育というのは、議会というものも、議会の中でこども議会をやったわけです。議会議員と懇談があったり、市長と懇談があったり、いいでしょう、それはそれでいいでしょう。でも、今抜けてるのは議会と子どもたちとの話合い。これがそもそもの二元代表制の主権者教育だと思います。私も、こんなん言うたら、言いにくいことかもしれませんが、20周年の記念の映像がありました。議会は一つも写ってません。これ、非常に議会としては違和感あります。何で議会写せへんのと。議会というものは、行政の中で必要ないんかと。それを市民にアピールする場所、議会だよりは出してますよ。でも、アピールする場所は、あの20周年の記念映像の中では一つも入ってませんでした。非常に残念な思いをしました。これが主権者教育になるのか。

議員を志す人が出てきてよいでしょう。市長を志す人が出てきてよいでしょう。これこそ主権者教育の在り方であり、選挙というものが本来しっかりと確立していくものだということの教育だと思うんですけども、どんな認識の中でそういう話になったのか。この発想についてプロセスを説明していただきたい、ぜひ。議会というものを今回は排除していいのかどうかというところの考え方を1回聞かせていただきたいと思います。ぜひお願いします。

藤井本委員長 今の議論の中で、中学生の「志」議会の中で屋根つきベンチが出てきたという中で、「志」議会で出たものを採用されたと。しかし、議会という関係ですが、これについて、皆が思ってるやろうというふうに思います。今、川村委員さんがおっしゃったことについては、ちょっとずれるねんけども、それを先にクリアしてからこの議論に入りたいと私も思いますので、今の川村委員さんの質疑を認めたいと思います。

(「もう一回、すいません。質問内容を聞かせてもらえますか。ちょっと分かりにくい」の声あり)

川村委員 じゃあ、もう一回言います。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 市長の考え方は、これを主権者教育の一環として、こども議会の発案について取り入れたかどうかというのは、私らは想像の世界で言ってるわけですけども、先ほど西川委員が主権者教育というところに触れられたので、今回、こども議会というところからこの話が出ました。こども議会というのは、議会の場所を利用して、そこで議論をされて、もちろん我々議会はその答弁はできません。市民懇談会も同じことです。しかし、こども議会で発案があった話を、議会にこういう話があったことについてどう思うかという話があってもいいのかなというふうに思ってます。それを市長が提案される中でいきなりこうして出てくるということ、これについて私は違和感があるということなんですけれども、そこに主権者教育という部分がセットされるのであれば、市長にとって主権者教育とは、そういう意味でしてないと言われるならその答弁をしてください。でも私は、これから主権者教育をしていって、今、議員の成り手がない、いろんなことが我々の議会の中にも、全国の市議会議長会の中でも話、議

論はされてます。でも、そういうことをクリアしていくためにこれから主権者教育をやっていくということなんですけども、これは私ら議会だけの考え方かもしれませんが、あえて今、市長がこの議会のこの話を採用されたというところに、議会というものに対してどのような考え方をされてますかというところ、分かりますか。

藤井本委員長 うん。

川村委員 それでお願いします。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 質問の趣旨を完全に理解できてるかどうかわかりませんが、二元代表制やと思っております。議員の皆さん方は市民の代表として議員になられてるし、議会という組織を構成されてる。そして私のほうは、大統領みたいな選挙の仕方なんですけども、やはり市民の代表として行政の長を仰せつかってるところであります。ただ、それの中の役割分担というのはもう決められております。私が持っているのは予算の編成権、執行権、議会は議決権をお持ちでありますので、その中で市民にとって何がベストなのかということ議論していくという、そのシステムを採用してるというのはよく理解しておるところでございます。

それと、今回のこのテーブルのハウスというものの案件を出してきたというのは、まさに予算編成権の中でその権利を行使してるというところでございますので、それが議会の権限を侵してるとは、私は認識をしておりません。

以上でございます。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 よく分かりました。市長が市民の声を拾って、それで提案していった。予算執行権というものを行使されたと。

(「予算編成権」の声あり)

川村委員 予算編成権を行使されていくという中での話やと。いろんな形で議案というものがそうやって出てくるんですけども、こども議会という、ここの位置づけなんですよ、私が言いたいのはね。こども議会をここでされてるんですよ。この議会というところで。議会というものに対して子どもたちが、教育長に答えていただきたいんですけども、こども議会というものは、今言うてる、二元代表ということ意識されてもちろんされてると思うんですけども、こども議会の意味、主権者教育というところに流れてくると思うんですけども、その考え方を1回聞かせていただきたいなと思うんです。毎回、毎年毎年されるのは結構やと思うんです。我々も応援してあげたいと思いますし、こども議会の考え方について、一度ご所見をお願いしたいと思います。

藤井本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 こども議会の考え方というのは、基本的には、私の中では、主権者教育の一助となるということで、2年前ですか、初めてさせていただいたというふうに理解しています。今回の「志」議会というのは、こども議会とは、私の中では切り離して考えているところです。今回は中学生自らが、志を持って、前にも一度説明させていただいたと思うんですけども、中学生がこども議会を見てる中で、議会、また議場、こういったところで先輩方が活躍する

姿を見て、憧れの中から「志」議会をやりたいというような希望で今年は開催させていただいた。だから、その開催に至っては、議長にも許可を得に子どもたち自身が来たりとか、また市長のところに直接お話に来たりとかということを見せていただく中で、子どもたちのすぐ成長があったというふうにも感じてるところです。

また、主権者教育、子どもたちが選挙権を持って、また自分自身が議員や市長になって市政を動かしたいというような、そういう志も、そういった活動の中で見えてくる子どもたちもいるのではないかな。それが今回の一般質問でも答弁させていただいたように、中学生そのものの生徒会の立候補者の数がこれだけ増えてきたというところにもつながってきているということで、私自身の中では、こども議会から言ってやらせていただいた、子どもたちの主権者教育の成果というのは、少しずつ見えてるというふうには判断してるところです。

今回、今、議論も聞かせていただいている中で、少し残念に思うのは、こども議会と予算執行というのは切り離して考えていただきたいと私の中で思ったところです。副委員長も話で、出どころはどうという話もあったと思うんですけど、私の中でも、志という子どもたちの思いというのをしっかり大事にさせていただくというのは非常にいいことだというふうに思っておるんですけども、少し議論が違うところに、もしかして、行ってるんじゃないかというふうには、私は感じたところですので、以上でございます。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 考え方について聞かせていただきましたので、また私も整理してみます。教育長がおっしゃる、今回、こども議会とこのことについて切り離していくということについては、前回もいろいろこども議会から発案されてることもあるので、私も一つ整理をしてみたいと思いますので、また後日、いろんな意見を述べる機会があれば、述べたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

杉本副委員長。

杉本副委員長 切り離したいから理由を聞きたいんです、補正で上がってくるね。だから、僕、最初に聞いたじゃないですか。出どころは置いて、例えば補正で上がってくるということは、急がなあかん理由があるんじゃないのってお聞きしたんです。そこで切り離そうとしてるんやけど、僕から言ったわけじゃなくて、「志」議会から上がってきた声もというから、僕はそこを切り離して聞いてますよって。だから切り離してやってるわけじゃないですか、僕は。それだけに絶対に付き合わなあかん理由、例えば、熱中症対策だけじゃなくて、散歩されてる方とかっていうのも、ずっと前からそういう機会があったのに、今出てきた理由は何ですかってお聞きしてるんやけど、逆に言うたら、それがなかったら切り離されへんくなるわけじゃないですか。だから、「志」議会というところから上がってきたんじゃないんですかってお聞きするしかないから、僕は聞いているわけで、先ほども何回も言いましたけども、僕はいいんですよ。「志」議会でええ案上がってきたら、かなえてあげたい。市長のおっしゃるとおりやと思うし、今期中についといたら、学校みんなが見たときに、言うたやつできたなと。これもイメージ、想像できるからやってあげてほしいんですけど、普通に考えれば当初

予算じゃないのというのが僕の考えで、僕らの立場からしたらそうじゃないのっていうのを
お聞きしたいだけなんですよね。普通にやっていけばええだけの話なのに、ここに上がって
くるということは、何か理由があるんですかってお聞きしてるだけなんで、切り離せなくな
ってるわけじゃないですか。だって別に当初予算でよくないですかって。だからさっき言っ
たみたいに、さっきの机はめちゃくちゃ理由分かります。子どもたちがやりにくいから広げ
てほしい。それ言うた子らが卒業するまでに入れたい。めちゃくちゃそれでいいと思う。で
も、ベンチは別でしょうって僕は言ってるだけです。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 私の記憶なんですけども、一般質問の内容の中で熱中症対策という言葉があったのかどう
か、多分あったんやろうと思います。それともう一つ、通学時にとという言葉があったように
記憶をしております。ですので、通学のとときに休憩できる場所がという話がありました。そ
れを考えますと、今、3年生の子どもたちがということを見ると、それを通学のとときに使
えるというのは、もう限られた期間であるという認識を持っております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 私も、「志」議会と今回の補正予算は当然切り離すべきだと思っております。これは教育
長がおっしゃったように、やはり「志」議会の中でやられたことは、本当に中学生が市政全
体のこともしっかりと一般質問もされて、本当に立派であるし、そういうことがますます、
回を経るにしたがって、先輩たちを見て活発になっていくというのは、これは葛城市の将
来にとっても非常にいいことなんですけど、これ、ものがここに来て動く、お金がつくと、直
近でね。これはまた、私は、教育上、異なった方向に子どもたちの気持ちも行くと思います。

テーブルの件、議会はすんなり認めました。これは学校で使うものですよ。学校で子ども
たち自身が使うもんだから、我々も必要だと思ったし、こういう発想だなということにつ
けるというのは、もう本当にみんな、すごいなということで、本当に議会でも認めたんです
けど、今度、ベンチでまちなかに置かれるんですよね。これ、市民の方も見られます。我々議
会としても、これまで多くの議員がベンチの要望も出してきている。これ、都市計画の中
で、本来は葛城市のまちづくりとしてやっていくべきところを議会でも議論してるのが、こ
ども議会で言えばすぐついたと。それがまちなかに置かれるということに対して、こんな安
易なことでもいいのかというふうなところなんです。議会はそうではないと私は思います。少
なくとも、中学生から出てきた案をいただいて、それを受けて、それを生かすべく、まちづ
くりの中に取り入れて当初予算でこれをきちっとやっていくと。でないと、これ、サンタ
クロースのプレゼントみたいなもので、言ってみれば、市長の人気取りに見えるんですよ、
悪いけど。

これ、何で、僕らは「志」議会の意義も分かるし、だけど、例えばこれが学校の中に据
え付けられるんだしたらまだ分かるんですよ。子どもたちが一生懸命やって、学校の中にこ
ういうベンチつきました。これはまだ分かるんです。でも、これ、学校の外のことになりま
すから、何のために議会があるのかということになってきますので、それはもう議会の、やっ

ぱり市民から見られた場合の議会の在り方にも関係することなので、これは議会としても、議員一人一人が、非常に違和感、皆さん感じてるのはそういうところにあるんだろうと思うんです。

我々は、子どもの意見をぜひ取り入れて、学校のことであればちゃんとやってあげたいと思うけれども、やはり手続ですから、議会、民主主義というのは。やっぱり子どもたちが言ったらすぐぱつとつくとかいうことじゃなくて、こういうふうに丁寧に議論をして、政策をきちっと形にして、年度予算にやっていくというのも議会の役割だと思いますので、そういうのも子どもたちに分かってほしい。言えぱすぐつくというもんじゃないということは、これは子どもたちにも分かってほしいし、議会の在り方を正しく伝える上でも私は大事なことだと思います。

藤井本委員長 意見ということでいいですか。

谷原委員 意見です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 私も同じ、これ補正なんで、補正で単費でつけるのは、予算のつけ方として、私、問題あるん違うかなと。市長おっしゃられたように、当初でしっかりと補助とか、いろんな手当てできるものがあってつけられるような、そういうことを考えられたほうがええのかなと。さっき副委員長もおっしゃったように、「志」議会、これは本当に、私、ええことやと思います。これはもう切り離して、ただ、私は、去年は、そのときはいてなかったんで、8月いてなかったんであれなんですけど、議会と一緒にやったらええんちゃうかなと。さっき、市長、二元代表、主権者教育おっしゃってますけれども、市民の代表は我々です。市長は市の代表です。だから、そこは僕ら役割ちゃうわけですよ。僕らは市民の代表として、そういった中学生、子どもたちの意見もしっかりと聞けるような場に参加もさせてもらって、そしてその上で我々がしっかりと政策提言していく。これが私、議員の役割やと思うんですよ。ですから、その辺りも、在り方もぜひ考えて検討していただいたらというふうに思います。

藤井本委員長 ほかに。

増田議長。

増田議長 補正予算のことに関しては、私、委員じゃないんで、置いといて、「志」議会と私どもの議会の関係についてなんですけども、「志」議会、非常にいいことをやっていただいて、主権者教育にもなっておるやろうというふうには感じてます。ただ、この13名が、今、葛城市の市議会議員としてその役割を果たしてる。そういう実態も、中学生、小学生の皆さんにもっともっと伝えていきたいと。生のそういうやり取り、議論してる、そういうシチュエーションをつくって、そういうふれあいの場がなかったというのは、私、非常に残念やなと思うんです。

それはそれなりにやっていただいて、非常に、私ら見てても、立派にやっておられるなどというのは分かるんですけども、もう少し、本当の議員さんのバトル、話合いの場を見ていただくとかっていうふうな交流も、私は、あの場であっていいんかな。今後はそういう機会もつくっていただきたいなというのは、私の立場としてすごく感じてますので、教育長、今後

そういうふうなふれあいの場もご検討いただけたらと思います。

藤井本委員長 ほかに。

今、質疑やから、次の質問に移ってもらっていいですよ。判断はまた別の話やから。

谷原委員。

谷原委員 関連で質疑しておきますけど、これ、ベンチについては今期で終わりですか。来年度予算に向けて本格的に計画的にこれやっていくということで、そうか、そうか、ごめんなさい。頭かっか来てるから、あかん、疲れてるから、申し訳ないです。もうそれは取り消します。

続いて質問のほうに入ります。先ほどあったのに関連にはなるんですけど、35ページの5款3項3目の寄附の件になると思うんですけど、財源内訳が100万円ついてるものです。その100万円の使い道について、寄附があったときに、これ、観光の分に使ってほしいということで塗装とかに使われたということなんですが、これについて、例えば、寄附したということをお墨するような何かされるのかどうか。相撲館という観光事業でやられるところなので、できたら寄附者の方の思いを酌んで、もうちょっと違うところに使うということは考えられなかったのか。一般会計の中から修理するということにも出るようなところに使われたということで、私も違和感があったので、そこら辺の検討がどうだったのかということをお聞きします。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。どうぞよろしくお願ひします。

ただいまの委員のご質問でございますが、課の中では、いろいろと何かできないのかなという議論もさせてはいただいたんですけども、目的といたしましては、相撲などの観光行政、相撲ファンが増えるようなことに使っていただきたいという思いもありましたので、あえて名前等とかで残すとかいうのではなくて、そのまま、今、上げさせていただいているような改良工事ということで上げさせていただきました。なお、過去には、大真鶴展というものを相撲館のほうで特別展示させていただいたこともございます。令和5年度から、道の駅かつらぎに隣接しております観光インフォメーション、そちらのほうで今も現在、大真鶴の化粧回しのほう、展示のほうもさせていただいてたりもしております。そういったことです。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 あと、これ、100万円全額使ってないわけですよ。例えば、こういうのはどういう形で残していくのか。また今後使うということで考えておられるのか。寄附金口座じゃないけれども、それなりに、そうしたことで特別に設けられるのかどうか。そこをお聞きしたいんです。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

差額30万6,000円が、100万円からの残金となっております。こちらにつきましては、令和7年度当初予算で相撲館施設案内パンフレット等の増刷に係る印刷製本費、こちらのほうに

充当をさせていただきたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 最後は意見になりますけれども、私は、寄附される方の思い、これは何らかの形で、もうちょっとそれが生きるような形での備品の購入とか、何かそんなんがふさわしいのかなと個人的には思うんです。修繕とか修理とか、パンフレットとか、一般会計から出せるようなものではなくて、その人の志が生きる、何らかの備品ですよ。何かそんなんがいいかなと僕は思います。

これは意見ですけど、寄附文化があまり日本にはないのであれですけど、アメリカなんかへ行ったら、図書館に入るとこなんかは、ビル・ゲイツとか、いっぱい寄附される方の名前がざっと書いてあるんですよ。図書を寄附された方の名前が、壁のあたりにもおしゃれに書いてあったりして、日本の場合でも、それは神社なんかへ行けば、寄附した方の名前があったり、やっぱりそれなりに思いを顕彰するような形で、名前は出さなくてもいいですけど、もうちょっと考えていただけたらいいかなと思いますので、よろしくお願いします。

藤井本委員長 要望でいいですか、それは。

谷原委員 はい。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 それでは、確認ということで、今確認していただいた部分、どうでしょう。いけますか。大丈夫ですか。

(「はい」の声あり)

藤井本委員長 そしたら、先ほど休憩後、私のほうから申し上げました、その分を置いといてということで議論を進めてきましたけども、39ページ、受援施設事業の2億6,100万円、この部分について、理事者が確認したいと、梨本委員の質疑の中で確認したいというところで一旦止まっておりましたので、その部分に戻って再開というのか、進めたいと思います。よろしいか。

(「はい」の声あり)

藤井本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

先ほど梨本委員がおっしゃいました、市から公社に先行取得があった時点での債務負担行為が必要であったのではないかとということにつきまして確認いたしましたところ、市から公社へ先行取得依頼を受けた時点、7月24日になるんですけども、その時点で債務負担行為を上げるべきであったという考えでございます。ただし、今回の場合ですけども、市から公社への先行取得依頼が、公共用地先行取得に関する契約書に基づき依頼があったんですが、その条文の第3条なんですけど、費用負担の部分で、令和7年度の予算措置により市が取得、買い戻すものとするという依頼はあるんですが、その中で明確に用地や補償費に関する金額が定まっておりました。ですので、先ほどの答弁に戻るんですけども、市のほうでは

なく、公社のほうで鑑定作業を行いまして、鑑定作業が終わったのが10月の中旬以降になりましたので、今回12月の補正予算で買戻しのための補正予算を計上させていただいてという流れになっております。

おっしゃっていただいていた、債務負担行為をすべきであったというのをもう一度申し上げますけれども、自治法上、直ちに法律違反となるとまでは言えないと顧問弁護士にも確認させていただきましたので、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 林本部長。

林本総務部長 もう1点の、財産の取得の議決の時期ということでございます。こちらにつきましても、先ほどの企画部長が申しあげましたように、あくまでも金額が、買取り時期と金額について明確にならないと、どうしても契約議決というんですか、財産の取得の議決というのは上程できません。今回は、先ほどの流れの中で、補正予算をいただき、その補正予算に基づいて金額を決定しまして、補正予算をいただいた後に契約議決の上程、それに関しては問題ないということで、先ほどの顧問弁護士のほうにも確認をさせていただいております。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 しっかりと調べていただいてありがとうございます。債務負担に関しては、上げるべきであったと。これ、私もほんまに、いろいろ各市町村を調べたら、例えば東京の小平市はちゃんと上げてはるわけですよ。それも枠を持って、その枠の中で先行取得ができるようにちゃんとしたはる。奈良県だって、土地の債務負担の中で、先行取得できるような枠持ってはるわけですよ。だから、今、高垣部長がおっしゃられた、鑑定してからでなかったら金額分かんたというのは、それはある程度の枠、持つかはあったらええじゃないですか。そんなもなく、やっぱり先行取得するに当たっての、地方自治法の話ですから、214条の、基本の話なんで、予算で債務負担行為を定めんとあかんというふうになってるわけやから、それがいい中で進んでることに関しては、私はほんまに問題やと思うんです。ですから、違法とまでは言われへんとおっしゃるけれども、私は、適法や言うてくれへんかったら、前進められへんのちゃうかなというふうに思います。

ほかの議員さんのいろんな意見も、ここで私のところで止まってしまってますので、この議論に関しては、ただ、私が思うに、これ、ほんまに、もう一回当初でちゃんと議論してやらんと、こんな短期間のスケジュール、さっきの椅子の話でもそうですけれども、あまりにも審議するとかそういう時間が短か過ぎて、こういうものに関しても議会の理解を得ながら、我々もしっかりと理解させてもらって、いろんな議論をさせていただいた中で進むんやったらまだしも、土地開発公社で先行取得してまんねんと言われたら、言葉が詰まってしまうとか、そんな使い方しはんのやったら、土地開発公社の在り方から考えていかんとあかんということになってしまうんで、これに関しては、私は、予算の在り方として賛同できないというふうにお伝えしておきます。

藤井本委員長 ほか、ないですか。

今、高垣部長調べていただいて、今、債務負担行為をすべきであったと、しといたほうが

よかったと。ただ、それが罪というのか、罰というのか、それには当たらないというような聞こえ方するけども、なぜできなかったかという理由の中で、鑑定がまだやったというふうに思うんねんけども、債務負担行為なんて、鑑定なかったってできるのちゃいますの。金額、そんな大きく差できないやろうけども、多い目というのか、債務負担行為はできたんちゃいますか。

高垣部長。

高垣企画部長 議案として債務負担行為を上げていくということは、議会の先生方にご審議いただいて、議決いただいたらそこで進めるということになります。その中で事務方のほうで検討しておりましたのは、土地だけではなく建物も含まれた中で上限額を設定するのが、どの額が妥当でご審議いただくことができるのかというのは難しいという中で、今回は公社のほうで鑑定を進めた中で進んで、このような結果になっておるという状況でございます。

以上です。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 ご意見ありがとうございます。今、事務方、各部長が答えたとおりでございますけれども、公社といたしまして、今、梨本委員おっしゃるように、法的な問題がないというふうなうちの見解ではございますけれども、今後、あらゆる、今さっき、東京の例も出されましたけれども、そういった他の自治体の在り方等も見させていただきまして、いろいろやり方はあると思います。ですから、そこらは再度、うちはうちにりに研究をさせていただいて、研究をしてみたいというふうに思います。

以上でございます。

藤井本委員長 今のは、公社の理事長としてお話しされてるんですか。

東 副市長 はい。

藤井本委員長 ほかに。

杉本副委員長。

杉本副委員長 取りあえず合法ということで話、問題ないという意味で進めさせてもらいますね。これ、さっきのベンチの話にもつながるんですけど、ええことするのやったらすっと進めてほしいなと思うんですけども、土地開発公社で今ゲットしたはるわけじゃないですか。これ、極端な話、補正で否決されたらこの土地はどうなるんですか。何でこんなにやり方で急いで、緊防債の話やと思うんですけども、極論から言うと、あそこの一択というのが僕は気持ち悪いんです。例えば受援施設が欲しいとなったときに、新庄地区に1個、當麻地区に1個とか、例えば先日の速水議員の質問でも、前の道路大丈夫ですかって言ったときに、答え返ってきてへんけど、大丈夫じゃなかったら駄目じゃんという話とか、そういうことを議会で、変える力というか、変えるためにいろんなことを議論するのが議会と思ってるんですよね、僕はね。

前の専決のときにも言いました。国からの補助金のときも、使い方、こうのほうがいいんじゃないのというのを変えることができるのが我々のある1つの仕事やと思ってるんですけども、これって、あれ一択じゃないですか。なぜなら土地開発公社でもう既にゲットしてい

るからなんですよ。これが、僕は、いつも言うんですけど、せこないというか、そうされると、ええことしてもらってるし、それは市民の方々に受援施設って要るんであろうし、これから、最近も地震ありましたから、必要であろうと思う。めちゃくちゃ言いにくいこと言うてますよ。副市長。ただ、そうされると、人質じゃないですけど、じゃなくて一からこうだと。でも、どう思いますか、議員さんとなったときに、いや、新庄地区に1個、當麻地区に1個のほうがよくないですかとか、あそこの前の道路危なくないですかとか、もうちょっと広いとこあったほうがいいんじゃないですかとか、例えばサッカー場で、地震があったときはテントを山ほど買っておきましょうとかって、いろんなやつで、例えばそれで今出てきた案を否決して、次、新しい案でいくとかもできるわけじゃないですか、極端な話。今回それが無いのが、僕、気持ち悪いんですよ。

何で土地開発公社で買おうと思ったのかなという、その歴史というか、ストーリー、何でそんな、普通に考えりゃあ、こんな流れにならんはずやし、梨本委員さんおっしゃったみたいに、僕、土地開発公社って、例えばここの道路をだーんって造りますから、土地をこうやっていきます。そのために先行取得とっていきますというために土地開発公社って要るもんやと思っと思ったんですよ。この使われ方しちゃったら、怖くてやってられんというか、その辺をちゃんと説明できるようにしてほしいのが1つと、もう一つは、一般会計予算で否決された場合、あの土地はどうなりますか。

藤井本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 公社の立場で答弁させていただきますと、この買戻しの予算、一般会計予算が、もし、通らなければ、公社でも契約しておりますので、公社で、長期ではないかもしれませんが、保有し続けるという形で残る形になります。公社の簿価のほうに載って管理し続ける形になるということでございます。

以上です。

藤井本委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。よろしくお願いたします。

この件の、まず土地開発公社をなぜ使ったということのほうの説明をさせていただきます。能登半島地震の教訓を踏まえますと、急遽準備した物資拠点が瞬く間にいっぱいとなり、より広い場所に移動したことから大きな混乱が生じ、各避難所からのニーズにも対応しきれなかったことから、あらかじめ大きな施設を準備することが急務であること。また、今後高まりつつある南海トラフ地震などの発生リスクを鑑み、迅速かつ最適な受援拠点を早期に整備する必要があったことから、令和7年6月より、受援施設の候補地の選定を着手いたしました。こちらにつきましては、6月19日の総務建設常任委員会にて報告をさせていただきました。その後、7月に候補地の選定を行い、売買に向けて土地開発公社にて鑑定作業を行う旨の報告を、7月15日に正副議長、7月24日に正副総建委員長に報告をさせていただきました。

この7月の段階で、市による直買いか、土地開発公社による先行取得かの検討を行いました。市での直買いでスケジュールですと、9月定例会に鑑定費用の補正予算を計上させていただくと仮定いたしますと、入札などの準備が必要なため、鑑定業務の発注が10月中旬と

なります。そこから鑑定期間を2.5か月から3か月程度としますと、鑑定額が出るのが年明けの令和8年1月頃となります。そうしますと3月定例会に購入の補正予算を計上することになり、令和7年度には事業が完了しないこととなります。このスケジュールですと、財源の見込みである緊急防災・減災事業債の申請が令和8年度となり、この7月の段階では、緊急防災・減災事業債は令和7年度をもって終了の可能性がありました。土地開発公社であれば不動産鑑定業務の発注が8月に行えるため、市の直買いのスケジュールに比べて2か月程度早く業務執行を行えるため、12月定例会に買戻しの補正予算を計上することができるスケジュールとなります。

このように土地開発公社により先行取得を行うことにより、財源である緊急防災・減災事業債の活用ができること、また、いつ起こるか分からない災害に対し、少しでも早く受援施設を整備することができるため、土地開発公社により先行取得を行ったところです。

続きまして、3点目の、候補地の選定がそこ一択ではないかというところですが、候補地の選定につきまして、生活安全課のほうでは、まず、大きく分けて3つの条件を選定し、候補地の選定を行いました。まず1点目が、交通アクセスの確保です。緊急輸送道路や主要幹線道路に接続していること。輸送車両の搬入、搬出が容易であること。2つ目として、十分な敷地面積、建物面積があること。大型車両が駐車、回転可能なスペースを有していること。物資の一時保管、仕分、積替え作業が行えること。3つ目として、対災害性、安全性の確保です。洪水や土砂災害などのハザードマップでリスクが低い場所であること。電気、水道などのライフラインが確保されていること。これらの3つの条件に基づきまして、具体的な検討を進めてまいりました。

次に、各条件の詳細について説明をさせていただきます。1点目の、交通アクセスに関しましては、第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路、そして奈良県災害応急対策防災拠点基本構想で、広域防災拠点の1つである北部中核拠点、こちらにつきましては、県立橿原公苑、橿原運動公園、県立医大新キャンパスからのアクセスも考慮に入れて検討いたしました。2点目の、敷地面積、建物面積につきましては、令和6年能登半島地震時のカウンターパート方式支援先であった石川県穴水町の物資拠点、穴水町B&G海洋センターの体育館の面積約726.15平方メートルを参考に検討を進めました。穴水町の人口規模は本市の約5分の1程度ですので、3,500平方メートルの床面積を目安に倉庫を建築できること。さらに、大型トラックが駐車、回転可能なスペースを設けることを考慮し、3,000から3,500平方メートルの敷地が理想であると考えております。3点目の、安全性の確保につきましては、浸水想定区域、土砂災害警戒区域の危険箇所をできるだけ除外するのが理想として検討いたしました。

これらの条件に基づきまして、国道24号、国道165号高田バイパス、国道166号、国道168号沿いの複数の不動産物件を検討した結果、この候補地が最適であると判断をいたしました。この候補地の概要につきましては、1点目の交通アクセスについてですが、この候補地は第1次緊急輸送道路である165号高田バイパスの側道に面しているため、奈良県広域防災拠点の1つである北部中核拠点とのアクセスについては非常に良好な場所にあります。また、奈良県の災害管理対策拠点の1つである高田土木事務所や、輸送拠点である近畿福山通運新庄

営業所とも非常に近い距離にあります。この高田バイパスは、西は南阪奈道路、東は京奈和自動車道とも直結しているため、他府県からの支援も迅速に行えることが期待できます。さらに、災害対策本部となる新庄庁舎からも徒歩圏内であることから、交通アクセスについては理想的な場所にあると言えます。

2点目の、敷地面積についてですが、この候補地は、物流倉庫として使用していた建物で、非常に大きな敷地を有しております。敷地面積は3,745.99平方メートル、倉庫の面積は、1階が2,221.04平方メートル、2階、1,213.99平方メートルの、延べ床面積は3,435.03平方メートルとなっております。この広さにより物流ターミナルとして建設されたものであり、物資の保管、仕分、積替え作業、そして大型車両の駐車や回転なども問題なく行えます。また、災害基本物資である基本8品目と水を14日間保管すると考えた場合、大体857.8平方メートルの面積が必要となります。通路なども考慮いたしますと、この1.5倍から2倍程度の面積が必要になりますので、857.8平方メートルを1.5倍しますと1,286.7平方メートル、2倍しますと1,715.6平方メートルとなり、この建物面積についても適正な規模と考えております。

最後に3点目の、対災害性、安全性確保についてです。この候補地は最大で0.556メートルの浸水が想定されている区域ですけれども、物資の保管に当たっては、床上より高い位置に棚を設けるなど、水害リスクを踏まえた管理を行います。また、この倉庫は昭和60年に新築されており、新耐震基準を満たしております。立地やアクセス、倉庫の規模などを総合的に勘案し、この施設が最も適していると考えております。

以上です。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 もし、この補正が通らなければ、土地開発公社で管理というのは、ずっと持つとくだけってことですか。これ、だって、もう既にゲットしてるわけですよ。2億何たらでゲットしてる。ほんで、過去の話で言うと、緊防債、来年ないかも分からへんというのは、その話はありませんよ。でも、今、違うくないですか。来年もありそうだな。ありそうとは、年末ぐらいかな、決定するの、多分。それ、事情はちゃうかな。地震もあるし、緊防債がなくなる、どうなんかなと思いつつ聞いてるんですけども、まず1個は、もう上程してこないとか、もう買い取らない、一発で終わり、ずっと出てくるんですかね、これ。もし、今回否決になった場合、土地開発公社で持つときますって言われても、何に使うのって話になってきませんか。その後が分からないと、もう一つは、さっき聞いて、漏れてるんですけど、前の道路、液状化って質問出て、あれ調べてもうてると思うんですけど、大丈夫やったんか。

あともう一つは、今の、だいたい説明してもうたんですけど、何回考えても、あそこが最大ということですか。最高の場所で、最高の施設ということですか。中身に関しては、僕、多分ほかの皆さんが聞くと思うんですけども、いろんな案いっぱい出てきたとしてもあそこなんかという、決定的にね。ほんまに、だって、皆さんはそれ調べてるかもしれないですけど、僕、知らないですもん。ほかのどんな候補があったかどうかも。それは理事者の皆さんは探されたかも分らんけど、ほかの議員さんは知ってるんかもわかんないですけど、僕は取り

あえず、あそこしか来てない、一択やから気持ち悪いと思ってるんで、その辺の答えだけお願いします。

藤井本委員長 林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。

今、副委員長のほうのご質問でございますけれども、これ、私どもとしましては、本当に、今、課長のほうからも詳細に説明をさせていただいたと思うんですけども、こちらの候補地というのは、やはり物資集積拠点というところに着目しますと、ここ以外に、本当に市内でかなり私も探しましたけれども、これ以外はないかなというふうには考えておりますので、これ、仮に否決されても、これはもちろん再度出させていただくというふうには考えております。

藤井本委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地です。

先ほど答弁漏れてましたけども、前面の道とかのことですけども、液状化については調べさせていただきました。第2次奈良県地震被害想定調査によりますと、中央構造線断層帯地震の場合ですと、液状化の可能性が全くないとは言えない地域に該当します。大きく分けますと、断層より西側、山手側になるんですけども、こちらについては液状化はしない予想となっておりますけども、東側、こちらにつきましては、扇状地となっておりますので、液状化の可能性はあるという調査結果となっております。また、165号高田バイパスですけども、耐震基準につきましては、レベル2地震動の耐震設計になっておりまして、通行止めになることはあっても、人命に関わる致命的損壊を避ける設計となっております、落橋や倒壊などの致命的な損傷には至らない程度の耐震はされているというふうに回答いただいています。

以上です。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。

杉本副委員長さんのご意見なんですけども、これ、私ごとであれなんですけども、1995年、阪神・淡路大震災起こりました。あのときに、私、発災直後、10日以内に東灘区役所に参りました。何で参ったかという、職員有志で寄附を集めまして、いてもたってもおられなかったんです。あんな悲惨な状況、阪神高速が倒壊してる。そんな中において何ができるんや、我々は、ということで有志からお金を集めて、パンパースや飲み物や、いろんなものを買って、自分たちの車で、職員2人、私と行きました。夜中走って参りましたけれども、余震もままならないところでしたけども、行きました。そして東灘区役所、一番ひどかったところですけども、そこへ物資を下ろそうということで下ろそうとしたんです。そしたら、その辺置いといてくれと、職員はそう言いました。なぜかという、受援体制が全くなってない。そのような状況で、私らが一生懸命、区民のためにと持っていった品物を、言葉は悪いですけども、無造作というか、粗末というか、彼たちは必死やったと思いますよ。でも、そこへ置いといてくれと言うんですね。そんなような状況で我々は行きました。

そこから、私もう、ずっとこれは思ってたんです。受援施設は絶対必要やなど。そこで

またカウンターパート方式で、昨年うちの職員が、能登半島地震、参りました。そこでも職員は、トイレと受援施設は必要だということで帰ってまいりました。やっぱり30年たっても、いまだ受援体制が整ってないというような現状です。日本。どことは言いませんけども、ちゃんとしておられる自治体もあるかも知りません。でも、ほとんどがされてないのかなというふうに思うわけでございます。そういった中で、私ども、今、この候補地として東室の施設を開発公社で買わせていただいて、即使えるということ、それと緊防債の期限というのは、本来に来年メニューに入ってこないかも知れない。そこが一番肝でございます。今、買えるときに買っておかないとあかんという部分で今回お願いをするところでございますので、議員皆様のご理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 今、副市長おっしゃったのは、それはそうや。災害あったときに、そういう施設あったほうがいいというのは、もちろんそれもそうやし、災害時のためにやってます。もちろん、それを言ってるのは、必要なは、だから、さっきのベンチと一緒にです。いいことやってるんやったら、すっと気持ちよくやらしてよと思うんですよ。僕が言ってるのは、いいんですよ、それで。今、答えて、あそこ以上はないっておっしゃったら、もうそれを信じるしかないんですけども、最初に言いましたけども、例えばそれを、あそこのほうがよくないという選択肢すらないのが気持ち悪いって言うてるんですよ。だから土地開発公社で買ってるから、今、何ぼ僕が言っても、土地開発公社で買ったあそこの倉庫はあるんでしょう。そこが僕は気持ちよく「イエス」って言えないってことなんです。必要なもんやし、早く欲しい。緊防債が間に合わへん。全部分かってます。林本部長にも聞いて理解はしてるんですけども、やったらストレートで、それで間に合わへんというのも分かりますけど、そこが難しいとこなんですけど、急いでやったらその方法しかなかったと言われたら、そうなんかも分からんけど、例えば、緊防債に当たらへんのやったら、来年に持っていくしかないやんって僕は思っちゃうんやけど、でも災害のことやから急いで欲しい。それも分かってるから苦しいって言うてるじゃないですか。でも、この方法をとられたら、もう既にあるものに対してのことなんで、この方法はやめていただきたいですけどね、僕は。土地開発公社ってこのためにあつたんかと思っちゃったら、ちょっと、うーんと思いますけどね。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 ただいま副市長のほうがお話しさせていただいたとおりなんです。葛城市にとって災害に対して弱い部分があったということの、この2年間の集大成が1つの受援施設であるということでございます。その手順につきましては、先ほど課長のほうから説明をさせていただいたとおりでございます。行政サイドといたしましては、議員皆様方に、その都度、その都度、情報提供しながら、どのようにというような進め方をしてきたつもりではございました。それがどのような形で伝わったのかというのは、特に選挙もありましたので、それも含めてどのような形で伝わっていたのかとは分かりませんが、手順としては、行政サイドとしては、確かな手順を踏んできたと思っておりますので、今回上程をさせていただいたとい

うところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 質問なんですけれども、気色悪いというふうに先ほどから副委員長もおっしゃってて、私ももそう思うんですが、これ、また議論は戻るかもわかりませんが、要は、債務負担行為を粹取りの中できちっと出してこられたら、そこで議論がもう終わってる話なんです。だけど、今、買った上でどうするかという議論になってしまってるんで、これはあまりにも、いかな議会に対してひどいんじゃないかと。行政的な手続はちゃんと行政内部でやっておられたかもわからないけれども、議会に対して、こうしたことについて、話をしてるということじゃないですよ。債務負担行為を本来やるべき時期が、当然、これから土地開発公社が鑑定価格をかけてやるというのも、土地も決まってるわけやから、その決まってる土地に対して、議会に対して債務負担行為をお願いしますと言え、そこで議論になるわけですよ。ところが、この間の全協で、土地開発公社がやったのは、この土地を買いますと、買いたいと。理由はこうこう、こういう理由と。これやったらもう議論の余地ないですよ。だから、そのときもたくさん意見出ましたけど、後から意見がたくさんまた出るかと思うんですが、受援施設の在り方はいろいろ考えられます。それは議員もいろいろ考えを持ってるわけです。受援施設は必要やと思ってるわけですから。だけど、何でここなのというふうな議論になるので、そうであれば、議会に対する手続として、なぜその時点で債務負担行為をして議会で議論してもらおうというふうにならなかったのか。これ、スピードの問題じゃないですよ。

今年度中にやりたいからということ、土地開発公社でやりたいということ、この時点で議会に対して債務負担行為をお願いしたいと。これ、なぜしなかったのか。これを聞きたいんですよ。それはどういうことなのかと。先ほど企画部長がおっしゃったように、債務負担行為は適切ではないと。なぜそんなことが起きたのかと。適切というか、適切じゃないって言ったらあれかな。債務負担行為をすべきだったと。すべきなんですよ。それは議会との関係でも当然、それでやるべきだと思うんですけど、なぜこれされなかったのかということをもう一度お聞きしたいと思います。

それから、私自身は、この土地について最初聞いたとき、驚いたので、これはもう率直に市長にも聞きますけれども、市長選挙、一昨年11月にあったときの市長選挙の、要は、候補者としての選挙事務所として構えたところじゃなかったんでしょうか。そのときは当然倉庫として使っていないという状態だと思うんですけども、これについては、確かに選挙事務所が使われたのか。そのときにちゃんと賃料でも払っておられるのか。これは、もし、無償であるということであれば、あらぬ疑念があることになりますから、だからそれは、だからあらぬ疑いにもなりますから、それはちゃんと答えてください。

これについて、もう一つ……。

(「無礼や」の声あり)

谷原委員 いや、そんなことはないですよ。そういうふうに過去にも議会でも議論してますよ。阿古市長の前任者の方が、やはり市長選挙で使った事務所の地権者に対して便宜を図ることに対し

て、議会で議論になってるじゃないですか。それは阿古市長よくご存じじゃないですか。だから、この点について、そういうことで、市長選挙で使った事務所だということは、市民に対しては、ちゃんと我々も説明する責任がありますから、それに対して市長はこういうふうな候補地になったことについてはどうお考えなのか。自分が市長選挙で事務所を開いたところを買い取るということで……。

(「本当に失礼な人やな」の声あり)

谷原委員 失礼なことないじゃないですか。

(「失礼やで」の声あり)

(「委員長。委員が発言してる最中に不規則発言はやめさせてください」の声あり)

藤井本委員長 はい。

谷原委員 何が失礼なのか、私は分かりません。市民としても率直な疑問があるところをただすだけですから、それについてお伺いしたいと思います。お分かりですか。市長選挙で事務所として使ったところで、ちゃんと賃料を払って事務所として使われた場所ですねと。これは確かかどうか。

2つ目は、これを実際に受援施設として葛城市が買うというふうになった。そういうことが多分上がってきたと思いますけれども、そのとき市長はどう思われたか。これについてお伺いします。

藤井本委員長 以上2点。

高垣部長。

高垣企画部長 先ほどの答弁と同じになりますけども、なぜ債務負担行為を上げなかったのか。これは市のほうから先行取得依頼がありましたときに、契約書の中で明確な金額が定まっておらない。また、杉本副委員長おっしゃいましたけども、土地と建物つきで買うには、明確な債務負担の上限額を設定するのも、その時点では難しかったということで上げておりません。

以上です。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 非常に失礼な質問やと私は思っております。私はちゃんとした手続の中で、それを事務所として賃料を払って借りております。もし、やましい気持ちがあったら、今のような、逆に上げ方はしません。大体そのように勘ぐるということ自身が非常に私に対して無礼です。私はそんな人格を持っておりません。非常に失礼です。ですので事実は申し上げました。ちゃんとした手続の中で賃料を払っております。

以上でございます。

藤井本委員長 ご自身が選挙のときに事務所として使われたその場所を、今回、受援施設で上がってきたということについてどのようにお考えになってるかという質問であったと思います。

阿古市長 今のような勘ぐられる方がおられる可能性は考えておりました。でも、葛城市のためにはこの場所が必要である。だから、上がったことについては、そのまま進めてくれという形をとりました。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 そういうふうに答えていただいたらいいんです。何も失礼なことは何にもないですよん。

(「そういうことをする人間やと思ってること自身が失礼や」の声あり)

谷原委員 いや、市長は、今、答弁の中で、勘ぐられる方がいらっしゃるということは考えたとおっしゃってるわけやから、実際に勘ぐられてる方はおられるわけですよ。我々も聞くから。それは議会としてしっかりと市長のご見解をお聞きしたということですから、市長が勘ぐられたことに対して、いや、自分としては、自分の考えをおっしゃる機会を私は与えたと思ってるわけで、こんな別に失礼なことでも何でもないと思いますよ。それは見解の相違ということですので。

受援施設の件で言いますけれど、実は債務負担行為は土地開発公社に対して、年度当初の予算で債務負担行為のトップにあるわけですよ。それは土地開発公社が金融機関で借りたときに、最大35億までというすごい枠で広げてやって債務負担行為なんてやってるわけやから、だから、金額が正確に分かれないと債務負担行為ができないなんていうのは、これは全くの言い訳ですよ。枠取りとして大きくとっておけば、私はできるんじゃないかと思うんですよ。それはなぜできないのか。というのは、できなかつたら、今後、債務負担行為もなしに土地開発公社がどんどん買っていくと、議会に関係なく。そんなことが起きるじゃないですか。だからそこをお聞きしたいんです。だから、今後のことに関係するから聞いてるんです。つまり、今後同じようなことがあったら、当然、その時点で債務負担行為を枠取りして組んでやるということになるのかどうか、お聞きします。

藤井本委員長 お答えください。今後のことも含めて。

(「さっき答弁しましたやん。理事長としてこうしますって、梨本委員おっしゃったから、僕言いましたやん」の声あり)

藤井本委員長 けども、債務負担行為をするかどうかという、その部分。

(「それも含めて言いましたやん」の声あり)

(「もう一回お願いします」の声あり)

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 分かりました。先ほど、私、梨本委員さんのご質問で答弁をさせていただいたと思うんですけども、法的には問題ないというふうに、今さっき、うちの部長のほうからもおっしゃってもらったとおりなんです。今後、やり方として、委員おっしゃると思うんです。梨本委員もおっしゃいました。東京の自治体、またほかの工事のお話も出ました。そういうところもひっくるめて我々は考えて、今後あるべき債務負担行為がこうなのか。どれが正しいのかというのも含めて、何らうちは問題ないですよ。でも、今、委員おっしゃるんで、今後は研究をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 それは聞いたんですよ。それは聞いたから、再度私が質問したのは、対議会との関係で、議会との関係を私言ってるんです。行政が土地開発公社に依頼をかけたときに債務負担行為

をどうするかというのは、研究するという答弁はいただいたんだけど、私が答弁を求めているのは、議会に対して、こうした依頼をかけたときにどう議会に諮るのかという問題ですよ。それがあればこんなことになってないわけですから、それをお聞きしてるので、それをお答え願えたらと思います。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 それも含めまして、今後、適切な対応をとっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 平行線になりますので、ただ、議会としては、これでは安心して土地開発公社の動き、議会としては規制できなくなりますので、それだけ申し上げますので、そこはぜひ考えていただきたいと思います。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 何回も失礼します。さっきの企画部長の答弁は、上げるべきやった。違法とまでは言えないっておっしゃったんですよ。今、副市長、法的に問題ないっておっしゃったんですけど、本当に法的に問題ないんですか。これは間違いないですか。いや、だから、さっきおっしゃったのは、弁護士さんに確認したところ、違法とまでは言えないという答弁でしたよね。正確に僕言ってますよね。今、その答弁を基に、僕、違法とまでは言えないと、弁護士さんによっては見解違うからね。これ、ほんで今回初めて、僕が調べきれてないだけかもしれないけれども、これ、本当に全国の先進事例になると僕は思ってるんですよ。こういう土地開発公社の使い方を葛城市議会が許したというか、こういう法的根拠を持って議決したとなったときには、物すごく、僕、重たいもんやと思ってるんですよ。だって議決したら、これはもう議会の責任、僕ら議会が説明責任を負うわけですから。

だから、もう一回、副市長、確認させてください。副市長は法的には問題ないとおっしゃったんで、これは法的には絶対問題ないですか。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 大変失礼をいたしました。そこを言われると、私は、部長の言ったとおりでございます。違法とは言えないということでございます。訂正をお願いいたしたいと思います。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 さっきも、議会にはちゃんと説明してるとおっしゃったんですけど、もう一回、どのタイミングでどう説明したか、教えてもらえませんか。僕が聞いた段階では、土地開発公社で、これ、一番最初の、調査費っていうの、監査費、何でしたっけ。

(「鑑定料」の声あり)

杉本副委員長 鑑定料の出どころが問題でしょう。問題というか、鑑定料の出どころが、一般会計から補正で上がったたら一般会計に上がってきとったんでしょう。この前、そういう説明でしたよ。ほな、何で途中で変えへんのかって僕言いましたやん。鑑定料が土地開発公社の鑑定料でやってるから土地開発公社で買わなあかんということでしょう。前の説明では。土地開

発公社の鑑定料をスタートしたときが一番僕らが聞かなあかんときじゃないですか。これを止めるには。何て言ったらいいか分からないけど……。

(発言する者あり)

杉本副委員長 違いますやん。ここの段階で議会に、土地開発公社で受援施設をゲットしますねんという話が、いつ、みんな聞いているのかっていうのが僕分からないんですよ。僕聞いたときにはもう既に、12月の頭には契約しますねんで終わってると思うんですけど、総務建設の協議会で欲しいということぐらいは耳にしてみましたけど。

藤井本委員長 林本部長。

林本総務部長 先ほど生活安全課長からも少し触れたかとは思いますが、もう一度、確認のためにさせていただきますと、議会のほうに対しては、まず6月の19日、これは定例会中の総務建設常任委員会協議会、こちらのほうで今回の受援施設、物資集積拠点の必要性であったりとか、また、緊防債の関係も全部説明させていただいた上で、やはり市民の方の生命、財産を守るのが最優先であるということを踏まえて、スピード感を持ってやるに当たって、公社による先行取得を視野に入れて、先行のほうを着手しますというふうにまず説明はさせていただきました。その後、7月の15日に正副議長、それと、24日の日に正副の総建の委員長さんのほうには、一応、選定場所が決まりましたので、公社による鑑定のほうを着手したいですというふうなお話を、そこで報告をさせていただきました。私と、たしか企画部長と説明はさせていただいたかと記憶しております。

その後、鑑定が結構時間かかりましたので、本当であれば9月ぐらいに定例会で報告できたらよかったですけど、どうしても時間が、先ほど申し上げました、10月の中頃になりましたので、そのときも9月の22日に、あらかじめ鑑定が10月の中頃になるだけけれども、これを総建、また定例会中で説明はしたかったんですけど、経過とかそういう鑑定が出ておれば、しかしながら、やっぱりそれが間に合わなかったことを、同じく正副議長、正副の総建の委員長さんのほうにも報告をさせていただきました。

今後、そのときに選挙、改選もございましたので、これから10月の半ば頃には、出るときに一度報告はさせていただけたらというふうなお話はさせていただいたんですけど、そこはやはり選挙中であるということも踏まえて、それが改選後、11月の11日に恐らく臨時議会を開いていただいたかと思うんですけど、そこで議長のほうにも、一度、改選もあったので、全議員さんのほうに、そういった取得のことについて報告をさせていただきたいということで、その時点におきますと、どうしてもどんどん時間は過ぎておりますので、物事も進んでおりましたので、そういった報告を11月の19日の全員協議会のほうでさせていただいたと。その後、定例会では、総建の委員会の協議会で説明も再度させていただいてるということで、そういったことを踏まえておりますので、その辺のご理解のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 今、部長の話聞きまして、7月の15日に総建の委員長にも報告したという話……。

(「15日は正副議長です」の声あり)

吉村委員 正副議長か。その後ですね。そのとき多分電話ですよ。

(「直接です」の声あり)

吉村委員 直接、そうですか。失礼しました。

時々いただいたというのはもらってて、どこやったっけな。どっかでもう、着手するかな。何かのときには連絡はいただいたりとかしてたという記憶はあります。このとき、確認なんですけれども、今、議会に対して、公社としてはこういうふうにするよというふうな報告はいただいてたかというふうに思うんですけれども、これは公社としてこういうふうに意思決定をするということの連絡であったというふうに私は理解をしてるんですが、これでもって、例えば議会に諮って、どういたしましょうかというような報告ではなかった。あくまでも、私の認識としては、市からのこういうふうなことについては、この委員会もそうですけれども、委員会、議会等で諮ることはできますけれども、公社がやることについては、これは「ああ、そうですか」と言わざるを得ないような形だと思いますので、という認識だったんです。なので、その辺りの説明というか、どういったことなのか。つまり、議会に対して何らかの判断をしてくださいというような連絡ではなかったですよ、ということだけ確認をさせてもらいたいと思います。

藤井本委員長 林本部長。

林本総務部長 公社がどうこうというんじゃなくて、やはり受援施設ですので、葛城市としてこれが必要であるということのまず話が前提としてございます。報告ということでございますけれども、その報告は、一種の相談ということも兼ねておまして、そのときには一度そういう場を設けていただくこともどうでしょうかというような形のお話はさせていただいた記憶をしておりますので、その点は、例えばそれで協議会を開くとか、委員会を開くとかいうことは、私どもではそうしてくださいとは言えないので、その辺のお取り計らいをよろしく願いしたいというふうなご報告とご相談をさせていただいております。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 今の話であれば、正副議長あるいは正副委員長に対して、議会のほうで、購入も含めて、相談を事前にしてたということですか、今話を聞きましたら。私は、報告でこういうことを公社ですというような連絡を受けていたというふうにもみ認識をしておったんですが、私の認識が間違ってるんですかね。その辺りはどうでしょうか。議会に対してどの程度のそういう報告なのか。私、報告はいただいたのは間違いないかと思うんですけれども、判断といいますか、事前にそういったすり合わせをされていたという意図だったのか。その辺り、確認をさせてください。

藤井本委員長 林本部長。

林本総務部長 そこまでの強い意思判断、意思決定の依頼ということではなかったです。あくまでも報告をする場を相談させていただいたということです。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 報告ですよ。結局、公社としては、これに対しては議会というのは介在できないような状態、言うたら、このタイミングでしか意思決定ができないわけです、議会とすればね。だ

から、その前については、一応報告をしたと。つまり、こういうふうなことでというふうな
ことでというふうな、そういうふうな理解をさせていただきますので、それでよろしいですね。

藤井本委員長 確認したいことございますので、ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後8時17分

再 開 午後8時25分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

私のほうで確認したいことございましたので、お時間いただき申し訳ございませんでした。
ほかに質疑ございませんでしょうか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 僕が悪いところもあるんやけど、前の全協まで全く知らなかったんですよ。受援施設
が欲しいみたいな感じというのは聞いてったんですけど、議会に報告した、議会に報告した
って言われても、取りあえず僕は聞いてなかったから、いつの報告やと思って考えとって、
今改めてお聞きして、改めて当時の議長さん、副議長さん、委員長さんってお聞きしたけど、
僕が知る由もなかったのは、僕が悪い面もあるかもわからんけど、今のお話聞いてる限りで
は、土地開発公社で買います。何で土地開発公社で買うのっていうところから始めてほしかっ
たなど。各委員長さん、議長さんらは報告受けたんは、そうですかって思うんかもわからん
けど、緊防債に目指して、そんなときからやとったはずなんちゃうんですか。それに目がけ
て急ぐから土地開発公社を使ってやったんと違うんですか。そこまで説明してワンセットの
ような気するんです、僕。

ほんなら、分からないですけども、議長さん、副議長さん、委員長、副委員長さんらが、
そしたらみんなに諮ったほうがよくないとかって言っていただけたんかなと。ほんなら、僕
の耳に入ったら、土地開発公社でそういう買い方ってありなん、みたいな。だって今と同じ
感覚やからね、僕。ってやっていただいたら、より丁寧やったんかな。丁寧に部長、多分、
僕が今まで、専決のときでも、議会に何で言わんねん。言うてくれたら、こっちでって言う
てるから、言ってくれたんは分かるんやけど、あまりにも片りん過ぎません、その情報。

僕、分かんないですけど、理事者の皆さん、杉本さん、何で怒ってんのって思ってるかも
分からないんですけど、僕は、一択っていうのがあかんのですよ。気持ち悪いんですよ。それ
だけの理由がないとオーケーって出ないんですよ。だから、これしか食べられへんという
んやなくて、この中でどれ食べるといふふうに提案していきたいタイプなんで、それは丁寧
にやっていただいたんやけど、もうちょっと何か、何で土地開発公社みたいな。緊防債に目
がけてやるんやたらっていうふうな説明にさせていただかないと、最終こういうところまで来
て、逆に理事者の皆さん、何でこうなってんのってなるかもわからんけど、僕からしたら、
必然としてなってるかなと思います。

藤井本委員長 報告を受けてるということについては理解できましたので、続いて進めていきたいと
思います。

ほかに質疑ないですか。

西川委員。

西川委員 緊急防災・減災事業債の話が出てるんですけど、令和7年度で確実に国からの執行がされていくのかというところはまず聞きたい。そして、例えば、取得された、これ、今、完全に公社にぶら下がっておるわけです。そこで、例えば令和8年度に同じように緊急防災・減災事業債が使えるのであれば、例えば、この取得した物件を、もう一回、まずは令和7年度つくのかどうかということです。まずそれと、8年度に、これが否決されたことによって、確実につけれるのかというところを、答弁しにくいかもしれませんが、答えていただきたい。

それと、つけれる場合に、例えばプラスアルファ、取得費だけではなくて、今、ここ、物資集積拠点なんですけど、例えば改修費用とかも含めてつけれるのか。要は、平時の使い方なんです。結局、今、物資集積拠点だけで、言うたら、倉庫で置いとくという形やと思うんですけど、今、防災施設を新たに取得とか使われるときは、やっぱり平時はこういう使い方をして、防災、発災が起こったときに物資集積拠点になりますよというところが、今やるんやったらそうやと思うんです。そういう使い方がまずできるのかどうかということも含めて、お答えいただきたいと思います。

藤井本委員長 林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。

今の西川委員のご質問ですけれども、まず、令和7年度でこれを事業完了した場合は、今、緊防債のほうは対象となります。つきます。緊防債が対象となりますということです。それは財政等いろいろ調整、確認をさせていただいております。あくまでも事業完了ということになります。これが令和8年度につてなるときは、今、西川委員は確実性という意味でおっしゃいましたけども、確実性というのは私どもとしてははっきりと言えません。というのは、延長の可否、それと、それよりも、あとメニューの内容、これも今の時点でもはっきりと答えというのが見えてこない状況の中で、今、そういった、確実に令和8年度またできるのかということに関しては、確実にはできないというお答えしかできないかと思います。

あと平時の使い方ということでございますけども、今後、取得後のいろんな改修であるとか、そういったことに関しては、都度、また対象になるかどうかというのを、財源、それは考えていきたいと思うんですけども、あくまでも物資集積拠点というのは緊防債で購入するわけなので、100の70、緊防債で購入するわけですので、あくまでも緊防債のルールというのがございます。それを適用した、起債をしたというルールがございますので、もちろんそのルールの範囲内で、可能な限り、平時の使い方についても検討はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 令和7年度には確実に緊急防災・減災事業債がつくということは、今、はっきりお答えいただいたと。でも8年度については分からないよということなんですね。

もう1個、お聞きしたいんですけど、平時の使い方、検討するって言うてくれてはるんですけど、ここに一旦緊急防災・減災事業債が投入されたということで、次、改修、例えばするとときに、再度その施設に緊急防災・減災事業債が使えるのかどうか。例えば改修とか、

それをお聞きしたいです。

藤井本委員長 内蔵部長。

内蔵財務部長 財務部の内蔵でございます。

ただいまのご質問ですけれども、改修費用につきましては、また県のほうに確認しないと、はっきりとこの場ではお答えはできません。また県のほうに確認して、使える、使えないというのは判断してまいりたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 確実には分からないということですね、今。開発公社の使い方、これ、確かに皆さん疑問に思われてることがいっぱいあるんですね、やっぱり。これから開発公社、僕は基本的にはしっかり残していかなんとは思ってるんです。というのが、やっぱりまだ葛城市、しっかりと道をつけていかなん事業というのがあると思うんです。バブルのときに先行取得というのがありましたけど、もしかしたら、この土地も高騰もしてくるかもしれませんし、この件について、やっぱり開発公社で疑念を持たれるというようなところ、疑念というか、委員の皆さんが、やっぱり「うっ」と思うところというのは払拭をしっかりしていただきたいなというところもございます。やっぱりルールですよ。

取得されたのは、これ、もう開発公社で取得されてますので、使い方を、やっぱりファミリーマネジメントの観点で言うても、やっぱり置いておくのもったいないと思うんです。今のままね。いつ起こるか分からないから取得しました。物資集積拠点。ただ、いつ起こるか分からないままずっと置いとくというのも違うかなと。やっぱり平時の使い方をしっかりと検討していただきたいなというところは強く思いますね。

物資集積拠点は要るよ。受援施設は要るよ。それはもう分かるんですけど、やっぱり今の流れでいうと、発災時にそういう使い方になるというところが僕は普通やと思う、今の流れでいうと、必要やと思うんで、その辺をしっかりと検討していただきたいなというところを強くお願いいたします。

藤井本委員長 最後のは要望でいいですね。

西川委員 はい。

藤井本委員長 ほかに。

梨本委員。

梨本委員 ほんまに何回もしつこくて申し訳ないんですけど、先ほどから、これは問題なく、土地開発公社でもう買ってしもうとるんやと。だから、これに関してはもう進んでいくしかないというような議論で僕進んでるように思うんですけど、僕、そもそも、これ、本当に大丈夫なんかなというところの確認が、やっぱり不安なわけですよ。というのは、言うても、予算措置のない契約行為を僕はしたと思ってるんで、そうなると、それって、僕は、法的に、違法とまでは言えないという見解もあるけれども、違法やってなったときに、契約、僕、無効やと思うんですよ。それ、市長、首振ったはるけれども、市長が絶対大丈夫やと言ってくれはったら、その議論に入っていけるねんけども、これ、例えば、監査請求されて、これ、あか

んとなったらどうするんですか。そのときも、いや、そんなん大丈夫やねんと市長が言うてくれたら、いや、もうこれは100%、私が責任とると、大丈夫やと言うて下さいよ。ほんなら、僕はその先の議論に進めるんです。

言いたいことはいっぱいあります。受援施設、大事なんは分かっています。でも、葛城市、ファシリティー考えていかんとあかんと。そんな中で、言うてみたら、また公共施設を増やすわけですよ。この考え方もあるし、総合計画、今、見直してるんですよ。総合計画にぶら下がって、いろんな計画立てていく中で、この1つの施設というのは大きな買物やと思います。

能登半島地震も、起きたのは去年の1月。僕、今年の当初からやっておいたら、こんな議論せんでもええわけですよ。当初で受援施設考えてますねんと。債務負担、金額分かれへんけど、取りあえず組みますねんとやっついてくれたら、土地開発公社も使わんでええわけですよ。市で買うたらいいじゃないですか。これが、僕、当初やのうて、補正で何でもこうやってぼんぼんぼんぼん大きいのが上がってくるのは、これはあかんと思うんですよ。その辺りも含めて、今回は、僕、立ち止まる必要あんのかなというふうに思っています。ですから、委員長、これ、動議上げさせていただきますけれども、私はこれに関しては修正させていただきますということ、市長が絶対大丈夫やと言うてくれはったら、議論、先走ってしまいましたけれども、そこだけ先、お願いします。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 今確認してはすけども、土地開発公社の使い方として、債務負担を今まで葛城市は使ったことがございません、という確認なんですけども、今の債務負担をするほうがいいであろうというのは分かります。というのが、多分議会との関係の中でそのほうが手続的にはすんなりといくであろうということやろうと思っておりますけども、その辺が多分部長が弁護士から聞いてきた話なんやろうなという理解の仕方しております。ですので、違法とは言えないということは合法やということなんですけども、ただ、合法やからといってそれがベストであるかどうかというのは疑問であるということやろうと私は認識をしておるところでございます。

今も確認しましたけども、債務負担を使い出したのは、溝尾副市長が来られてぐらいのところから債務負担が非常に増えたように認識をしております。それまでそのような使い方というのはあんまりなかったように理解をしております。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 溝尾副市長が使われたとかっていう問題じゃないんですよ。地方自治法の話なんですよ。

地方自治法の214条の話なんですよ。これに違反してませんということであればいいんですけど、僕は、どう考えても、地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならないという条文があるから、これは読み替えたら、葛城市が今回債務を負担するわけでしょう。土地開発公社に先行取得を頼んだ段階で債務を負担するわけじゃないですか。そのときには予算で債務負担行為を定めておかなければなら

いというふうに僕は読めるんですよ。それを、いや、違法じゃない。違法じゃないということは合法やと言われたら、これ、複数の弁護士さんでも確認してもうたほうがええんちゃいますか。こんなふわっとした感じで、1人の弁護士さんに確認して、その弁護士さんは大丈夫や言うてるからって言うけれども、これ、ほんまに大丈夫なんかなんかということを確認せんことには、なかなか前進むの難しいんちゃうかなと。受援施設の中身の話はその後の話やと思うんですよ。手続きがちゃんとできて、中身の話はその後しっかりと議論できたらと。

すいません。僕はほんまに納得でけへんで、これに関しては動議上げさせていただいて、修正させていただきます。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、これで一般会計補正予算に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後8時42分

再 開 午後9時45分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、梨本委員から本案に対し修正案が提出されておりますので、梨本委員からの趣旨の説明を求めます。

梨本委員。

梨本委員 議第97号、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第4号）に修正案を出させていただきます。

第1条第1項中、5億6,707万6,000円を3億607万6,000円に、202億5,258万2,000円を199億9,158万2,000円に改める。第3条を削る。第1表、歳入歳出予算補正を次のとおり修正いたします。

次のページをめくっていただいて、修正の説明をさせていただきます。歳入、21款市債、1項市債、6目消防債、2節災害対策債の受援施設管理事業債、これの原案の2億6,100万円を修正案ではゼロとさせていただきます。

歳出、7款消防費、1項消防費、4目災害対策費、16節公有財産購入費、これの用地購入費、家屋購入費、原案では2億6,100万円だったものを修正案ではゼロとさせていただきます。

理由といたしましては、先ほどの質疑の中で、地方自治法第214条、これに違反しているかどうかというところの確証が得られなかったということでございます。

委員皆様の賛同を得られますようによりしくお願い申し上げます。

もう一度戻っていただきまして、2枚目の一番下、第3表、地方債補正を削る。

以上でございます。

藤井本委員長 以上で説明終わりましたので、これより梨本委員提出の修正案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようでございますので、以上で、ただいま議題とされております議第97号の修正案に対する質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論は、議第97号及び梨本委員より提出されました議第97号に対する修正案を一括して行います。

討論はありませんか。討論は一括して行います。

それでは、分かりにくいので、こちらから申し上げます。

まず原案に賛成の方の討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 続きまして、原案と修正案の両方に反対の方の討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 梨本委員の修正案に賛成者の方の討論ございませんか。

吉村委員。

吉村委員 私は、令和7年度一般会計補正予算(第4号)の令和7年度一般会計補正予算の修正案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

梨本委員がご指摘になりましたように、地方自治法214条のことにつきまして、私ども議会といたしましても、法令というものがございます。これがクリアできてるかということは非常に、まず受援施設の中身に入る以前の問題として、これは大事なことになります。これがクリアされていないという現状でございますので、どうしてもこれは、まず原案に賛成ということはいたしかねるというようなことでございますので、このことにつきましては、私も梨本委員の提出されました修正案に賛成といたしまして、私の賛成討論といたします。

藤井本委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は分割して行います。

まず、梨本委員から提出されました議第97号に対する修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

藤井本委員長 起立多数であります。よって、議第97号に対する修正案は可決すべきものと決定をいたしました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く、今、修正案、議決をいただきました。その部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第97号の修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

今、一般会計終わりました。職員の入替えだけ、5分間休憩をいたします。5分間だけです。10時に再開いたします。

休 憩 午後 9時54分

再 開 午後10時00分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議第98号、令和7年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

西川部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま議題となりました議第98号、令和7年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明させていただきます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億1,954万8,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為でございます。1つ目が特定健康診査受診券等印刷・封入封緘業務委託で、期間は令和8年度、限度額は150万円でございます。この委託業務は、特定健康診査等を実施するに当たり、令和8年6月1日までに対象者約1万人に受診券を交付する必要があるため、入札等に向けた準備期間を確保するため、債務負担行為をお願いするものでございます。

2つ目が人間ドック助成業務です。期間は令和8年度、限度額は640万円でございます。人間ドック助成事業は国保加入者を対象とする健診事業で、受診者には人間ドック費用の7割を助成する事業でございます。受付開始を4月1日とし、1人でも多くの方に受診していただけるよう債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、6ページをお願いします。事項別明細書の歳出でございます。2款保険給付費、6項葬祭諸費、1目葬祭費の18節負担金補助及び交付金で30万円の追加でございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、5目償還金の22節償還金利子及び割引料で24万8,000円の追加でございます。

戻っていただきまして、5ページの歳入をお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査補助金で1,000円の追加でございます。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費交付金の1節普通交付金で30万円の追加でございます。

7款繰越金、1節前年度繰越金で24万7,000円の追加でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第98号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第98号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第101号、令和7年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

西川部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第101号、令和7年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億944万円とするものがございます。

5ページをお願いいたします。事項別明細書の歳出でございます。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の18節負担金補助及び交付金で54万円の追加、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金の22節償還金利子及び割引料で20万円の追加でございます。

戻っていただきまして、4ページの歳入をお願いいたします。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金で54万円の追加、6款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金で20万円の追加でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第101号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第101号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第99号、令和7年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となっております議第99号、令和7年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の補正予算書1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,664万円とするものと、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,833万8,000円とするものでございます。

まず、このたびの補正につきましては、主なものとして、人事院勧告に伴う人件費等の補正がございます。まず、そちらにつきまして総額をご報告させていただきます。保険事業勘定につきましての影響額は、人件費、人事課分として19万3,000円。

次に、各項目ごとで計上しております会計年度任用職員に係る報酬等といたしまして合計95万5,000円となりますが、各項目内において差し引いておりますので、項目内での増減はございません。

次に、サービス事業勘定につきましては、人件費、人事課分の職員手当等として120万3,000円、会計年度任用職員に係る職員手当等につきましては、合計4万8,000円の追加となっております。

次に、それ以外について説明をさせていただきます。事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。保険事業勘定の歳出でございます。7ページをお願いいたします。上段の1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料で71万5,000円の追加でございます。こちらは令和7年度税制改正に係る介護保険法施行令の改正に伴うシステム改修費となりま

す。

次に、保険事業勘定の歳入についてご説明を申し上げます。6ページをご覧ください。3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目介護給付費補助金、1節介護保険システム改修補助金で35万7,000円の追加でございます。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金、1節事務費繰入金で35万8,000円の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査よろしくお願ひいたします。

藤井本委員長 ただいま説明願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第99号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第99号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第100号、令和7年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第2号)の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま議題となりました議第100号、令和7年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億475万9,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。今回の主な補正内容といたしましては、人事院勧告等に伴う人件費の追加補正でございます。

5ページ、歳出でございます。1款教育費、1項1目学校給食総務費、人件費、人事課分で32万7,000円を追加しております。

次に、歳入でございます。戻っていただいて、4ページをお願いいたします。2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で5万円の追加、次の3款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金で27万7,000円の追加となっております。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議、ご希望の方おられませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第100号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第100号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第102号、令和7年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

吉田上下水道部長。

吉田上下水道部長 上下水道部の吉田でございます。よろしくお願い申し上げます。

ただいま議題となりました議第102号、令和7年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の主な補正内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正、原水不足による奈良県広域水道企業団受水費の追加を行うものでございます。また、物価高対策の一環といたしまして、重点支援地方交付金を活用し、個人及び事業者向け支援策として、水道料金のうち基本料金の2か月分を減免することから、水道使用料の減額を行い、その減額分を一般会計より補助されるものでございます。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出におきまして、収入の部、1款水道事業収益、1項営業収益で1,664万円を減額、2項営業外収益で1,683万8,000円を追加し、水道事業収益の総額を8億194万4,000円とするものでございます。

続いて、支出の部、1款水道事業費用、1項営業費用で7,609万1,000円を追加し、水道事業費用の総額を10億278万8,000円とするものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。第3条、資本的収入及び支出におきまして、支出の部、

1 款資本的支出、1 項建設改良費で57万6,000円を追加し、資本的支出の総額を4億5,088万4,000円とするものでございます。また、本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億3,062万8,000円を4億3,120万4,000円に改め、補てん財源のうち、建設改良積立金1億8,749万5,000円を1億8,807万1,000円に改めます。

続いて3ページに移りまして、第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費7,980万2,000円を8,137万3,000円に改めます。

詳細につきまして、予算明細書におきまして説明いたしますので、16ページをお願いいたします。収益的収入でございます。1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益、1 節水道使用料で1,664万円を減額いたします。これは令和8年2月分から3月分までの2か月分の水道基本料金の減免を行うものでございます。2 項営業外収益、2 目1 節他会計補助金で1,683万8,000円の追加でございます。これは水道使用料の減額分にそのための経費を加えた額を一般会計より補助されるものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。収益的支出でございます。1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費で7,498万9,000円の追加、2 目配水及び給水費で46万6,000円の追加、18ページに移りまして、3 目受託工事費で28万6,000円の追加、4 目総係費で35万円の追加でございます。

最後に19ページをお願いいたします。資本的支出でございます。1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目浄水設備費で30万2,000円の追加、2 目配水設備費で27万4,000円の追加でございます。

以上、水道事業会計補正予算（第2号）の説明といたします。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はないですか。

谷原委員。

谷原委員 2点お伺いします。

1 点目、16ページの1 款1 項1 目水道使用料についてであります。先ほど説明がありました、基本料金2 か月分ということでもありますけれども、これについては、何月分の引き落としが当たるのか。

（発言する者あり）

谷原委員 2月分で、金額もあったのか。すいません。

2 目ですけど、受水費です。こちら、非常に大きな金額が、県水のほうを買うということで増額補正になってるんですが、1 目ですけども、渴水ということで県水のほうをたくさん買わなければいけないということなんですが、これ、数字として出るかどうかはあれですが、補正後の見込みとして、給水原価、供給単価、これがそれぞれどうなるのかということが分かれば教えてください。

それから2 目、これは赤字になると思うんですが、補てん財源、これについてはどうなってるのかということについて伺います。

藤井本委員長 2点。

西川課長。

西川水道課長 水道課の西川です。どうぞよろしく願いいたします。

1点目のお問いでございます。給水原価、供給単価でございますが、供給単価につきましては、137円74銭となります。給水原価につきましては、どちらも税込みですが、201円63銭となります。

それから、今回の補てんの財源でございますが、当年度未処分利益剰余金で充てるということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。水道料金の引上げということではなくて、当年度剰余金で充てるということでありました。ただ、給水原価については200円ということで、大変大きな原価になってきております。これについては、今後、議会でも注視していきたいと思いますが、引き続き、この間、水道ビジョンの中でも言われてました、新たな水源の開発、こういうことも含めてご努力いただきたいと思っております。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、討論に入ります。

討論ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第102号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第102号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第103号、令和7年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

同じく吉田部長。

吉田上下水道部長 ただいま議題となりました議第103号、令和7年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正を行うものでございます。

予算書1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出におきまして、収入の部、1款下水道事業収益、2項営業外収益で190万1,000円を追加し、下水道事業収益の総額を12億1,619万4,000円とし、支出の部、1款下水道事業費用、1項営業費用で137万8,000円を追加、下水道事業費用の総額を12億1,188万9,000円とするものでございます。

続いて、2ページをお願いいたします。第3条、資本的収入及び支出におきまして、支出の部、1款資本的支出、1項建設改良費で52万3,000円を追加し、資本的支出の総額を7億4,814万7,000円とするものでございます。また、本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億2,653万6,000円を3億2,705万9,000円に改め、補てん財源のうち、当年度損益勘定留保資金3億2,116万1,000円を過年度損益勘定留保資金5,713万円、当年度損益勘定留保資金2億6,455万4,000円に改めます。

続いて3ページに移りまして、第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費5,145万5,000円を5,329万6,000円に改めます。第5条、他会計からの補助金といたしまして、5億1,691万8,000円を5億1,881万9,000円に改めます。

詳細につきまして予算明細書において説明いたしますので、16ページをお願いいたします。まず、収益的収入でございます。1款下水道事業収益、2項営業外収益、3目他会計補助金で190万1,000円の追加でございます。

17ページに移りまして、収益的支出でございます。1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費で74万6,000円を追加、4目総係費で63万2,000円の追加でございます。

続いて18ページをお願いいたします。資本的支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道建設費で52万3,000円を追加でございます。

以上、下水道事業会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第103号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第103号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が全て終了いたしました。
ここで委員外議員からの発言の申出があれば、許可をいたします。
奥本議員。

(奥本議員の発言あり)

藤井本委員長 委員外議員さん、ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 それでは、今日も2時から始まって、今、22時30分となりました。二元代表制ということ念頭に置きながら、深掘りのできた、素晴らしい委員会だったというふうに感じております。大変遅くまでご苦労さまでした。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後10時30分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 藤井本 浩